

第四十六回国会
衆議院
地方行政委員会
議録
第二十三号

昭和三十三年三月十七日(火曜日)
午後一時十六分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君
理事田川 誠一君 理事渡海元三郎君
理事中島 茂喜君 理事永田 亮一君
理事藤田 義光君 理事川村 慈義君
理事佐野 憲治君 理事安井 吉典君
理事伊東 隆治君 大石 八治君
理事奥野 誠亮君 龜岡 高夫君
理事久保田次君 壽原 正一君
理事武市 恭信君 登坂重次郎君
理事三池 信君 渡 徹郎君
理事村山 達雄君 森下 元晴君
理事山崎 巖君 和爾俊二郎君
理事秋山 徳雄君 阪上安太郎君
理事千葉 七郎君 野原 覺君
理事華山 親義君 細谷 治嘉君
理事栗山 礼行君 門司 亮君
出席國務大臣 國務大臣 早川 崇君
出席府縣委員

自治事務官 佐久間 彊君
自治事務官 柴田 護君
自治事務官 細郷 道一君
自治事務官 森 清君
自治事務官 岡田 純夫君
自治事務官 森 清君
自治事務官 岡田 純夫君

自治事務官 岡田 純夫君
自治事務官 岡田 純夫君
自治事務官 岡田 純夫君

自治事務局 佐々木 喜久治君
自治事務局 森岡 徹君
自治事務局 石川 一郎君
自治事務局 産税課長 門 員 越村安太郎君

三月十七日
委員伊東隆治君、大石八治君、大西正男君、篠田弘作君及び重盛壽治君辭任につき、その補欠として三池信君、福田赴夫君、渡徹郎君、壽原正一君及び野原覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員壽原正一君、福田赴夫君、渡徹郎君及び野原覺君辭任につき、その補欠として篠田弘作君、大石八治君、大西正男君及び重盛壽治君が議長の指名で委員に選任された。

三月十六日
行政書士法の改正に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第一二五二号)
バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願(福永健司君紹介)(第一二八二二号)
昭和三十三年年度の地方税減税に伴う地方交付税の増額に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二九二二号)
市町村民税の不均衡是正に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二九三三号)

泉立高等学校施設建設事業の財源措置に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二九四号)
固定資産評価補償等反対等に関する請願(阪上安太郎君紹介)(第一三二七号)
同(栗原俊夫君紹介)(第一五一六号)
公給徴収証使用義務制廃止に関する請願(愛知揆一君紹介)(第一三七八号)
同(江崎貞澄君紹介)(第一三七九号)
同(唐澤俊樹君紹介)(第一三八〇号)
同(小泉純也君紹介)(第一三八一号)
同(正示啓次郎君紹介)(第一三八二号)
同(田中彰治君紹介)(第一三八三三号)
同(丹羽兵助君紹介)(第一三八四号)
同(山手満男君紹介)(第一三八五号)
同(和爾俊二郎君紹介)(第一三八六号)
同(中村寅太君紹介)(第一四八七号)

固定資産評価補償等反対等に関する請願(松本七郎君紹介)(第一五一七号)
は本委員会に付託された。

本日(小林進君紹介)(第一四二六号)同外一件(島上善五郎君紹介)(第一四二七号)
固定資産税引き上げ反対等に関する請願(松本七郎君紹介)(第一五一七号)
は本委員会に付託された。

本日(小林進君紹介)(第一四二六号)同外一件(島上善五郎君紹介)(第一四二七号)
固定資産税引き上げ反対等に関する請願(松本七郎君紹介)(第一五一七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)
市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第一二〇号)

○森田委員長 これより会議を開きます。
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。
質疑はありませんか。――なければ、本案についての質疑は終了いたしました。

○森田委員長 この際、委員長の手元に奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対し、川村慈義君、安井吉典君及び佐野憲治君から修正案が提出されております。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十条の二の改正に関する部分中「同条第六項を削り、同条第七項中「次条第六項」を「次条第九項」に、「前項」を「次条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる」を「同条第五項中「三億七千万円」を「四億二千万円」に改める」に改める。

第十条の三の改正に関する部分を次のように改める。
第十条の三第二項中「三億七千万円」を「四億二千万円」に改める。
第十条の五の改正に関する部分中「に、」第十條の二第四項及び第六項、第十條の三第四項から第六項までを「第十條の二第四項、第十條の三第五項及び第七項から第九項まで」に、「第十條の二第九項」を「第十條の二第八項」に、「第十條の二第八項」を「第十條の二第七項」を削る。

附則第七條中「第七項」を「第七項及び第二十四号ノ二」に改め、「に」改め、同条第二十四号ノ二中「奄美群島復興信用基金」を「奄美群島復興信用基金」に、「奄美群島復興特別措置法第十條の二第九項」を「奄美群島復興特別措置法第十條の二第八項」を削る。

○森田委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。川村慈義君。

申し上げておきたいと存するのであります。

○森田委員長　以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○森田委員長　これより奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の

申し出もありませんので直ちに採決いたします。

まず、川村議員外二名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立少数。よって、川村議員外二名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多数。よって、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決されました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に記載〕

○森田委員長 次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

この際、地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員長から、小委員会の経過について報告いたしたいとの申し出がありますので、これを許します。地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員長永田亮一君。

○永田委員 ただいま報告を求められ

ました地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本小委員会は、地方税法等の一部を改正する法律案及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案につきまして、その住民負担及び地方財政に及ぼす影響の重大なることにかんがみ、去る三月五日設置され、小委員十名が選任せられたのでありますが、三月七日第一回の小委員会を開き、その後十六日まで六回にわたって開会し、委員各位の御精進により、熱心に審査を進めてまいったのであります。

審査は主として懇談的に進めましたが、まず、政府当局より改正案について説明を聴取した後、税目別に政府当局に質疑を行なうとともに、地方税制運営の現状、住民負担の実態、税制調査会の論議の要旨、改正案の経緯及びこの改正案を施行した場合における影響など、広範多岐にわたる論議を行なったのであります。

審査におけるおもな論点を申し上げます。

第一に、住民税について申し上げます。まず、市町村民税所得割の制度改正については、改正による減収見込み額、減税補てん償の額、地方交付税等の自然増収と住民税減税補てんとの関係及び納税義務者の減少状況等について、資料に基づき説明を聴取するとともに、おもに次のような論議が行なわれたのであります。

その一は、市町村民税の所得割の改正についてであります。従来政府当局は、本文方式への統一や標準税率の設

定については、市町村民税の負担分任性や税収入の弾力性の喪失などからきわめて困難な面を有し、重大問題を惹起するので消極的であるという考え方のようであったが、今回の改正はどのような考え方に基づくものであるのか。著しい超過課税の団体について、標準税率の一・五倍をこえて課税することができないこととした理由は何であるか。制限税率の設定に伴い、従来税源が乏しいため、行政水準の向上という見地から著しい超過課税を取らざるを得ない市町村についてはいかなる財政措置を講ずるのか。標準税率の設定に伴い、低所得者に対して課税所得の段階区分を細分することができないこととなるが、法定される課税所得の段階区分及び税率については、現行の準拠税率そのままとしない再検討すべきではないかとの意見がありました。

その二は、減収補てんについてであります。減収補てんについては毎年度二〇％ずつ通減する方式をとるが、この補てん償の通減に際し、補てんされない額については地方交付税の基準財政需要額にいかん反映させる方針であるか。減収補てんのための財源措置を三十八年度の不交付団体にも適用しないのはいかなる理由に基づくのか。今回の地方交付税法の基準税率の改正に伴い、交付、不交付団体に移動を生ずることとなるが、三十九年度に不交付団体となるものに対する救済策をどうするか。減税に伴う減収を生ずる市町村において均等割を引き上げざるを得ないか。今回の減税は本文方式採用の市町村については、その恩恵はないではないか。また障害者等に対する非課

税範囲の拡大に関連して、本文方式における税額控除額等についても引き上げるべきではないかという意見がありました。

その三は、今回の改正に関連する問題についてであります。

道府県民税の税率は、旧に復して累進税率を採用したほうがよいのではないか。法人税割について改正を行なわなかった理由は何か。法人の規模によつて均等割に差を設ける必要はないか。給与所得者の負担が過重である現状にかんがみ、給与所得者の優遇措置について検討すべきではないか。所得割の課税標準は、前年の所得について算定しているが、現年所得について算定できないかという意見がありました。

さらに、市町村民税所得割の課税方式に関連して、国民健康保険税の所得割については、ただし書き方式を原則とし、本文方式によることも認めるという現行方式を存続する改正が行なわれているが、国民健康保険税ではただし書き方式をとり、市町村民税では本文方式をとることとなる市町村では、課税台帳を二本立てとすることとなり、事務が複雑になるのではないかと、国民健康保険税については、その税負担及び国民健康保険の現状にかんがみ、早急に改善合理化をはかるべきではないかという意見がありました。

第二に、事業税について申し上げます。

個人事業税の事業主控除について、性格をどのように考えるべきであるのか。引き上げに伴う人員の減少はどのくらいか。二万円引き上げた理由及びその根拠は何であるか。市町村民税所得

割の課税最低限度引き上げを根拠の一つにするのは税理論上おかしいのではないかという意見があり、いずれにしても、この程度の事業主控除の引き上げ、あるいは軽減税率の適用範囲の拡大は、中小企業者に対する税負担の軽減をはかるといふ趣旨に沿わないのではないかという意見がありました。

第三に、不動産取得税について申し上げます。

本税の価格は、固定資産の新評価基準によつて算定されることになるが、何らかの負担調整の措置を講ずる必要があるのではないかと意見があり、また、新評価に基づく不動産取得税は、投機的意図を持つ土地に対する牽制、ひいては地価騰貴の抑制の一策とも考えられるが、政府はどのように考えるかという質疑もありました。

第四に、料理飲食等消費税について申し上げます。

今回の外人客に対する非課税措置について、改正の動機の一つに、わが国のホテル代が割高であるということがあるのか、立案の過程から推察すれば、国際親善の行事であるオリンピック開催に際し、特に一時的な特例を設けようというものであり、期間を限定すべきではないか。キャバレー、料亭等における遊興を伴う飲食の場合、事実上遊興と飲食分とを区別することがむずかしく、徴税技術上その捕捉が困難であるとともに、遊興行為についても非課税とするにひとしい結果となるおそれが生ずるのではないか。また、飲食行為以外の行為についてきびしく課税するとなると、かえって外人客に対し、その分別に疑惑の念を与えるのみならず、外人客を優遇し、好印象を

与えるという法改正の趣旨に相反する結果となるのではない。いずれにしても、オリビックの機会に求むる外人客について特典を認めるとすれば、その期間、対象となる行為及び場所を明確にすべきであるという強い意見がありました。

このほか料理飲食等消費税の税率は、現行の金額区分を場所区分に改正すべきではないかという意見もありました。

第五に、軽油引取税について申し上げます。

税率の引き上げが小売価格に転嫁された場合において、公共料金の抑制と道路整備による受益とがどのような相関関係にあるか。税率の引き上げは必然的に自動車運賃にはね返り、ひいては物価値上りの一因をなすものではないか。また政府の物価値上げ抑制のための措置、特に公営企業の料金抑制措置に対して逆行することとならないかという意見がありました。

第六に、固定資産税について申し上げます。

まず、その一は、新固定資産評価基準についてであります。固定資産評価の日課となる適正な時価とは何か。法律事項でない評価基準の改正により、課税標準が一挙に数倍となることは、租税法主義のたてまえから不適当ではないか。農地については、農業経営の実態にかんがみ、収益還元方式による評価を基礎とすべきではないか。市町村間、府県間の境界地域について評価の均衡がとれているか、農地にかかる限界収益率正率につき、純収益額の算定に当たり自家労賃、農家利潤、地域間及び一毛作、二毛作の差を

どのように考えているか。限界収益補正率を五五〇とすると、全国大多數の一町歩以内の農家に不利な結果とならないか。また農家における未利用の畜舎及び耕作放棄農地等の遊休施設について減価措置を講じているか等をたじたのであります。

その二は、次の基準年度までの暫定措置についてであります。

農地については昭和三十三年年度税額を据え置き、農地以外の土地については、昭和三十三年年度税額の二割増しを限度とした理由は何か。採草地については、農業構造改革事業を推進する見地から、農地と同一に取り扱うべきではないか。宅地等については結果として増税となり、評価改定に伴い増税を行なわねばならない趣旨に反しないか。またこれらの土地についてはその評価増の状況が区々であり、これを一律に二割増を限度とすると、評価増の倍率が大きいものと少ないものとで均衡を失い、税負担の公平の見地から不適当ではないか。評価改定に伴い相対税率の引き下げを行なうべきではないかとの意見がありました。

その三は、次の基準年度における税負担の問題であります。

次の基準年度においてはかかる課税方法を講ずるのか。今回と同じように暫定措置を講ずるのか。税率の引き上げないし課税標準の特例等の恒久的調整措置を講ずるのか。この場合固定資産税の性格について財産課税と見るのか、収益課税と見るのか。評価の統一と資産間、地域間、用途別における負担力の差をどう考えるか。特に農地については特例を設けるべきではないか。いずれにせよ、今回の評価改定に

伴い、新評価額が四月一日から縦覧に供せられることになるが、この三年間の暫定措置の期間は一応よいとして、その後は現行地方税法上新評価額をもつて直ちに課税できることになっており、国民は非常に不安の念を抱いているので、政府はこれら国民の不安を一掃するため、早急に固定資産課税の明確な方針を示すべきだとする意見が圧倒的でありました。

その四は、課税標準の特例についてであります。

住宅建設促進のための固定資産税の軽減については、一般新築住宅と中高層耐火新築住宅の間に、その適用に一年の差がある根拠は何か。また中高層耐火新築住宅について、三、四階建てと五階建て以上の間に軽減措置適用期間に差を設けた理由は何か。このような軽減措置により現在でも大量の中高層建築、たとえば公園住宅等が新設されたとき、その所在市町村は、収入を上回って増加する財政需要に苦慮しているが、その対策を講ずべきであるとの意見がありました。

このほか大規模換地資産についての道府県課税は廃止すべきではないか。かりに廃止しないとしても市町村行政との関連から、大規模換地資産の種類により区別すべきではないかとの意見がありました。

なお、固定資産税と関連し、都市計画税においては現在土地家屋のみを課税対象としているが、受益の状況を考へ、この際借地権もその対象に含めるべきであるとする意見もありました。

第七に、電気ガス税について申し上げます。

電気ガス税は伸長性及び普遍性を備える税として、市町村の有力な独立税源であるにかかわらず、三十七年度より毎年度税率は一割ずつ引き下げられており、市町村に不安の感を与えているが、本税の地方税収に占める地位の重要性や地方財政の現状にかんがみ、税率の引き下げはもはや限界に達しているのではないか。政府は本税のあるべき姿をどのように考えているのか。

最近の生活水準の向上等電気、ガス使用の実態から見ても、免税点をさらに引き上げるべきではないか。また本税は電気又はガスの消費を通じて使用者に負担力を見出し、これに着目して課する消費税であるとして課しているが、その根拠はどこにあるのか。家計支出のうち電気ガス代の増加割合と、所得の増加に伴う消費支出の増加割合とは、どのような関係にあるのかという意見があり、また産業用電気ガスに対する課税について、産業用及び家庭用の電気使用量の割合、非課税措置による減収額等についてたまた後、重要基幹産業あるいは新規重要産業について、恒久的または期限付きの非課税措置を講じているが、産業間税負担の不均衡が生じているのではないか。非課税品目について極力整理合理化すべきではないか。産業用及び家庭用に対する非課税額を対比してみた場合、あまりにも大企業を優遇し過ぎているのではないかという意見がありました。このほか都市ガスとの均衡上、プロパンガスについての課税をいかに考えているか。揮発油税、軽油引取税との均衡から、自動車で使用するプロパンガスについては課税すべきではないかという意見もありました。

以上のほかにも、各税目にあたって有意義な論議がかわされたのでありますが、時間の関係もありますので、以上にとどめます。

これらの論議に対して政府当局は、政府原案の趣旨とするところを、税制調査会の答申等をも援用して説明し、今日の場合住民負担の均衡と地方財政の現状に照らし、もとより十分とは言えないけれども、この程度の改正にとどめざるを得ない実情等につき詳細なる説明を行なったのであります。

本小委員会としては、両案につきまして結論づけることは適当でないという意見の一致を見ましたが、(一)市町村税の減収補てん償の通減に及び、補てんされない額については、地方交付税の基準財政需要額にいかんにか反映させるか。(二)三年後における固定資産税の税負担の調整はどのような方針で行なうのか。(三)電気ガス税について基本的にとのような方針をもって臨むのかの問題、その他小委員会審議における重要な問題につきましては、なお本委員会において政府の所信をただすこととして小委員会の審査を終了したのであります。

以上、御報告申し上げます。

○森田委員長 以上で小委員長からの報告は終わりました。

○森田委員長 次に、両案について質疑の通告がありますので、順次これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 一点だけ自治大臣にお尋ねいたしておきたいと思っております。今回の税制改正にあたり、外航船舶に対してはその固定資産税を課さないこととする反面、特別とん税の税率が

引き上げられております。この措置は、現下の海運界の状況にもかんがみ、関係市町村の減収を補てんしながら、わが国外航船舶の国際競争力を強化するためにとられたものであると理解しております。したがって、固定資産税の免除は五年間とされておりますけれども、五年を経過した暁においても、現在の状況と異なる特別の事情を生じません限りは、さらに引き続いて外航船舶に対する固定資産税免除の措置が講ぜられるものと理解したいのでありますが、そのように了解してよろしいものでありますでしょうか、お伺いいたします。

○早川国務大臣 奥野委員お認めのとおりでございますので、今回の措置をとった趣旨及び経緯を尊重して善処いたしたいと考えております。

○森田委員長 川村総務君。

○川村委員 大臣に三三点ばかりお尋ねをしておきたいと思っております。またあとで事務当局に二、三お尋ねをいたします。

昨日、参考人の方々においでいただきまして、いろいろと御意見を拝聴し、お尋ねすべきことはお尋ねをいたしましたのでありますが、まず第一に、率直に大臣のお考えをお聞きしておきたいと思っております。ただいま小委員長長の小委員会における審議の経過の御報告がありまして、その御報告の中にも、いろいろと質疑がなされておるようであります。すなわち第一には料理飲食税の問題でございます。これは外人の観光客あるいは近頃開かれるオリピックに來訪する諸君に対する優遇の措置だと言われているのであります。というならば外人の観光客に対して

唯一の措置という目的で、二年前に廃止されたこの税金が今度から復活するということになるわけでありまして、大臣は、この税の復活は、はたして言われるように外人の観光を盛んにする、日本の外貨を獲得する上に大きな役割を果たす、そういうお考えで提案なさっておられるのかどうか、御意見をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○早川国務大臣 オリピックという世紀の祭典でもございまして、これを機会に外人に対する飲食税の非課税ということを考えたのであります。同時に観光政策上、料飲税というものも諸外国ではおおむねございせん。そういう観光政策上の考慮も入れまして改正を御提案しておる次第であります。これによって具体的にどれだけ外貨を大幅に獲得するかどうかという問題は、なかなかむずかしい問題でございますが、ただ向こうの外人客は、ほとんど自分の個人的なインカムで宿泊費も飲食代も払いますので、レシートにおいてよそにないようなことが計上されて、多額な飲食代あるいは宿泊料をとられるというところは、気分としてよくないというところは私は想像できるわけでありまして、そういう面から、観光政策上有益な効果は与える、かように存する次第であります。

○川村委員 大臣、二年前にこれが廃止された理由は御存じのところだと思われ、税制調査会の答申にも御存じのとおり、外人に対する料理飲食等消費税の非課税措置を復活すべしとの論もあるが、同様の性格、非課税措置を廃止したいきさつにかんがみ、その復活は適当でないかと考えると明らかに答

申している。その理由を考えると、二年前これが廃止されたその真因をお考えになるならば、自治省の大臣としてはこれは提案すべきではなかった、これは私の思ひであります。いま大臣のお話の中に外人観光客等のごとくありましたが、これは私が申し上げるまでもなく、かりにそこに何%かの宿泊あるいは飲食についての税金が織り込まれたとしても、私はそのことによつて外人はさすがに日本は料金が安いとかいうようなことは考えないと思ふ。むしろ外人の観光を盛んにするということがなれば、ほかにこれはいろいろの対策があるはずで、その対策を進めることこそが大臣がいまおっしゃった趣旨に沿うものではないか。これは税関の問題もありません。道路張りつけた広告等の問題もありません。あるいは東京市内のよれた清掃関係の処置をしようとするということもありまして、そういうことを考えるのが先決であつて、税金に重きを置いて外人を誘致するとか考へ方は私はどうかと思ふ。大臣、いまお話をございまして、私たちが知つていて一つの例を申し上げますと、アメリカから約五十名の観光団が入つてきた、日本滞在が二十五日、その間、初めはその募集をした観光旅行団のガイドが立てたところのスケジュールによつて日本観光旅行をいたします。その場合には、予約されたところのホテルに、また、予約されたところの観光団は、あとの一週間か十日くらいは自由行動をとります。その自由行動をとるのに、大体の人たち——は大きな金を持って、諸君は別です。大体をう

いう団体の観光団は、東京都内でも二流かそこそこの日本旅館に宿泊をしております。なぜかと聞いてみると、日本のホテルは高いという。こういうのが多くわかれが耳にするところの彼らの意見であります。そこで二流程度の日本旅館にとまっておるのであります。そこで、この税金の問題よりも、そういう点を考えると、日本のホテル代、宿泊代そのものがやはり高過ぎる、こういう問題もあると思ふ。そうすると、宿泊代を引き下げるといふことが第一でなければならぬ、私はそういう見方をしております。もちろんこの飲食の税金が撤廃されたあと、いろいろの徴税に混乱が生ずるであろうこともわかりますけれども、その点には本日は触れることはいたしません。私たちがそういう考へ方を持っております。大臣、その点について、この税金が廃止されることはいきさつ、税関の答申の趣旨、現実問題として、外国の観光客等に対する対策、そういう点を考へると、この飲食税の復活はやつてはならないと思ふのでございまして、けれども、いま一度御意見を聞いておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 いまの川村委員の言われましたように、ホテルや宿泊費が高過ぎるから、一〇%に及ぶ宿泊の料飲税も当分廃止しよう、こういうのが趣旨でありまして、もちろんこれだけでは安くなりません。金利が高い、あるいはその他の税金が高いというより、多方面にわたる対策を必要として提案いたしました趣旨は、そういう点にあるわけでありまして、自治体の税収という面からいって、自主的に

いせんが、多角的な観点から、政府としてはこういつた際に、オリピックを機会に外人の料飲税も廃止するといふほうが、国際的なムードの面、あるいは観光政策上有利と考えましたので、御提案申しておるわけでありまして。

○川村委員 おことばではございますけれども、どうもいま大臣のお話だけではやはり納得できないものが残ります。宿泊代の中に税金が含まれておる、それを引き下げなければならぬ。私が申し上げておるのには、その税金部分を取つても、いまの日本の宿泊代といふのは決して業者は下げない、私はそれを見ておる。決して下げない、大体もともとこういうものの廃止運動があつたのは、これは外人客の登録旅館から問題が起つておるのであります。言ひなれば、そういうところの諸君が、税金が含まれておると結局ぐあいが悪い、そういうことが外人客等を宿泊させる場合に支障になる、ただそういうような考へ方だけで、この廃止運動を続けてきておつたと私は思ふので、それならば、同じ日本人に対して、一挙にこういう税金というものは廃止すべきではないか、そこまでひとつ踏み切るべきではないか。日本人には宿泊代についてもあるいは料理飲食等の税金を取つておながら、外人だけにこれを廃止して、こういふ考へ方は、これはどうも納得のいかないものがあります。もう日本は、外人に対して治外法権的なそういう考へ方やそういう施策をするべきときではないと思ひます。

それで、私は実際問題として、いろいろ幾つかの心配のあるケースが考へ

られるわけでありまして、先ほど申し上げたところでもございまして、どうも、この際ひとつ大臣としてはどういふ手を打たれるか、聞いておきたいと思ひます。いまここにおおよそ十人ほどの者が、外国から来たところの外人と一緒に料理家に飲みに行った、こういふことです。しかもその支払いは外人がするといふ。そうならば、パスポートを持っておればその外人の支払いに對しては、かりに一人当たり三千円以上の料理であつても、これは免税になるわけでありまして、そういうようなことは、外人の名をとつて、日本人がやれるというやうな事態が起つてくるのじゃないか、これは一つの例でありますけれども、幾つかのそういうケースが考えられる。そうなりますと、この徴税というものは大混亂を來たす、そういうことを心配するわけでありまして、いま私が申し上げましたやうな實際例について、スムーズに正しくいける御自信をお持ちかどうか、大臣のお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○早川国務大臣

私は日本国民及び外人を信頼する立場に立つておるわけでありまして、したがつて、そういうことに恥ずかしいやり方で、わずか一〇%の料飲税を脱税することは、もう戦後十九年もたつておる現在、そう多くないと思ひます。しかしながら、そういう不心得の外人もあるでしょう。あるいは不心得な国民もありましょう。したがつて、税務当局といたしましては、できるだけそういうことが起こらないやうに、飲食店業者あるいはまた国民にその趣旨を周知せまして、税

法が適正に行なわれるやうに指導してまいりたいと思つております。

○川村委員

大臣の決意のほどはわかりませんが、現在でもその料理飲食等の税金がどういふ状態であるかというところは、これは大臣、あるいはよく御存じないかも知れませんが、そういうところから出るのじゃないかと思ひますけれども、今日でもこれはいふん乱れておると考えなければならなりません。そういう点から考えると、私が申し上げたやうな事態がやはり次から次に起つてくるのじゃないかと思ひます。大臣がそういうお考えで、筋が通らない、やめるべきであるというやうな考え方で、二年前に非常論議の末に廃止になつたこの税金を、再び復活なさうというお考えについては、どうも大臣自身にも、おこぼれではありますけれども、ある点矛盾を感じておられるのではないかと思ひます。けれども、これ以上この点について申し上げないことにいたします。

第二にお聞きしたいことは、数字の点については後刻事務当局にお尋ねいたしますけれども、軽油引取税について二〇%の増徴であります。これはもちろん道路財源となさるわけでありまして、政府はいま大きく物価抑制の方策を打ち出しておるわけでありまして、この二〇%の軽油引取税の増徴は、物価の騰貴等には全然関係がない、そういう影響を与えない、こういう御自信で引き上げをなさつたのでございませうか、この点まずお聞きをしたいと思ひます。

○早川国務大臣

まことに痛いところをつかれましたが、理屈からいへば〇・八%程度運賃にはね返るわけでありまして、しかし、同時にこれは完全なガソリン税と違ひまして、目的税でございまして、それが道路補修、そういう面に使われることにより、タイヤのいたみ、回転率の上昇というやうなものを考えました場合に、それによるプラスがどうあるかというところは数字上なかなかむずかしい問題であります。したがつて、厳密にはいまのまゝの道路、いまのまゝの回転率ということでは〇・八%、道路がよくなるからそれに〇・二%あるいは〇・三%か、運賃のはね返りに逆な作用をするかも知れませんが、この程度であれば経済企画庁あたりのいつてゐる物価値上がりに対して、大きい影響がないから、まあまあということでは、この程度の値上げに踏み切つたわけでありまして。

○川村委員

おこぼれではございますけれども、われわれは実は心配をしておるわけですが、そこでちょっとここで税務局長にお尋ねしますけれども、たとえばバス事業等の業界、業者と申しますか、そういう仕事をしておる諸君が、今度のこの引き上げによつて利益の損失率といふのはどれくらいになるでしょうか。○細野政府委員 会社によつていろいろ違ふ点もあらうかと思ひますが、三十七年度の運輸省の調べておりますバス会社の景況を見ますと、売り上げ利益率が二・三%、こういうことになつております。もし今回の軽油あるいは揮発油の引き上げ分がそのまゝ小売価格に反映していったといたしますと、その間〇・九二%ほどの利益率の移動が起つてくるのではなからう

かというふうなノミナルな見方として考えております。

○川村委員

大臣、いま税務局長のお話のとおり、利益の損失割合というものが非常に大きいやうであります。そこで、私の持つております資料がはたしてどれくらい正確かどうかかわかりませんが、この際大臣、先ほど非常に心配がないやうなお話がありましたので、ちょっとお聞きおきたい。乗り合いバスにどういふやうな影響があるだろうか。軽油関係で、現行ではもちろんリットル当たり十二円五十銭、今度二〇%上がりますと二円五十銭の引き上げであります。そこで一キロ当たりの軽油消費量が〇・二八リットルといたしますと、今日のバスの台数を大体五万七千台程度見込んでいくと、この軽油増税の負担増といふものは約十六億八千万円程度だといふ計数が出てまゐる。それと同時に、御存じのとおり、これは別の問題ではありましようけれども、自動車損害賠償保険料が今度引き上がりまして、これ、こういうものを合わせますと、これが大体十三億程度の年間負担額になるわけでありまして、その乗り合いバスの三十九年度の運輸収入の推定額を求めまして、それから配当の該当部分を、利益課税部分、そういうものを求めまして配当該当分といふものが大体三十八億程度試算をされるわけでありまして、この三十八億といふもので、先ほど申し上げましたところの軽油増税負担増の十六億八千万、自動車損害賠償保険料引き上げによる負担増十三億、こういうものを見て配当該当分を除いてまいりますと七七%、〇・七七という乗り合いバス業の利益損失とい

うのが出てまゐる。そうなりますと、いま税務局長が言われたやうに、やはり大きな損失率が出るわけでありまして、したがつて今日までこういう業者は毎年のごとく運賃の値上げを申請してきた。おそろしくこれにはいふん検討しなければならぬ問題がありましようけれども、やはり運賃を値上げしなければ苦しいところの経営が存在しておつたといふことは考えられると思ひます。ところが今度運賃の値上げは抑制されておる。これは政府の物価抑制策の一つの方針として打ち出されておるわけでありまして、ここに今度は軽油の引き上げがなされるといふわけでありまして、これはおそろしく何といつてもバスの料金の値上げはしばらく抑えられておつても、やがざるを得ない羽目に追込まれるのではないかと、トラックその他の運賃といふものも同様な結果を生み出すのではないかと、そういたしますと、これは政府の物価政策、抑制策といふものが破滅に瀕する。それがわれわれ国民生活にどういふ影響を与えるかは、もう申し上げるまでもないのであります。したがつて、大臣の先ほどのおこぼれでありますけれども、私はたいへん心配をしておるのです。二〇%というこの引き上げをどうしてはじき出されたのか、その基礎をお示しいただくと同時に、ガソリン税の引き上げは、たしか一〇%じゃなかったかと私は思ひます。軽油引取税二〇%、この二〇%の引き上げを、それらのいろいろの資料からするならば一〇%程度の引き上げにしなければならぬという根拠があつても一〇%くらいに抑えられなかつたものかどうか、この辺のところを大

臣からお話をいただきたいと思うので
す。

○細郷政府委員 大臣の御答弁申し上げる前に、数字のことだけ申し上げま
す。

御承知のように、軽油の税負担は、
同じ道路目的財源としてのガソリンに
対しまする税負担に比べて、大体現行
で四九・二％、まあ半分程度でござい
ます。これは一つには、ガソリン税よ
りもおくれて軽油引取税ができた、ま
た軽油を使用したしますディーゼル車
に対する国家的配慮といったような点
もあったりいたしまして、こうなつて
おるのでありますが、その差が少しあ
り過ぎるのではないかと、御承知のよう
に、諸外国の例等から見ましても、差
があり過ぎるのではないかと、また小売
り価格の中に占めております税額の割
合も、やはり諸外国に比べて低いので
はないだろうか、こういったようなデー
タに基づきましていろいろ検討をいた
したわけでありまして、一方では、今回
道路整備計画が大幅な拡大をされましたに
伴ひまして、地方におきまします道
路の地方負担も相当ふえたわけござい
ます。従来から地方負担の財源とい
たしましては、約半分を軽油その他の
目的財源で処理をして、あとの半分を
一般財源でやるといったような行き方
をとつてまいりましたので、いま申し
上げましたような税負担との割合、あ
るいは地方の目的財源の占めておりま
す割合等を勘案いたしますと、おおよ
ね二〇％、これによつて新道路五カ年
計画の地方負担財源のうち、半分を目
的財源によつてまかなうことができる
というようなことを考慮いたしましたも
のでございます。

○早川國務大臣 いま政府委員の答弁
のとおりであります。

○川村委員 なるほど道路は整備しな
ければならぬと思ひます。しかし、こ
ういふ財源を考へるときには十分検討
なさつたであらうと思ひますが、その
半分程度を、このような軽油引き取り
税の増徴等による目的財源で埋めてい
こうと考へると、またそれが逆なほう
に及ぼす影響も大きいのではないかと、
そういう心配をするわけでありま
す。

道路の整備は進めなければなりません
けれども、こういう目的税の引き上げ
等によつて、あるいは国民生活に大きな
影響を及ぼす運賃の値上げを来たす
か、そういうことがあつてはならな
い。先ほど大臣は〇・八〇程度のこと
であるからさうたいした心配は要らな
いようなお話がありましたが、私も
私がいま申し上げましたような乗り
合ひバスの今日の実績から見ても、ど
うも私心配でならないのであります。
この点はやはりもう少し、引き上げる
余裕があるとかかりにいたしまして、
二〇％といふのは大きな引き上げ率に
過ぎるのではないかと、このように考
へるわけでありまして、党としては、私
たちの立場からいたしまして、こ
ういふ点は後ほど安井委員から申し上げ
ますけれども、賛成しかねる一つの大
きな課題であります。

第三番目にお尋ねいたしたいと思ひ
ますことは、きのう私は参考人の町村
会の代表の方、市長会の代表の方にお
尋ねをいたしまして心配のない結論を
いたしたのであります。固定資産の
評価がえについて事務がうまく進捗し
ておるか、こう聞きましたところ、き
のうおいでた代表の方は、お二人とも
その町村では大体うまくいっている
というようなお答えでありました。しか
し全国を考へる場合に、はたしてそ
うだろうかという疑問が残つてい
るわけでありま。なぜかと申しますと、自
治省からいたされたそういう進捗
状況を考へられまして調査によりまし
ても、二月末、三月初め、特に三月上
旬等に終わるような作業も幾らか残つ
ておつたようでありま。実は私はこ
の前の地方税の一部改正が提案され
たときに、その点は特に念を押して聞
いておきたのであります。それによつ
て、お尋ねをする機会がなかつたので
実は聞きませんでした。なぜ私がさ
ういふ心配をしておるかといふと、大臣、
十二月二十五日にあつたのほりから
今度評価がえをいたしますところの固
定資産の評価基準並びに評価の実施の
方法及び手続を定める件というのが告
示されております。ところが約一カ月
いたしまして、追つかけて一月二十八
日にその評価基準の一部を改正する告
示がなされております。そういうよう
なことでありましたから、これはたい
へんだ、とても三月に間に合ひそうに
ない、社会党は、もう少し先まで手続
を延ばしておいて、評価の事務を正確
に完了した後にやるべきではなかつた
かといふようなことを当時主張したは
ずであります。こういうようなこと
で急いでやつておられますと、そこに不
正な不正な評価といふものがなされ
たりなどしてたいへんな結果になるの
ではないかと、こういうことを心配いた
しておるのであります。

大臣にお尋ねいたします。一月二十
八日の基準の修正はどういうお考えで
お出しになつたのか、大臣からお答え
いただきたいと思ひます。

○早川國務大臣 家屋の評価に關しま
して従来の評価とのバランスをとる必
要が生じた。そういう關係から修
正をいたしたのであります。

○川村委員 税務局長にちよつとお尋
ねいたしますが、この告示の修正をさ
れた文章といふのはどういふふうに読
むのでございませうか。「第4節経過措
置」といふのがものとやつにありまし
て、これに續けて「固定資産評価基準
第2章第4節中本文を」とし、一の次
に次のように加へる。本文といふのは
第四節の全文ですか、あるいは前段の
ほうでございませうか。

○細郷政府委員 それまでに出ており
ました第四節の全文でございませう。

○川村委員 第四節の「昭和39年度に
おける各個の家屋の再建築費算点數に
ついては、市町村長は、その実情に応
じ、第2節2及び3並びに第3節2に
よるほか、次によつて算出してもさし
つかないものとす。一、二、三項
あります。この全文が一になつて、そ
して修正で二、三と追加された、こ
ういふこととございませうか。

○細郷政府委員 そのとおりでありま
す。

○川村委員 このお出しなさつたねら
いがまだ少し大臣はつきりしないので
すが、私が問題にしたのは、先ほど申
し上げましたように、こういうよう
におくれば基準の修正、追加をなさ
る、市町村末端では事務的にたいへん
混乱をしたではないか、それがために
たいへんおくれたのではないかと
のが一つ。いま一つは、評価は十二月
二十五日の告示によつての基準、その

手続方法によつて評価をされ、出たも
のに基づいて今度出てる地方税法改
正の法律によつて経過措置がなされ
る、こういうふうには私は理解をして
おるのであります。それでございま
すね。

○早川國務大臣 そのとおりでありま
す。

○川村委員 そこで私ちよつと疑問に
なりますのは、修正のこれを見ると、
法律事項で調整措置あるいは経過措
置をとらなければならぬだろうと思
ふことをこの基準の評価の中にす
でに指示をしておられるように受け取る
ので、この修正の第二項「一の次に次
のように加へる」といふこの第二項を
読みますと、法律事項として経過措
置あるいは調整措置をとらなければなら
ぬことを、すでに基準及びその評価の実
施の方法においてそのことがなされて
おる。それは一体妥当なことであらう
かどうか、それが許されることであら
うかどうか、こういうような疑問を持
ておるのでございませうけれども、そ
れをひとつ説明をしていただきたと思
ひます。というのは私の末端の地区か
ら一、二連絡がありまして、実はこ
の前から早くお尋ねしなければなら
ぬ、説明して向こうにも返答しなけれ
ばならぬ、実はこう考へておつた事項
なんです。こゝにございまして、その
点私は非常に疑問に思つてゐる。ど
うぞ税務局長から……。

○細郷政府委員 この追加の告示の部
分は、家屋の評価に關する部分でござ
いまして、家屋の評価につきま
しては、本来個別の評価をするとい
うたてまえをとつておりますが、評
価基準におきまして、いわば見立てによる便

ガス税が本来消費課税という観念がございまして、原材料の五割も電気代がかかるというのに対してはこれは非課税にするとか、あるいはまた輸出振興という立場から特別に非課税にしておる面が非常に多いわけでありまして、したがって、これをいま直ちに廃止して、地方自治体の税収をふやすということは、現在のところ考えておらないわけでございます。

○川村委員 たいへんあつさりお答えいただいたのでありますが、私が申し上げるまでもなく、この非課税措置が設けられたのは、御承知のような目的で設けられておりますけれども、今日ではもうすでにその目的を達して、非課税措置の該当しなくてもよろしい、そういうものがだいぶん出ておると思う。これはもう当局のほうで十分御存じのとおりであります。そこでやはりこういう点は、これは業界からいろいろ力が加わることもありまして、しかしやはりこれはねのけて、とるべきものはとる、廃止すべきものは廃止するということにして、一般大衆、一般家庭の負担というものを軽減する方向をとるべきではないか、これは地方の財政というものを離れたひとつのやはり政府政策でなければならぬと私は思ふのであります。

そこで、この際ちよつと税務局長にお尋ねをしておきますが、三十七年度おわかりでしょうか、あるいは三十六年度おわかりでしょうか、この非課税品目となつておるものが使つておる電力量は一体どれくらい、何百万キロワットあるか、第二にそれとしてそれが電力総使用量の何%くらいを占めておるか、そして三番目に、その非課税電

力使用量の電気料金推計額は、三十七年度なら三十七年度ベースで何億円あるのか、そしてそれが電力料金見込み総額の何%を占めておるのか、そういう点をちよつとここで数字的に明らかにしていただきたいと思ふ。

○細野政府委員 ちよつと三十七年度の数字はただいま手元に持つておりませんが、三十九年度の見込みとしての税額を申し上げて御参考に供したいと思ひます。三十九年度の電気ガス税の収入見込み額は五百一億でございます。その外に、いわゆる御指摘の特別措置その他免税点を見て減収額が百九十二億でございます。したがって、もし全部課税するということになりますと、五百一億に百九十二億を加えた六百九十三億、こういうことになつて逆に六百九十三億のうち、百九十二億というところが非課税を受けている率、こういうことになつておるわけでございます。なお、三十七年、三十八年、三十九年と、順次税率も下がつておりますので、一応三十九年度の税収見込み額でお答えをさせていただきます。

○川村委員 よろしくうございませう。この辺の数字がわかりましたらまた後日ひとつ示していただきたいと思ひます。なぜ私がこういうお尋ねをしてゐるかというと、やはり前から考へてみて、税金を納めない者の電気の使用量が、税金を納めている者の電気の使用量よりも半分以下、それよりももう少し大きい、どうもそういう結果があるようですからお尋ねをしてゐるわけ

です。ついでに、税務局長、いまのお話の五百一億という数字が出ておる資料の

四十五ページのところをちよつとお尋ねします。もう時間を一人であつてはいけませんから簡単に申し上げますが、ガスの調定見込み額がどうして去年よりも少し少なくなつておるのですか。ガスは、ことしの調定見込み額は八十八億六千万円、そうですね。ところが去年は八十八億九千六百万円だったはずですが、どうしてこれが少なくなつておるだらうか。ほかの売り上げ料金額の見込みも、非課税分の見込みも、差し引き課税標準の見込みも、全部去年よりもことは確かに数字は上回つておる。ところがガスだけ調定見込み額は去年より少しは少ない。その理由はどこにあるのでしょうか、ちよつと聞かせておいていただきたい。

○細野政府委員 御承知のように、電気の伸びに比べて、ガスのほうが伸びが悪いといふのは大体の趨勢でございます。特にプロパンガスなども出てまいつておる関係もあらうと思ひます。なお、私どもの収入見込みの基礎は、関係の通産省からもらつてやつておるわけでありまして、三十八年と三十九年では税率が少し違つてゐる点もあるいは数字の上に影響があらわれてゐるのではなからうか、かように考へております。

○川村委員 その根拠になる小さい数字を持ちませんから、これ以上お聞きしてもあれだと思ひますが、ちよつと疑問になつてゐるところです。大臣、最後にお尋ねをいたします。いまの電気ガス税でことし減収になる分は七十一億七千二百万円、ところがこれの減収にひとつ補てんをしようといふことではば消費税を引き上げて

もらつた。これは実際は六十五億八千一百万円、足りないですね。これはいろいろありましようけれども、とにかく足りない。ところが電気ガス税をとつておると、こちらのほうが伸びがだんだん大きいから、市町村の財政は助かる。たばこ消費税の伸びは電気ガス税ほどない。そうすると、一年、二年、三年としておきますと、せつかくちよつと補てんしてもらつても、市町村の財政からいふと、何年か後にはかつてこれはありがた迷惑だつたという結果が出てくる。どうしてこれを、最後にひとつお聞きしておきたい。

○早川国務大臣 これは予算折衝のときにも議論になりました。たばこよりも電気のほうが自治体にとりまして伸びのいいことは私もよく承知いたしておるわけでありまして、ただ、来年度だけをとりますと六十六億。非課税で五億減りますから、七十一億から五億引けば六十六億、六十六億でバランスがとれるわけでありまして、ただ、電気ガス税はいろいろな面で議論の多いところでございますから、この問題につきましましては、この補てん措置をどうするか、また電気ガス税を自身をどうするかという問題。私は非常に取やうす、自治体にとつては非常にありがたい税源だと思つておられますが、市町村財政全般の見地から今後税制調査会等でも検討されましようし、自治省といたしまして、総合的な見地から検討をいたしたい税目であるのであります。そういう次第でございます。また、再来年からの問題はどうかという問題は、そういう検討の後にまた見解を表明したいと思ひます。

○川村委員 数点お尋ねをいたしました。いろいろお考えはありますけれども、私たちの考へておる考え方と相当隔たりもあるようであります。そのあとは各委員の皆さま方が明らかにするだらうと思ひますから、私の言葉をこれで終らせていただきます。

○森田委員長 佐野憲治君。

○佐野委員 大臣の時間の関係もあつて、非常に恐縮なのですが、私ども、二、三お尋ねしておきたいと思ひます。

ただいま小委員長の報告の中で触れられておらない面について、特に大臣に考へ方なり所信をお聞きしておきたいと思ひますが、その一つは、住民税特に市町村住民税におきまして、昭和三十六年度から基礎控除ありあるいは専従者控除その他の諸控除が据え置きのなつておる。このことに対しては、本年度は二%からの自然増収が見込まれる。この機会に、国税に見合つてそうした措置がとられなければならないのではないか。あるいはまた、技術的にいろいろな問題点があるといひます。ならば、明年度におきまして住民税が本文方式に統一になるその機会に、いままでの矛盾しておるこれら基礎控除に対する大幅の減税を行なう考へ方を持つておられるかどうか、この点についてはお伺ひいたします。

○早川国務大臣 昭和三十三年の税制改正によりまして、従来国税が基礎控除引き上げになりましたと、それによつて引き上げられておりました影響を遮断いたしまして、負担分任の原則で自治体独自でこの問題を考へる道を開いたわけでありまして、私は、それなりに理由があると思ひます。国の税金と

違ひまして、自治体が、あるいは警察とかあるいは消防とかあるいは消防とか、それぞれの利益負担の關係におきましては、国税の場合と性格が多少違ふわけでありまして、したがって三十七年度からは、そういうふうに改正になつたわけでありまして、同時に、市町村間のはなはだしい不均衡、すなわち本文方式とただし書き方式の市町村の住民の、二倍、三倍の高い税金のアンバランスだけはぜひひとつ改正をいたしたいと考へまして、二カ年にわたつて本文方式に統一し、標準税率を標準税率に改めることにいたしましたわけでございます。それが終つたあと基礎控除を引き上げるかどうかという問題は、住民税という負担分任の原則からきておる税金の性質と国税との基本的な性格を考慮しながら、将来の問題として検討したいと考へておるわけでございます。いま直ちにここで本文方式に統一したから基礎控除も引き上げるといふ考へは持つておらないわけでございます。将来の問題として検討したい、かように考へておる次第であります。

○佐野委員 きんの税制調査会の松隈参考人から、税制調査会におけるそれらの問題点をお聞きいたしましたわけですが、けれども、しかしながら税制調査会におきまして、昭和三十八年度における答申の中に税金に対する物価調整という画期的な制度を採用いたしておるわけでありまして、あの中において述べられておりますように、今日の自然増収というものは、物価上昇に基づく名目的所得である、だから少なくとも三割程度は減税しなければならぬ、こういう物価上昇に伴う調整措置というも

のが取り上げられて答申になつておるわけなんです、その場合に国税に對しては、そういう措置を答申しなから、地方税に對しては触れなかつたのはどういふわけか。この質問に對しては、実は地方税におきましてはただし書き方式、本文方式と非常に実態が複雑であつたので、ついにそれまでに触れることはできなかったのだ、かようにも事情を述べておられるわけですが、そこで大臣は、負担分任あるいは利益の原則というたてまえからいふ困難であるという点を指摘しておられるわけですが、この点に對するもう少しはつきりした考へ方を示していただきたいと思つておる。と申し上げます

の、税制調査会が指摘いたしておられますように、今日の標準世帯における標準生計費、この中に課税限度が食い込んでまいつておる、いわゆる生計費に課税してきておる、こういう欠陥を是正しなければならぬ。今日における経済成長は名目的所得はふえておるけれども、実質上におきましては三割程度は減税しなくてはならないのだ、こういう点を指摘いたしておるわけですが、もちろん国に對する勧告にいたしまして、これからという問題でなくて、事後措置として物価の上昇、名目的所得と今日における課税限度、これらのことを検討しながら答申がされておりました、非常に内容において矛盾しておる点もありますけれども、しかしながら所得の課税限度という点を考へてまいりますと、住民税における所得、これといふゆる国税における所得、これらのものを合算をして考へるのが当然ではないか、かように考へますし、それから地方税におきまし

て国税と地方税とを遮断をする、この考へ方は私は承知します。しかしながら地方税において課税の制度を設けられておる。一体何のために基礎控除なり専従者控除なり扶養控除を設けたのか。おそろくこういう控除制度を採用いたしたことは、とりもなおさず生活に課税しないという保障のために、この制度が設けられたのではないかと、しかも生活費に食い込んでおる地方税、こういう面から、少なくとも国税に對しては、そういう措置がとられると同時に、控除制度に關しましてはやはり見合つた措置がとられるべきではないか、かようにも考へるわけですが、けれども、大臣の考へ方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○早川国務大臣 なかなかむづかしい税理論になるかと思ひますが、地方税と国税と違ふのは、地方自治体には弾力性がなければならぬ、いい税金は、所得税や法人税やあらゆるものは国でとることになっておりますが、法定外の地方税にもいろいろ制限がございまして、自由に財源を得るわけにいかない。国の場合は必要あれば予算を増額し、つばない税源で財源を得る道はあるわけでありまして、ところが自治体の場合には、国からいろいろの施策が押しつけられて、しかも税源に弾力性がございせん。そこで所得税なり法人税なり国税に伴う影響が常に起こつてくるというところは、非常に財政面から困る面があるわけでありまして、そういう観点から、御承知のように国税との遮断をいたしたわけでありまして、この点につきましては御賛成いただいておるわけでございます。問題は、生活に食い入る面という

問題でございますが、この面はやはり地方税におきましても考慮しなければならぬ、国税のとおりの基礎控除を引き上げていく、スライドしていくということに私は反對しておるわけでありまして、こういう問題を考へました場合に、負担分任あるいは利益に、プラス生活費に食い込むという場合においては、そういう控除制度を設けるという妥協の産物が現在の住民税の姿になつておる。しかし自治行政の政策をいたしましては、この二カ年に本文方式とただし書き方式によるあまりにひどいアンバランスをとりあへず片づけて、これによつて低所得者、特に三百万近い人たちが、もし現在のままの所得であるとするならば、均等割を除きまして所得割の住民税を納めなくてはよくなるような大改革をいたしますから、これを片づけて、その後いまだ申し上げたような基礎控除を引き上げるか引き上げぬかという問題は、地方財政全体の財政状況も非常に苦しいですから、そういうものを含めまして慎重に検討すべきものだ、かように考へておるわけでありまして。

○佐野委員 私は本文方式に統一する、これは重要な問題でしようけれども、現在における地方税のあり方そのものは、もつと重要な問題点を含んでおるのではないかと考へる。国税におきましては生活費に最低限度課税をしないという方針が堅持されて、そのことが論議されておるときに、地方税だけが生活費に食い込む税金を温存しておる。いわゆる利益、負担分任の原則が強くこゝに主張されているわけですが、私はいさゝか以上は租税公平の原則が

貫かれなければならぬのではないかと考へます。もちろん地方行政委員会においては、そういう減税の問題を取り上げることはタブーな近ごろの地方自治体の財政状況でありますけれども、しかしながら、国民所得に對する租税の負担率が二・五％に達しておる、しかも租税総額に占める徴収の配分、分類によりますと、国税が七〇％であり、地方が三〇％だ。国自体が豊富な税源を独占して、しかもその余りかすだけ、いわゆる生活費に及ぶという税源のみを残しておるといふところに根本的な問題があるのではないかと、そのことを直視せずして、負担分任あるいは利益の原則を強く主張されたいといふことは、いわゆる大衆課税、封建的な租税制度の考へ方と同じ偏見におちいぬのではないかと、こういう点大臣は閣議においても強く主張していただきたい、かようにこの点に對してお願いいたしますと同時に、あわせて大臣の考へ方の中ですらうしても納得できない点は、地方税の中に控除制度が設けられた。このことは国税の影響を地方税に對して遮断をする、その考へ方とは私は別だと思ひます。やはり地方税の場合においても生活を保障しなければならぬ国家的な義務、これに基づいて控除制度というものが取り上げられておるのである、単なる思いつきによつて控除制度は生まれておるのではないのではないかと。税制調査会の答申その他の文章を読んでみますと、そういう点が強く述べられて、国税の影響を遮断するといふことと、控除制度のもとにおいて基礎控除その他の控除を引き上げるといふことと別な問題ではないかといふ点をひとつ御検討願ひたいと思ひます。

第二の点といたしまして、固定資産税の評価をめぐつての問題であります。二点ばかりお尋ねしておきたいと思ひますが、一つは不動産取得税に新しい評価額が適用になるわけです。固定資産税そのものに對しては経過措置をとられ、都市計画法にも調整措置をとる、しかしながら不動産取得税にだけこれを適用する、この考え方についてであります。私は不動産取得税に對しまして、その結果であるであります。もう一つは、新築の住宅並びにこれに伴う土地の取得に對しまして、それぞれ基礎控除なり税額控除が行なわれておるわけですが、こういう大幅な措置をとられるとするならば、一体不動産取得税は歴史的沿革、長く雑種税としてありましたが、昭和二十五年にシャウプ勧告によつてこれが廃止された。こういう流通税は不適当だとして廃止され、二十九年にこれが復活してまいつた。この復活してまいりまして、たゞにこの復活する理由として述べられておることは、大臣も御承知だろうと思ひますが、当時の国家財政のあるいは地方財政の現況から見て、不動産取得税を、取得する人だけが負担能力がある、こういう一つの点が指摘されております。しかしながら最も大きくこの復活する理由としたしまして、固定資産税の税率が年々引き下げが行なわれておる。これに見合うものとして不動産取得税を取るのだ。第二の点として指摘されておりますのは、当時指定平均価格の場合におきまして、町村がこれに習熟いたしてない、だから古い貸賃価格の倍、数その他をもつて非常に各市町村間の不均衡が露呈してまいつておる、こ

う意味から不動産取得税の課税権を県知事に与えることによつて、固定資産税台帳に記載されない不動産取得にあつては、県知事が評価を行なう。この点から町村間の不均衡を是正する、この必要性の中から不動産取得税を創設するのだ、こういう趣旨が述べられておつたわけですが、そういう意味から考へてまいりますと、今日すでに不動産取得税というものがある理由を失つておるのではないかと、新しい評価基準が出てまいり、これに伴う自治大臣の強い強制力も出てまいり、町村間の不均衡といふものは是正されるのではないかと、その意味からも存在理由を失つておるのではないかと、このように考へるわけですが、このように對する大臣の所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○早川國務大臣 基本の考え方としては、不動産を取得する人には負担能力がある、力があるという考えに立つておりました、單に不動産を持つてゐるから固定資産税を財産税として取るというのでは性格が異なりますので、相続税も大体時価で取つておりますし、その他の国税はみな時価でやつておるわけでありまして、そういう關係で商工会議所や財界から不動産取引税を課するのはいくらぬといふ御意見も聞いておりますけれども、主としてそういう力のある会社が土地を買つたり、あるいは金を持つてゐる人が土地を買つか、あるいは不動産屋が投機取引で土地を買つてすぐ売るといふ場合には、むしろその抑制にもなりますので、今回不動産の取得税につきましては、百分の三という税金を評価によつて取るような措置を講じたわけであ

りまして、これに關する限りは、相続税やその他と同じような考え方にとつておるわけでありまして、ただし庶民階級が住宅のために百五十万程度の土地を買ひ、建坪の二倍の土地を買ひといふものは、不動産取得税について基礎控除で免税になりますから、庶民のそういう不動産取得に對しましては御迷惑をかけないといふあたか配慮もいたしたわけでありまして、○佐野委員 大臣も出発されますので、あとからまたお伺ひいたすこととして、不動産取得税の場合におきまして、たとえば新築のための土地所有に對しまして、二百平方メートルを限度として税額控除が行なわれておるわけでありまして、今日東京におきましては十萬、二十萬の価格を示しておる。十萬といふにしても六十坪ですから六百萬円の取得に對しては税額控除を行なつておるわけでありまして、ところが他方にもいりますと、農村におきましては新しい近代設備資金の制度が取り上げられて、いわゆる新しい作業場を設ける、あるいは家屋と作業場とを分離する、こういう住宅改良その他の施策が、あるいはまた農村近代化のための施策として取り上げられておるわけでありまして、そういう中で獲得いたしましたものに對しまして、わずか五萬円しかの免税点がない。今日農村近代化資金を借り入れる、大体平均が百萬円だろつと思ひます。百萬円程度の作業場を持たなくてはならない、あるいは養豚その他の畜産關係の豚舎も持たなくてはならない、こういうものに對してはゆる課税をする、こういう不均衡になつておるわけです。——いずれまた

お答えは戻られたらいただきましよう。○森田委員長 安井吉典君。○安井委員 私は地方税法等の一部を改正する法律案外一案案につきまして、後ほど修正案を提出するといふ考へを持つております關係もございまして、大臣に對して最後の重要な問題点につきましてお尋ねを進めてまいりたいと思ひておるわけですが、ちやうど参議院の關係で大臣がま部屋を出られておりますので、その間若干の問題点につきまして政府御当局にお尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。一つは、公団住宅の關係であります。公団住宅に對する固定資産税の軽減措置につきまして、自治省は迅速で市町村を指導されているようでありますが、そのとおりになかなか実行ができていないところもあり、公団家賃の問題にこれがね返つてきてゐるといふ実情が新聞等にも報ぜられておるわけでありまして、この問題につきまして、経過や、あるいはまた現状等につきまして内容をお話し願ひたいと思ひます。○細野政府委員 公団住宅につきましては、以前から新築専用住宅三年間二分の一軽減の通達によつて、公団住宅も同様の取り扱いを市町村にまかせてきたわけでありまして、したがうしまして、軽減を行なつております市町村につきましては、公団についても同様のことをやつてまいつたと思ひますのでありますが、ただ最近の調べで見えてまいりますと、軽減を行なわないう市町村がかなり出てまいつたのでございまして、もとより市町村の財政上から見ますと、公団の住宅ができませんことに伴います

財政上の影響力、あるいは住宅の感情、いろいろな点がございまして、軽減を行なわないう市町村も出てまいつたのではないかとと思ひます。三十八年度について見ますと、公団の賃貸住宅の所在する六十四市町村に對して、軽減を行なつてゐる市町村が四十四、三分の二ほどの市町村がこれを行なつておるという状況でございまして、そこで今回、一般新築住宅に對する軽減措置を法定化することによりまして、住宅政策の面をはつきりいたすと同時に、地方交付税の基準財政収入額の計算におきましても、その分が自動的に補てんされるように法的な措置を今回講じようとしておるわけがございまして、これによつてかなりはつきりした軽減措置が今後実施されるものと見通しをいたしておる次第でございまして、○安井委員 そういたしますと、これまで通達によつてやつておりました分と、それからこれから新たにやる分と両方あるわけですね。従来からやつておりました分についてはどういふふうになりますか。

○細野政府委員 新築専用住宅についての軽減措置の通達は、三十八年の一月一日までのものについて出しておつたのでございまして、したがうしまして、三十八年の一月一日、具体的に三十八年度の固定資産税がかけられるものまで入つておつたわけでございます。したがうしまして、その通達によつて軽減措置をとりましたところでは、普通の場合でありますれば、三年間の軽減措置はそのまま自動的に通達措置によつて動くわけでありまして、したがうしまして、今回法律によつて新築住宅三年間

だんと自治体が超過課税をしなくても普通の仕事ができるように、超過課税をする上は、特別な仕事がよくできるようにという姿に持っていくようにつとめてまいりたい、かように考えております。

○安井委員　確かに超過課税をやっているような地帯は、住民税の場合同様に

だし書き方式の、しかも税率の一番高いところで課税をしていた、そういうふうな地帯であるわけです。ですから、基本的にはいまおっしゃたように、そういうふうな財政実態にさせておいたということ自体にこれまでの問題点があるので、交付税の配分における考慮でありますとか、そういうような点に十分御配慮を今後とも願わなくてはならないのではないかと思います。ただ

この補正議案の問題も、今度賃金削減が行なわれるという段階においては、やはり別な観点から、もう少し見なくてはならないのではないか、そういふうな気がするわけです。つまり、固定資産税という税は、評価額掛ける税率なわけです。地域によつては評価額は比較的低目には押えてやる、今日大臣ではそれができたわけですね。自治大臣の基準に準じてやればよかったので、それから、それによつて、もう少したつた

のですから、そういうことができたわけでも、したがって評価のほうが比較的低目に押えられていたということに関連して、超過課税といいますが、標準率をこえる税率が採用されていたというようなところでもないではないと考えられるわけです。したがって今度の評価がええという点に関連いたしましたして、この税率の超過の問題ももう一度考え直してみる必要がないか。新たな

観点から見る必要はないか。こういう定義のしかたで私はいま申し上げていくわけですが、いかがですか。

○細郷政府委員 評価が均衡がとれた評価、ことに各資産の間に均等な均衡がとれた評価が行なわれておれば、超過課税をした場合でもその負担関係は同じ姿であられると思うのでありますが、好ましいことではありませんが、うきやに聞けば、特定の資産については現行の評価制度によつた場合の水準が高いので、超過税率によつてそういう面から多少税収を上げるといふようなことも聞いたりいたすわけでありま

す。そういういき方はやはり改めるべきであらうと考えます。御指摘のようないき方がもしあるといたしますれば、私もよく調査して検討を加える必要があらうと思ひます。

○安井委員 超過課税の総額はどれくらいになっておりますか、それはおわかりですか。それから超過課税になっております市町村は全体のうちのどれくらいの割合になっておりますか。資料がありましたら……。

○細郷政府委員 固定資産税につきましては約五十五億の超過課税の収入。また市町村の数ではおおよそ三〇%といふことになっております。

○安井委員 固定資産税の問題では、免税点につきましては今度の改正法案によりまして、暫定措置では、農地以外の土地について一・二倍の課税標準に三年間はするのだというふうな規定からおそらく逆算されたのだと思ひますが、暫定期間中の土地の免税点は、現在の二万円を二万四千円にしてあるだけ改訂されておきまして、免税点一般についての考慮は全くないよう

でございますが、この点についてはいかがですか。

○細郷政府委員 土地についてだけ行なったのは、御承知の税負担の暫定措置に相応じて行なつたものでございまして、したがって、恒久措置を考へる過程におきましては、免税点の問題も取り上げていきたいと思ひております。

○安井委員 この免税点がいまの形で定められたのはいつごろでしたか。

○細郷政府委員 土地の二万につきましては三十四年以降、家屋の三万円も同じく三十四年以降、それから償却資産については現行の十五万円はやはり三十四年以降であります。

○安井委員 別々にお話しになりましたが、せんだい詰めれば全部三十四年以降ということでありまして、三十四年から現在までやはり基準年度が一回ございまして、評価の引き上げの措置は今日まで講ぜられていたわけですが、したがってこの免税点の問題も、そういうつど考慮をされなくてはならない問題だと思ひます。しかもこの免税点については条例事項になつていて、条例で設けてもいいし設けなくてもいい、こういうふうな規定になつていて、今問題があるわけですが、現在条例で制定しているところと、免税点を全く設けていないところと、それに

ついて資料がございまして、

○細郷政府委員 ちょっと市町村の数はいま手元に持つておりませんが、相当あると思ひます。

○安井委員 新評価がどういふところで恒久的な措置という姿で落ちつくか、その点に問題があるわけでありまして、そういうふうな際におきま

して、この免税点の問題も非常に重大な問題を生じてくると思ひわけでありますが、いかがですか。

○細郷政府委員 先ほども申し上げましたように、恒久措置を検討する過程においては、免税点の問題も取り上げてまいりたい、かように考へております。

○安井委員 後ほど、条例で制定しているところとしていないところと、それに関する資料がございまして、御提出いただきたいと思ひます。

きのうの参考人のお話によりまして、各都市町村のほうから、固定資産税の納期限を一月延長するといふようなことで、地方財政の上にも影響が多から、つなぎ融資をしてくれないうか、こういうふうな要望もあつたわけでありまして、この点についてはどう考へてですか。

○細郷政府委員 つなぎ融資につきましては、大蔵、郵政等と話をしまして、一応百億程度のワケを用意いたしております。

○安井委員 なお、補てん公債の発行時期についても、やはり市町村の側から非常に関心の持たれている点であります。これはいつごろにそれが市町村の手に届くような運びになるか、平年度の場合にはどうなるか、これもお話し置きたいと思ひます。

○細郷政府委員 本年度は、一応減収額の計算をいたしまして、申請等の手続がございまして、若干年度当初といふわけにまいりませんが、ことし中には、何とか八月か九月ごろにできる

ように準備を進めてまいりたいと思ひております。平年度につきましては、

できるだけ年度の早い時期にやるようにつとめたいと思ひます。

○安井委員 さらに、昨日の参考人のお話の中にも、最近における都市の財政需要が非常に大きくなつたといふこととから、固定資産税における大規模償却資産の課税限度を変更する必要があるのではないか。特に都道府県の財政需要も大きくなつておることはうなずけますが、市町村側のほうから大きく残す分を一そう拡大することが必要ではないか、こういうお話があつたと思ひますが、その点はいかがですか。

○細郷政府委員 これも固定資産税の恒久制度の際にあわせて検討をいたすべき事項と心得ておるわけでありまして、この問題につきましては、御承知のように、金額と財政需要に対する一定比率といつたような二重のクッションが置かれておりますので、現実の市町村の財政に与える影響は非常に区々でございまして、したがって、関係市町村の資料等もつた上で十分検討しなければならぬものと思ひておりますが、いずれにいたしましても、恒久制度を立案する過程におきまして、検討を加えてまいりたいと思ひております。

○安井委員 償却資産の関係は、新評価の場合にはあまり影響がないわけですが、したがって、恒久措置が講ぜられるまでといふふうなお話でございすけれども、土地の問題については、いふん問題がありますが、償却資産にはいまの段階においては影響がないのではないかと思ひます。特に新産業都市建設とか、そういうふうな形であるいは都市への人口及び産業の流入、こ

ういうふうな事態がどんどん進んでいる段階でございまして、恒久措置はそれはそれとして、それまでの段階でも償却資産税の問題については措置できるのではないかと私は思ひますが、あくまで三年後までお待ちになるというお気持が、もう少し先の段階でもできるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○細郷政府委員 確かに償却資産については御指摘のようないきさつでございす。ただ、これも税率の関係も影響がございまして、恒久措置の際にあわせて検討するほうがいいのではないかと、こ

ういう考へ方ではございす。

○安井委員 それも一つの考へ方でありまして、当面考へなくてはならぬこととは、ただ単に固定資産税の税から点だけではないに、市町村と都道府県との間の新たな段階における財政需要がどういふ姿で変わつてきているかといふような点について、三年を待たずに早急に御検討を願ひ、そういう中から結論が出るべきではないかと私は思ひます。もちろん固定資産税という立場から問題は考へなければなりませんが、むしろ都道府県と市町村との間の財政需要から税源を配分し直すという観点も非常に大切だと思ひます。そういう点から一つ御検討

置きを願ひたいと思ひます。

不動産取得税の場合の宅地取得につ

きまして、新たに建物が設けられて

るようでありまして、その限度は、法律

を見ますと、取得してから一年以内に

家を建てた場合、こ

的に定年退職前の人が、老後を考えて土地だけをまず探して、早く買っておかなければ値上がりをするからというので、やつと獲得した。しかし退職等の時期が一年でなしに、一年半になった、そういうような例もあるのではないかと思ふわけですが、そういうような場合に對する考慮はありませんか。

○細郷政府委員 これは確かに現実には問題となり得る点があるわけであり、どの程度の年数でこれを区切つたらいいかという点は、なおよく研究をしたいと思います。ただ土地、家を購入する形態も非常に複雑に最近ではなつておるのでございまして、必ずしも土地を買つてからちゃんと上に家を建てるというよりなオーソドックスな行き方ばかりではございませんで、さかさまの場合もございまして、建て売り分譲もございまして、いろいろな形のものもございまして、どこで線を引くかというところは、研究問題ではございまして、にわかにはどうしたらいいかというのでもまたむずかしい問題だと考へておるわけでございます。

○安井委員 私の知つてゐる人にこういうのがあるわけですが、これはよくある例だと思ふのですが、会社や役所にいるうちに、定年も近づいてきたというので、無理算段をして土地を買つて、家のほうは退職金をもらつてそれで建てるのだ、こういうケースがわりと多いのではないかと思ふのです。ですから一年という期限を置くにしても、その間に建築が完成されなくても建築がそのときに少しでも始まるとか、あるいはまた建築を必ずするといふふうな、たとえば手付金を大工さんに払う

とか、何かそういうふうな一定の証拠を見届けてから、そういうふうな場合も適用するといふふうな何か措置が考へられませんか。あるいはまたこの一年を二年にするとか、そういうふうなことも考へられないではないかと思ふわけですが、ただ、不動産業者に悪用されるというふうなおそれがあるわけでは、ないかと思ふわけですが、まじめなそういうふうな大衆の生活につながる問題について、何らかの配慮はありませんか。

○細郷政府委員 どこで年数を引きましても限界の問題は起るわけでございます。ことに住宅の場合は、目の前に見えて、建物ができるわけでありまして、土地の場合でありますと、それが見えませんが、本人の意思がなかなか捕捉しがたい、そういうふうなこともございまして、新築用の土地につきましてもは徴収猶予とか税額控除的な考え方を導入してゐるわけでございますが、そこいらも本人の主観のつかみ方が非常にむずかしいので、どうもこういう点につきましても、法律的に一時的に解決することもちよつと困難ではなからうかと考へます。

○安井委員 ただしやくし定本に考へていくといふことも一つのいき方ですが、けれども、もう少しこれはケース・バイ・ケースで考へなければならぬ場面も出てくるのではないかと、このことを一応指摘だけして、御検討願つておきたいと思ひます。

そこで、不動産業者の場合の不動産取得税についての課税はどうでしようか。現在正確に行なわれておりましようか。

○細郷政府委員 非常にこれもむずかしい点がございます。しかし業態が外からわかつておるといふ点で、関係税務官署の間で連絡をすることによつて捕捉を的確にしていきたいと思います、こういういき方をとつておるのであります、が、なおなお今後くふうを要する点が多いと思ひます。

○安井委員 現実に農民から土地を不動産業者が買つて、そして整地をして分譲住宅にして分譲をする、こういうことですね。農民の手から不動産業者、それから住宅の持ち主、こういうふうな三段にいく場合が最近多いと思ふのですが、こういうふうな場合は、どういふ課税方式でやつておるのですか、実態をひとつお話し願ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 そういう場合でも、一般的には一回ごとに取得行為があつたものとして課税の客体になるわけでございます。もちろん法律的に軽減をされます場合は、御承知のように住宅金融公庫から金を借りたような場合、これは軽減されるような規定になつております。

○安井委員 間を一つ通り越していくといふような場合もあるのじやないかと思ふのですが、法に定められておるとおりきつぱりいっておるのかどうかという疑問もあるのですが、そういう実態をお調べになつたことはありますか。

○細郷政府委員 実はそれだけで調べたことはございせんが、不動産の取得自体が実質課税主義でございまして、が、現実には登記面その他による捕捉がかなり大部分を占めてゐるわけでございます。そういう意味でなお十分な

捕捉が行なわれていない、あるいは中間省略登記が行なわれるというふうなこともあるわけでございますので、それらについてはもつぱら課税の技術上の手を加えていくことによつてカバーする以外、いまのところではないと思ひます。

○安井委員 最近のおおるべき土地ブームといひますか、宅地ブームといひますか、そういうふうな実態があります。ちよつとした町なら、郊外へ行きますと、山が切りくずされ、たんぼが埋められ、各土地会社の看板がかつていないところは少ない。しかもそれが乱立をしております。こういうふうな実態を私も見るわけですが、したがつて、この法律ができた時期といふことで、最近のそういうふうな実態がどういふふうな課税になつてゐるのかというふうな点について、やはりこれは十分にお調べをお願いする必要があると思ふのです。ごくノーマルな事態でありましたら私は別に申し上げる必要がないのでありますが、最近あまりにも宅地の問題について大きくクロージアップされてゐる、こういうふうな事態をまのあたりに見るのですから特に申し上げてゐるわけでありまして、この点ぜひ一その御検討を願つておきたいと思ひます。何か特にそれについてのお考へがありましたらお聞かせいたしたいと思います。

○細郷政府委員 現場の徴税事務の問題でございまして、各府県まづまちでございまして、府県によりましては、やはり税務の職員が現実に見回りをいたしまして、土地なり家屋の現況の変化を捕捉するようにとめておる

といふところもございまして、また関係の市町村のほうと連絡をとつて、そういう捕捉につとめるといつたようないろいろな苦心をしておるのでございまして。したがつて、いま御指摘のようなことも、実は関係の税務担当者の打ち合わせなどいたしますと必ず出てくる問題でございまして。それぞれ切實な捕捉することによつてなおつとめてまいりたい、かように考へております。

○安井委員 次に、電気ガス税の問題について先ほど来いろいろ御質問があつたわけでありまして、特にガスの問題ですね。現在三百円という免税点で置かれてゐるわけでありまして、いまの免税点でガスは一体使用者のうちのどの程度が該当してゐるのですか。電気と比べてお話しを願ひたいと思ひます。

○細郷政府委員 ガスは電気よりは確かに少ないのでございまして、約二割程度が適用を受けてゐるもの、こう考へております。

○安井委員 電気の場合は、

○細郷政府委員 電気につきましても、従量電灯によるところがほぼ二割、定額によりましてところは八割から九割の間くらい。

○安井委員 いま何いいますと、定額の場合は八〇％から九〇％くらいがほとんど三百円免税で落ちてしまつて、従量制は二〇％といふふうなお話でありまして、ガスはこれも従量制であります、が、それにしても三百円といふふうな月の使用量なんといふのはほんのわずか、二〇％ですかね、私どもの印象からいふともつと少ないような感じがするわけですが、全使用者の数の二〇％ですか。そういう適用の実態を電気とガ

指摘になりますような過去から入って
おります重要資料等については、若干
五割欠けたものもあると思ひます。
ございませうけれども、むしろこの非
課税の整理のしかた自体が、重要基礎
資料あるいはあとから新規産業とい
うのが入ったわけでございませうが、そ
ういった第一次製品的なものは、第二
次の製品にも影響があるではないか
といったような政策的な面で、これを
非課税といたしておきませうので、そ
う意味で一つ一つを見てまいりませ
う、五割を割っておるものもそういう
品目についてはある、こう考えてお
ります。

○細谷委員 そうしますと、どうなさ
いますか。五割割っておるものがあ
つた場合にはどうするのですか。検討
して……

○細谷政府委員 三十六年にそういう
基準をつくりましたときに、そういう
意味合いもあつて、実は若干の整理
をいたしたわけでございませう。その際
に重要基礎資料的なものと、そのコス
ト中に占める比率とかね合ひで取捨
をいましておきませうので、一応の整理
は実はいたしたわけでございませうが、
なお先ほど来のお話の出でございませ
うな、電気ガス税自体についての考え
方は、これは根本的に私どもも検討を
要する、こう考えておきませうので、そ
ういうときにあわせてこの非課税の品
目についても一回検討いたしてみ
たい、かように考えておきませう。

○細谷委員 私の質問に対してどうし
ても正確なびしゃとした答弁をしな
いのです。私が先ほど来やっているの
は五割なら五割でけつこうです。ひと
つこの品目ごとのコストの中に占める

○細谷政府委員 若干時間はかかりま
すが、品目ごとの表をつくつてお出し
いたします。

○華山委員 関連して。電気ガス税に
ついてでございますが、数日前からた
びたび生産コスト、生産コストと言わ
れますけれども、路面電車に電気税を
免除しておるの生産コストでござい
ますか。

○細谷政府委員 この点につきまして
は、若干いまお話のありました非課税
品目とは別の面での考慮を払つたもの
でありまして、やはり鉄道の料金が一
種の認可料金になつておるといったよ
うな点も考慮して、そういうふうな措
置をいたしておるものでございませう。

○華山委員 そういたしますと、水道
のほうには税金がかけてあるというこ
とは、これは認可料金ではないから差
しつかない、こういうことでござい
ますか。

○細谷政府委員 水道は実は相当電気
を使つております。計算のコスト上は
使つておりますが、反面には水自体の
原材料費が非常に安いというふうな面
もございませう。水道につきましては従
来から議論があつたのでございませ
うが、水道の事業が市町村営の事業がほ
とんどであるといったようなことか
ら、同じ市町村内のことでもございま
すのと、いま申し上げたような理由か
ら水道については現在課税になつてお
るわけでありませう。

○華山委員 それは路面電車でも同じ
でしょう。路面電車だって東京都に入
る。それで私は言うのでございませう

けれども、われわれの飲んでいる水に税
金がかかつておることになります。消
火するにも税金がかかつておること
になる。そういうようなことは私は非常
におかしいと思ひます。おかしい話ですけ
れども、イギリスではゆりかごから墓
場まで社会保障といひますけれども、
日本でははうぶ湯からお墓にかけれる水
まで税金がかかつておる。そのくらい税
金がかかつておる。そんな不合理は私
はないと思ひます。これは大企業の過去の
いろいろないきさつがあつて制定され
たものを整理すればその程度の税金は
浮いてくると思ひます。そういう面
におきまして、生産、生産といつて生
産面だけは一生懸命やる、国民の消費
については考えない、そういうふうな
ものの考え方は間違えておるのじやな
いか。私は水道等につきまして、一生
の間税金のかかつておる水を飲んでい
ることは、不合理だと思ひます。ぜひこ
の点十分に御考慮願つて、生産ばかり
でなくて、消費についても、水とかそ
ういうものについての減税といふこ
とを考えていただきたいと思ひます。
終わります。

○佐野委員 大臣に先ほどから私の考
え方を述べておつたわけでございませ
うが、どうですか、大臣。こういう雑種
税、言つてみまますと流通税で、これが
復活した沿革から願ひても、こういう
不動産取得税のようなものは廃止すべ
きでないか、かように考えるわけです
が、特に皆さんが住宅政策の一つとし
て新築住宅に対する基礎控除の引き下
げ、これは十五億ばかりの減税をやら
れる、あるいは新築住宅用地の税額
控除によるものが十一億円等、非常に
多額を占めておるわけですから、そして

た固定資産税の場合におきましても減
免措置がとられておる。私は住宅政策
というものは、別に考えらるべきじや
ないかと思ひます。ILOの労働者住宅等
に対する基準、これらの条約を見てまい
りまして、指摘されておられることと
いまの日本政府のつておることと、
どうも違つた方向にあるのじやないか
というところも感じますし、それから新
築住宅に対するあるいは土地取得に対
する控除のかわりに、一般の土地に対
しましては五万円、あるいはまたその
他の家屋に對しましては八万円、これの免
税点を設けられておるわけですから、い
かに大企業にも恩恵を与えておるよう
な形ではありませうけれども、皆さん自身
が税収の見込みの中においてこれだけ
の措置をとつてもわずかに三億六千六
百万円だ。こんなちっぽけなものを計上
しておられるわけですから、不動産取得
税そのものの持つ沿革の理由に願ひま
しても、やはりこういうものは廃止すべ
きではないか、かようにううあいに考
えるわけでありませう。そうして他面、土
地、宅地等をめぐるいろいろな問題に
つきましては、きのう税制調査会の松
隈参考人もお話しておりましたよう
に、やはり別に土地増価税なりあるい
は空地地税なりそういうことによつて
捕捉していくことが正しいのじやない
か。もう不動産取得税そのものは存在
理由を失つておるのじやないか。大臣
の、県財政需要の増加並びにその財源
を失いたくないという気持ちもわかり
ますが、かような雑種税、大衆課税、
かようなものを存置しておくのはおか
しいじやないか。繰返し申し上げま
すように、わずか十萬円の土地を取得

しようとする農民、この中に税金を
持つていくことをする。家屋と作業場を
分離したい、近代化設備資金を借り
て、しかもわずかの小屋を建てる、ト
ラクター、耕り機あるいはトラクター、
こういう小規模な機械を入れる、そう
いう家屋に對しましては遠慮なく税を
徴収する。しかも基礎控除すらこれに
認めない。しかるに片方におきまして
は基礎控除を認めておる。あまりにも
不均衡な形になつておるのじやない
か。地方団体があつて、住民の立場を
全く忘れておるような典型的な税収の
一つじやないか、かようにも考えま
すので、十分ひつと御検討願ひたい、か
ように希望申し上げておきます。

すでに時間もおそくなつております
し、水田委員も質問されさうだし、安
井委員が社会党の立場から総括質問を
行なうさうでありますので、私はあと
一点で打ち切りたいと思ひます。
固定資産税の新しい評価に伴つて、
特に田畑を通じて見てまいりますと、
北海道、東北、北陸が非常に高くな
つて引き上げられておる、これは一体ど
こに原因があるのか、この点に對して
おわかりでしたら説明願ひたいと思ひ
ます。

これらに対するところの、固定資産税に対する特例措置を設けるべきではないか、こういう議論が真剣にいま続けられておるところでもありますし、衆議院における災害対策特別委員会におきまして、自治省の皆さんをお呼びいたしまして、その委員会の中で、前の固定資産評価の基準でありますけれども、おかしいではないかという点がいろいろの角度から指摘になったことを思い起こすわけで、それども、そういう中で、前の固定資産の評価基準、この中におきましては、たとえば農地につきましては府県別当たり平均価格を七〇%、その他の総合指数が三〇%組まれておったわけですが、この中に積雪に関する要素が取り上げられておったと思ひますが、今度の新しい評価基準によりまして、その中における基準項目ですか、この項目の中からこれらの要素が欠けてしまつてきておる。こういうことも一つの原因になるのではないかと感じもいたしますが、これに對してはどうかをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○細野政府委員 売買実例価額によることになりましたので、売買実例価額自体がその時価を反映しているという考えに立つてやつてまいつたわけでありまう。ただ、いろいろ御指摘の点につきましては、これをどういう税負担に移していくかという過程については検討すべき一つの事項であらう、こう考へております。今回の暫定措置におきましては、前年程度に農地を全部押えておりますので、今回の措置と関連をしては考慮をいたさなかつた次第であります。

○佐野委員 大臣にお伺ひしておきたいと思ひますが、こういう積雪、あるいは豪雪、長い歴史の中で苦しんでまいつた、しかもこれを救済するために固定資産税の場合におきましていろいろの要素が組み入れられておりまして、あるいはまた交付税の中におきまして補正措置がとられておるわけですが、そういう点をどういう新しい評価基準をつくる場合におきまして、十分検討していただくかと思ひますし、田畑が売買実例価額だからそういう要素を取り除いたのだ。そのことが、東北、北海道、北陸は豪雪により、積雪によつて生活の水準なり産業基盤を非常に脅かされておる。そういう固定資産に對しまして、やはりある特別な基準を設けるべきではないかという点に對して、大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○早川國務大臣 この問題は固定資産税でこれをやるというところは、なかなか困難な事情もあらうと思ひますが、御承知のように、薪炭手当とか寒冷地手当というふうな面もありますし、また交付税の算定基準を積雪の度合いによつて考へるという措置もとつておりますし、その他いろいろの面からこういつた地域に對しましては考へていかなければならないと思ひます。

特に北海道、あるいは日本海沿岸につきましては、交付税の辺地のかさ上げもやつておりますし、公共投資その他の面におきましては特別の格差是正に努力をいたしておるわけでありまして、固定資産税はあくまで売買実例価額プラス限界収益率の五五%でせよというふうな基準によつておりますので、いま直ちに佐野委員御要望の形の補正

はできませんけれども、地方財政全般として、また国の政策全般として、積雪地に對しましてはすでにかなり厚いいろいろな施策は講じておるわけでありまう。今後一そう地方財政全般として考慮してまいりたい、かように考へておる次第であります。

○佐野委員 ただいま大臣は手厚い保護と申されますけれども、具体的に一体何があるか、こういうことをいまこの席で論議すべきでないと思ひます。別の機会にまた論議を進めてまいりたい。ただ固定資産税の場合におきまして、いままでありました要素が取り除かれておる。しかしながら家屋の場合におきましてはこれがやはり存置されておる。こういう点にも矛盾を感じられておる。そういう点につきましても、時間的關係がありまして、別の機会にこれらの点に對しましてもお聞きいたしたいと思ひますが、これに對する率直な、特に家屋の場合におきましては、そういう減耗なりいろいろな積雪による諸条件というものが組み入れられておる。田畑の場合におきましてはそれを取り除いておる。しかも災害という項目が生きてまいつておる。しかも災害基本法の中におきましては、この委員会において審議いたしましたとおり、特に積雪をも災害として災害基本法の中に定義づけたわけでありまう。しかもその乏しい土地の中にあつて、売買価格は異常な指数を示しておるであらうと思ひます。そういう中において、こういう特殊な諸要素とい

うものを認めない。家屋の場合におきましては、前回の方針を貫いておる。これらにつきましてもっとわかりやすい御説明をお願いしたいと思ひます。

と同時に、関連いたしまして、最後に、税制調査会の松隈さんにも御検討を願つておつたわけですが、たとえば国有林が七百五十万町歩ある、そのうち六百四十七万町歩までが北海道、東北、北陸に偏在をいたしておる。委員長の森田さんの青森県は、五〇%までが国有林で占められておる。福島県は四十二万町歩だ。全国の順位をとつてみますと、すべてこれらの地帯に偏在をいたしておるわけだ。そういう中で固定資産税が対象外になつておるわけですが、これらの点につきましても、何かこれらの地方団体に對する別の財源措置を必要としておるのではないかと。このことは、すでに基地交付金なり、あるいは三公社からの交付金、そういう制度がとられておる中で、それらのことが今日まで忘れられておるのではないかとこの点も感ずるわけでありまうので、それらの点に對しましては、税制調査会をいたしまして、やはりそれらの不均衡是正のために何かの措置をとることを検討したい、かように申しておるわけですが、この点に對する大臣の所見をお尋ねいたしまして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○早川國務大臣 今回の固定資産税の再評価は、全く画期的な評価がえでありまして、私はそういう意味で、固定資産評価審議会の方々の非常な努力に感謝しておるのですが、何ぶんにも問題が大き過ぎますので、いま佐野委員

の申されましたように、いろいろ御意見があらうかと思ひます。したがつて、そういう寒冷地の補正の問題と今回の評価というものは、人間のことですからいろいろ改むべき点はあるかと思ひます。十分御意見を承りながら、次の評価がえの御参考にし得る資料とさせていただきますと思ひます。

ただ最後にお尋ねの国有林、国有財産の交付金につきましては、あれは五年ごとの評価になつておりました、御指摘のように、北海道、東北等には非常に多くの国有林があるわけでありまう。それに伴ひます交付金の評価その他が妥当であるかどうか、もし著しくこの評価がアンバランスであるという場合には、市町村長から自治大臣に異議を申し立てる制度になつておるわけでありまう。そういう場合には、ぜひひとつ自治大臣に異議を申し立てたきまして、適正な評価による交付金にできるようにせつていただく努力をいたしたいと思ひます。

なお交付金制度それ自体をどうするかというふうな問題につきましては、これは法律改正を必要とするわけでありまうが、税制調査会においても、何でも税制調査会で逃げて恐縮ですが、松隈君あたりが非常に熱意を持っておられるようでありまうから、この問題も含めまして税制調査会に御検討願ひように進進してまいりたいと思ひます。

○森田委員長 永田亮一君。

○永田委員 大臣にお伺ひいたします。現行の大衆飲食店の免税点は、昭和三十六年度に改正されたままになつております。最近における物価の上昇、

なくなる、またそういつたものの減税による補てんを国としても考え得ると

いうようなときがきましたならば、その問題も地方行政の一つの仕事でありますから、住民の負担を軽くするということは私は十分検討すべきだと考えるのでありますが、現在におきまして

は、御承知のような財政状況でございます。いま直ちにこれを御要望の線に沿って減税をはかつていくということとは、少し時期尚早である。将来の問題として検討させていただきたいと思ひ

ます。

○安井委員 来年度の税制改正のときに、私いま申し上げましたような問題点は考慮されますか。

○早川国務大臣 検討することを検討

いたしたいと思います。

○安井養貞　　そういうふうなあいまいな態度では御答弁にならないと私は思うのでありますが、繰り返しても水かけ論になりそうでありますから、私ど

ものほうも、そういうふうな態度ならば、われわれはほかにこれらに見合ひような十分な財源があるという見方から、今後ともそういうふうな減税措置がきわめて重大であるということを主

次に事業税につきましては、特に個人事業税について、これは二重課税の張し續けてまいりたいと思つておられます。ひとつ十分にお考えをお願いしたいと思います。

ような性格のものだから、個人事業税はもう全廃してくれというふうな要望が中小企業者の中に多いわけです。特に最近、ちよつとした事業はすべて法人成りをしてしまふ。ですから、残

されており、**個人事業体**というものは相当限られたものになってきている

という実態があるのではないかと思うのです。この点について、私どもは直ちにこれを全廃することはできないにしても、たとえ事業主控除を引き上げていく、あるいはまた専従者控除も引き上げていく、こういうふうな措置があつてもいいのではないかと思うわけですが、特に専従者控除は、賃金水準がこの二、三年大きく上がつていく段階でございまして、現行では青色申告の場合が八万円、白色申告の場合には五万円というふうな実態は、現実の中小企業の実態とあまりにもかけ離れてい過ぎるのではないか、こういうふうな考へるわけでありまして、いかがですか。

○早川国務大臣 われわれといたしましても、個人事業税をできるだけ軽くして事業主控除を引き上げたいのでございまして、住民税の課税最低限とのバランスを考へまして、今回は月二十二万円程度に引き上げたわけでございます。

さらに、専従者控除をもっと引き上げたかどうか、こういう御指摘でございますが、これまで事業税収入というものを勘案いたしますと、まず住民税のほりを先に考慮するという考へに立ちましてこの問題も慎重に考慮してまいりたい、御指摘の点は、まことに私たちも今後検討に値する一つの御意見だと思つておるわけでございます。

○安井委員 いま都道府県税の関係でございまして、その都道府県税の中の問題点の一つであります料飲税について、ちよつとお尋ねをしておきたいと思ひます。この問題については、この委員会が初めから終りまでずいぶん繰り返されておりますので、同じ点

を同じような形で繰り返すことは私はやめたいと思ひますが、やはり外人に対する料飲税をかけるという問題、これはもうどう考へても問題であると思ひます。そういう措置によつて外国人が日本に来るのが減るというふうなこともないし、そういうような措置があるから日本のオリンピックには行かないことにきめた、こういうようなものでもないと思ひます。なるほど日本のそういうふうな仕組みがあるいは目ざわりになる人があるかもしれないが、しかし、日本の国民はすべて払つてゐるのだということがわかれれば、これは納得できるはずで、つまり外人に対する料飲税が問題ではなしに、料飲税という仕組みが日本の税法の中にあるということ自体が問題ではないかと思ひます。ある以上は当然払つてもらひ、これでなくてはならぬと思ひます。ヨーロッパの国々でもこういう種類の税をとつてゐる市があるようです。国税にはもちろんありませんが、市町村税としてはあるようです。しかし税率は非常に低い。だから、あまりみんな気づかずに払つてゐるという実態があるのではないかとと思ひます。ですから、そう外人のことばかりを気にしたような法律をお出しになる必要はない。先ほど川村委員からも指摘がありましたように、この料飲税は戦後の遺物として残つていたわけですね。それを国会はやめたわけですね。やめたやつをいまさらまた復活をするというの、何かやめたときの理由がいま別な形に変わったのかどうか、その点が大体疑問になつてくる点だと思ひます。

先ほど来、ずいぶん応答が繰り返されておりますので、そういう点の指摘だけにいたしておきたいと思ひますが、それだけの余裕財源があるのなら、やはり私どもは、旅館での宿泊については、現在は控除が八百円で免税点が千円ですね、こういうふうな仕組みや、あるいはまた大衆的な飲食店において、現在の免税点が五百円になつてゐる、こういうふうなものを引き上げるという措置に出る政治がほんとうの政治だというふうに考へるわけですね。現在旅館は、免税点は千円にはなつておりますけれども、千円以下の旅館などというものは全般的にも少ないのではないかと思ひます。いなかへ行きましたらあるいはそういう特殊なものでもないではないかと思ひます。けれども、やはり免税点は少なくとも千三百円くらいに上げるとか、控除も千円くらいに上げるとか、あるいはまたおでん屋でも、ごく簡単な食事をし、お酒を一本よけい飲んだらもう五百円というワケをはみ出るわけです。これくらい点について、思いやりのあるそういうふうな税法改正をぜひ自治大臣に提案をしてもらいたかつたわけでありまして、先ほど、永田委員からの質問に對して自治大臣の答弁がございましたが、この地方行政委員会、地方税法をきめるときに毎年年中行事のよう附帯決議をこういう形で出しているわけですね。その附帯決議に對して、大臣はいつも判で押したように、善処するという答弁が続けてきてゐるわけですね。しかし、この何年か全く実行に移されておられません。やはり先ほど御答弁がありましたけれども、こういうふうな大衆的な宿泊や飲食に對する減

税は、たとえ高級料亭における税率を引き上げて実行すべきだといふふうに考へるわけですね。重ねて大臣のお考へを伺つておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 外人の遊飲をするものの免税よりも、免税点を引き上げろ、こういう御意見でございますが、私は、日本人はよそのお客さんにはいろいろあたたかくする、サービスするといふりつぱな伝統もありますので、外人の免税が治外法権だと言ふことは私は賛成できないのであつて、むしろ日本は大国でありますから、お客さんにはその遊飲税を、せつかく来てくれる方に免税するという措置をとつたわけでありまして、友達より来たる、樂しからずやといふ気持ちであります。

そこで、現在の遊飲税の免税点でございまして、たとえば千三百円の宿泊料金を支払う者に対する税額を計算いたしてみますと、基礎控除が八百円でございまして、五百円の一〇%相当額五十円がその者の負担になるわけでありまして、かく考へますと、この宿泊に伴う遊飲税というものはその過重なものではないかと私は考へる次第でございます。したがつて、そういう大きな負担をできるだけ軽くしていくというところはわれわれの望むところでありまして、現在五百億円近い遊飲税の財源でありますので、そういうことも考へながら今後十分検討してまいりたいと思つております。

○安井委員 どうも先ほど来の御答弁は検討、検討でございますが、やはり一つぐらひはほんとうに真剣に取組んでいただかなければ私は困ると思ひます。ぜひ真剣にお取り組みのほどを願つておきたいと思ひます。

不動産取得税につきましては、先ほど佐野委員から詳しい御質問がございましたので、そう繰り返して申し上げる必要はないかと思ひますが、ただ先ほど佐野委員の御指摘にもありましたように、固定資産評価制度調査会の答申の中には、問題点を示はつて三つになつてゐると思ひます。全国の市町村間のアンバランスを正しくするという考へ方が一つ、それから同じ資産の中でも、土地、家屋、償却資産の間のアンバランスを正するという考へ方が一つ、それからもう一つは、同じ国税及び地方税のそういう仕組みの中でも、国税では登録税や贈与税や相続税がある。道府県税には固定資産税や都市計画税がある。こういうふうな各税種ごとに評価がまちまちだから、これを正しくしなければいけないという、この三つのアンバランスは正の方向というものが強く出てゐたと思ひます。ところが固定資産税に關する問題については、一応政府の方針を通すのだといふこと、この間うちもだいたい大臣と論議をしたこともございまして、新しいことを通すのだといふふうにおつしやつてゐるわけでありまして、その中において、この三年間は課税標準を据え置き、あるいは一・二倍程度にとどめて、こういう御方針を出されてゐるわけですね。ところが、そういうふうな考へ方とは全く無關係に、不動産取得税のほうには新評価をそのまま導入していくという考へ方です。だから、私はあとで固定資産税の恒久的な対策について大臣のお考へをただしたいわけでありまして、不動産取得税の中では新評

価をそのまま通すのだという考え方があることからすれば、固定資産税についての恒久措置についても、自治省の考え方は、先日のいろいろな質疑の中で、恒久措置についてはあまり心配は要らないのだというふうなお話し方をなさっているわけでありまして、けれども、この不動産取得税については、新評価をそのままの形で適用していくという考え方を拝見いたしました。非常に不安が増してくるわけですね。固定資産評価制度調査会の答申の方向とはずれた行き方が、現実に行なわれていくのではないかと、そういう疑問を持つわけですが、いかがですか。

○早川国務大臣 固定資産税を再評価したときに自治大臣として考えましたことは、固定資産税については、全体としては増税しない、せいぜい自然増収程度にしよう、こういうことで逆算をいたしました。しかれば全体として固定資産税は一割程度ぐらゐの増収という場合に、評価をどう振り分けするかという問題に達したわけでありまして、その結果、御承知のように、宅地なんかは平均四倍にのぼっている。農地は一・二倍、償却資産は大体前年並み、こゝろ振り分けていきますと、絶対額でふやさない場合に、なかなかむずかしい問題が出てくる。そこで一・二というものを頭打ちとしまして、農地は上げない、家屋と償却資産は九七％というふうに着ちついたのでございまして、これはあくまで税制上の配慮からであるわけでありまして、ところが不動産取得税の場合には、御承知のように、相続税にいたしまして、登録税にいたしまして、時価によって国税は

税金をとっておるわけでありまして。不動産取得税は、先ほども申しましたように、買入人に百分の三かかるわけでありまして、いわば十分財力のある人が不動産を買入るわけでありまして、それから、機械的な売買というものを抑制するという意味からも、また国税とのバランスをとる意味からも、これだけは新評価というものでございまして課税するといふ措置にいたしたわけでありまして、ただしその場合に、庶民階級の住宅用に獲得するわずかな土地というものは、これは当然免税点を設けまして、その面では大衆負担というものを過重にしないような措置もあわせてとったわけでございます。

○安井委員 小委員会においていただいた資料によりますと、不動産取得税は、家屋については、三十八年度の税収は百五十億円、三十九年度は百五十億円、まあ大体四億円ぐらゐの増収になるという見込みです。ところが土地については、三十八年度の土地からあがった税は三十億円、三十九年度は九十二億円、大体三倍に自治省は一応見込んでおられるようであります。家屋については大体横ばい、土地についてはやはり不動産取得税の評価額を引き上げることによって三倍の税金をとるのだ、これは同じ人からとるのじゃないからいいだろうと言われるかもしれないけれども、とにかく三倍の税収を見込んでおられるようであります。このことから言いますと、この増収分は大衆負担に直接関係があるかどうかかわかりませんが、いずれにしても増収を企図するような形でこの不動産取得税の新評価適用というふうな形をとっているのではないかと、ということ

を私ども心配するわけでありまして。この点、先ほどの大臣の御説明ではございますが、私どももここにふに落ちないわけですが、いかがですか。

○早川国務大臣 家屋につきましては、御承知のように評価がそう上がりませんので、それだけの増収を見込めなかつたわけでありまして、土地は、御承知のように都会周辺は四倍、多いのは十倍というふうな値上がり状況でもありますし、経済の高度成長に伴いまして、大会社が土地を売買するものが非常に多いわけでありまして、ですから、そういった面におきまして、この評価の値上がりと会社の工場用地取得というものの増加を見込みまして、住宅よりも大幅に増収が見込まれる、こういうわけでありまして。

○安井委員 問題が固定資産に移ってまいりましたので、固定資産税の問題について若干伺っておきたいと思ひます。

固定資産税は収益課税なのか、財産課税なのか、どういふふうに御理解されておりますか。

○早川国務大臣 財産課税と考えております。

○安井委員 そういう御理解から、私はこれから行なわれる課税の方式について問題が発生してゐるのではないかとと思ひます。収益を無視するような形で固定資産税の課税を考へておられる。こういうものの考え方は自身に私は大きな誤りがあるのではないかと思ひます。いま暫定措置はお出しになつておりますけれども、恒久措置についてもその考え方を貫いていかれるわけですか。

○細野政府委員 いまのところ、固定資産税につきましては、いろいろ分類のしかたがあるかと思ひますが、いわば個別財産税といったような考え方に立つておるわけでありまして。ただ、どこから税金が払われるかといふことは、やはり収益を予想しての財産所有に立つておるわけでありまして、新評価によりまして税負担をどういふ形で求めるかという過程でいろいろ御議論をされていられる中では、固定資産税のそういった本質についてもなお検討をする余地があるのではないかと、いろいろな議論が出ておりますので、今後税制調査会で検討の過程においては、そういう問題にも触れながら全般的な検討が行なわれるものと考えております。

○安井委員 それでは、固定資産税の本質といふことが、性格については、政府の見解がきまつていなくて、これからの税制調査会の審議に待つ、こういうことですか。

○細野政府委員 現在私どもは、先ほど申し上げましたような個別財産税である、資産を所有することによって担税力がある、こゝろ見ておるわけでありまして、先般来の税制調査会では、そういう御意見も一方で出たわけでありまして。昨日の参考人の意見の中にも、一部そういう意見があるということの御披露がございました。そういうこともあわせて議論になるであらうというところを申し上げた次第であります。

標準をどうしても二割上げなければいけないという、そういう論議については納得できません。しかし、恒久措置ができるまではとにかく上げないのだという考え方はわかりません。そこで問題は、そういうふうな二割引き上げをやめてもらいたいという考え方が一つ私どもにもありますことと、それよりもっと重大なことは、三年後は一体どうなるのかという不安です。昨日も参考人三人に来ていただきましたが、市町村の代表の方も、それから農業団体の代表の方も、口をそろえて三年後の不安を言われるわけでありまして、その不安は、市町村長の人たちが言うくらいですから、その地域に住んでいる人たちのきわめて大きな関心事であらうと思ひます。これに對しまして、今日のこの法律案の中には少しも答へが出ておりません。ただいままでの審議の段階におきましても、いろいろお答えはございましたけれども、どれ一つとして私どもの満足できるようなものにならないわけでございますが、いよいよ最後の段階でございますので、三年後はどうするかということについての大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 固定資産の評価がえに伴う恒久的な三年後のあり方につきましては、税制調査会において次のようなことは考慮されるべきものと考えております。固定資産税というものの本質をどう考へるか。先ほど御指摘のありましたような問題も含めまして、考慮の対象とすべきものと考えています。第二には、土地、家屋及び償却資産の別に価格に基づいてどのような負担を求めるのが正しいのか、すなわち事業

に使っている事業用固定資産と、ただ持っているという資産とで税負担を異にするのが適当であるかどうか、これも大きい問題だと思ひます。以上の二つと関連して、現在の税率はこのままでいいのかどうか、こういう問題も考慮すべきものと考へます。第四番目には、特定の資産については、課税標準の算定上、特例を設けて補正をするべき実情のある固定資産があるかないか、こういうようなことを根本的に税制調査会で掘り下げておいていただきたいとわれわれは希望しておるわけがあります。しかしながら、その場合におきましても、たとへば評価がさういふふうに出ましても、個々の納税者の負担が非常に激増するということは税政策上好ましくございませぬ。したがって、今回の措置のようなことも十分考慮しながら、全体として大幅に増税するとか、非常に負担の激変が生ずるといふ措置は、いずれにしても三年後におきましても当然考慮すべきものと考へておる次第であります。

○安井委員 いまの御発言、非常に重大だと思ひますが、私どもは、税制調査会の中で、たとえば本質論がどう展開されようと、各資産別の負担の求め方がどう変わろうと、それはどうでもよいというわけではありませぬけれども——それももちろん重大であります。そういうような中から最終の結論を見出されるわけですから、きわめて重大であります。その論議は、いまおくといたしまして、もっと重大なのは、そしてまた地方の住民が一番不安感を持つておるのは、現在の税金と恒久的に定められた税金とは一体どういうことになるのか、そういうこと

が率直な結論だと思ひます。評価の性格論というふうなことも、最後はどうなるのかという点に問題点はしぼられてきておるのではないと思ひます。ですから、いろいろな論議はもちろんだと考へます。しかしながら、最後の腹として自治大臣が、最終の段階においてあらわれた結論が、現在行なわれておる評価額に対して、それと同じところまでとどめるのか、それよりも上げるのか。評価額といふよりもいまの段階にいくと税額ですが、三十八年度の税金よりも、恒久的に定められた税金は上がるのか下がるのか、その点、ひとつ率直に何つておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 三十八年度というお話であります。三十九年度からは、すでに御審議いただいております。農地は現在よりも上がらない、宅地は二割までは頭である、償却資産、家屋といふものは現状のままである、こういうことは、新しい評価年度まではそのとおりであります。評価年度が改まる三年後につきましては、いろいろいふ所申し上げましたような種々の面から考へて、税制上全体としては固定資産税の大幅な増税にならないように、それぞれの資産間のアンバランス——評価ももちろん基準になりますけれども、いろいろな補正の問題、用途別とか、いろいろな問題を含めまして措置するわけでありまゝです。その結論を待つて結論が出ると思ひます。しかし、ここで言へることは、固定資産税全体としては、大幅な増税ということとはそのときにあたりましても税制上考へまじせんし、また個人間の負担の激変をするようなことは、いずれにし

ても税政策上考慮すべきものではない、私はかように考へております。

○安井委員 大幅な増税はしない、あるいは激変はさせない、こういうことではあります。裏返しにすれば、大幅ではないけれども、中幅か小幅ぐらいの増税はやむを得ない、激変はないけれども、中幅くらいはある、これは非常に意地が悪いかもしれませんが、さういふふうな取り方ができるわけですね。そこで、先ほどの大臣の御答弁の中には、いま暫定措置として行なつておる措置をも勘案して恒久措置をきめ、さういふふうな意味のことばがあつたように記憶するわけでありまゝが、その意味は、今度の暫定措置では農地据置き、農地以外の宅地等については一・二倍という措置が現実に法案として提出されておるわけですね。それから、今度の暫定措置でこうした措置をも勘案して激変緩和をなさりたいといふふうなお気持ちは、つまり据置きや、あるいは一・二倍というふうな考へ方のところで大体落ちつかせるのだという大臣の御意向のようによつて取れるわけでありまゝが、いかがですか。

○早川国務大臣 私は、今回の一・二倍にとどめたといふのは非常に現実的でない措置だと思ひます。まず固定資産税全体は、自然増収分の一割くらいしか増税しないといふことで割り出していきまゝです。宅地は四倍平均ですから、土地、宅地関係が非常に増税になります。そのかわり農地とか住宅とか償却資産は現在の二分の一、三分の一以下に安んずるわけですね。しかしながら、農民は喜ぶ、あるいは償却資産を持つて

いる人、住宅だけの人は喜びますけれども、土地を持つている人は今度は現在の四倍になる、五倍になるといふことでは気の毒である。いろいろ考へまして、農民だけは非常に減つても、宅地を持つている人が四倍になるといふように、全体として上げないとなつてさうなるわけですね。非常に個人個人の負担から見ますと、税政策上負担の激増、激変といふことは好ましくありませんので、まあまあ常識的に考へまして二割ぐらいということになつたわけでありまして、私は政治は正直でなければならぬ。それには、やはり評価は正直でなければならぬ。さういふ意味では、税の面ではほとんど変わりがせんが、この評価が正直な売買価格を出したという努力を私は高く評価している。しかし、三年後においては税の面でもさういふ場合には、今回と同じような現実的な、地についた調整措置といふようなことも当然参考にして、それ以外に、先ほど申し上げましたようないろいろな問題、これもあわせて考慮して考へます。三年後もまあまあ心配のないようになりつて結論が出るのではないかと考へます。また、先ほど中幅の増税をするのではないかと、私はさういふ意味で言つてゐるのではないんで、やはり今度の一割ぐらいの自然増収程度の、大きい増税ではない、中程度の増税ではないといふ程度の、自然増収分を含めたところの固定資産税といふ意味で言つておるのでございませう。その点もどうか誤解のないようにしていただきたいと思います。

○安井委員 三年先の重大な問題でございませう。大臣もだいたひ慎重な御発言のようでありまゝですが、いずれにいたしましても、いま最後におつしやつたことばでも一応の方向といふものはわかるような気はいたします。しかし、あくまで今日の住民の不安といふものは、その一点にかかつてゐるということとをひとつ十分考へていただまして、御措置を願つておきたいと思ひます。

なお、固定資産税につきまして、ひとつ農業用の固定資産について、これもこの間うち各委員から指摘があつた点であります。農業の近代化の方向だとか、あるいはまた外国の立法例だとか、さういふような点から農業についての固定資産、特に農地については、政府は今度の暫定措置でも三年間据置きという方針を出しておられるわけでありまゝが、同じ農地の中でも、採草放牧地、それから果樹園、こゝろつたようなものについての考へ方が落ちてゐるわけですね。それからまた、作業場だとか、納屋だとか、あるいはまた農機具だとか、さういふふうな農業用の固定資産全体について、今日何らかの措置が必要ではないか。当面、いまの同じ土地の中でも、選択的拡大だとか、あるいはまたさういふような方向こそ伸ばしていくべきだといふふうな言われたいと思ひます。畜舎などやあるいは特例対象にしていくとか、さういふふうな農業についての固定資産全体についての御配慮を政府もお持ちになるべきではないか、さういふふうな思ひですが、いかがですか。

○早川国務大臣 畜舎とか、農業機械とか、農業用の償却資産は、御承知のように、評価が上がりまじんで、むしろ

る減るものであると考へておるわけですが、また問題は牧草地、畜産の關係の問題でございするが、この問題は、國の農業政策全般の問題でございまして、何でも固定資産税にひつかけていくということもいかかと思ひますので、日本の農業というものが、米作からほんとうの畜産重点に変わるような推移をながめながら、農業政策全般とにらみ合わせながら検討してまいりたいと思ひます。

○安井委員 英國では、一九二〇年代だと思ひますが、地方行政法ですが、その中で、農業關係の土地について、あるいはまた家屋や償却資産についても一切税金を取らないという仕組みをつくつておるようですね。あるいはまたフランスでも、フランスはあまり強い措置はないようですが、アメリカにも若干軽減措置があるし、西ドイツにもあるようです。だから、農業の近代化その他の施策をすべて固定資産税の中に集中してやれとは私は申してゐるのではない。やはり税の負担といふものが農業の近代化に影響があるわけですから、全体的な、総合的な農業施策の一環として固定資産税の問題も同時に考慮していくべきだ、こういうふうな言い方で私は申し上げておるわけですが、これはすぐには結論が出ないようですが、一そう御検討を願つておきたいと思ひます。

あとわずかですが、次に、軽油引取税の問題について、先ほど来いろいろ議論があつて、これも川村委員から、バスやトラックの事業については利益率が少ないのではないか、低いのではないか。この間の御発表でも、経費率がバスの事業については九七・七%が

経費で、利益はたった二・三%だ。そこへもつてきて、今度の軽油引取税とガソリン税の値上がりで、経費は〇・九二%上がる。つまり二・三%しか利益がないところへもつてきて、〇・九二%今度税がふえただけ利益が減つてしまふのです。つまりほんのわずかしかなない。私も、こんな利益率が少ない事業だとは思ひませんでしたが、これも、こんなわずかしかなないものの約半分を今度の税金で持つていかれるわけですね。トラックについても、それはどの影響はないようですが、同じような姿が出ておられます。ですから、先ほど来の川村委員に対する大臣の御答弁もありましたが、その問題については、これは運輸省やなんかの問題で、よりから私は詰めますが、ただ、地方公営企業としての都市交通の問題は、これは自治大臣としての御所管であるわけですね。都市交通については、その事業体の七〇%が赤字で、東京も確かに赤字は百億をオーバーしてあります。大阪も百億をオーバーしてあります。こういうふうな実態にあるわけがあります。民間バス事業は二・三%利益率を出しておるからまだいいけれども、これは全くの赤字なわけですね。だから、今度のこの税率の引き上げというものは、赤字をさらに増加するといふ姿になるわけですね。同じ自治大臣のお出しになった法律で、自治大臣の一つの御所管の中にあるところの都市交通の赤字を増すという姿になるわけですね。もつともこの都市交通、その他地方公営企業の問題については、先般来この委員会でもいろいろ議論をいたした際に、大臣は当面一年間料金をストップや、そういうような問題がある

ので、早急に何らかの対策を講ずる。何らかの対策というものを、この委員会だけではなしに、あつちこつちの委員会でも繰り返し繰り返し御答弁をされておるわけですね。ところが、もうすでに新年度が近づいてきておる段階でございしますから、やはりもう結論をお出しただいていいところまでできておるのではないかと思ひます。ございしますけれども、その後の御検討の結果や見通しについて、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 公営交通事業の赤字の問題は、私の最も頭を痛めている問題でございします。すでに百七十五億の赤字と言われているのでありますから、もう暫定措置というものを別にいたしまして、根本的に公営企業を、交通だけではない、水道、病院も含めて、どうして、これと真剣に取り組まなければならぬ段階にきたと判断をいたしました。その結果、御審議をわざわざしております地方公営企業制度調査会を法律として提案をいたしておるわけでありまして、一年間の料金ストップというものは、政府の政策としての物価の値上がりムード抑制という方針でございしますから、一年後にはどうするかというところを、根本的に財界人、あるいは官界の人、銀行家、いろいろ入れまして、ほんとうに基本的な考へていたいただきたいと思ひます。そこで、暫定的な問題でございしても、公営企業というものの一般会計から自治体が補てんをしたり、あるいは国から補てんするといふ問題でありますので、なかなか大蔵大臣との折衝が難航いたしております。つなぎの一年間の穴埋めでございしますけれども、まだ結論を

得ないことはまことに遺憾でございします。目下關係各省と、暫定措置につきましていろいろ折衝をいたしておる次第でございします。しかし結論としては、各企業が非常に合理化に努力をしておるわけではございまして、東京都のごときは、従来にならぬ熱意を持って人件費の節約、合理化に努力をいたしておるわけでありまして、そのぎりぎり合理化をしてもどうにもならぬという面は、やはり受益者負担という原則で料金を上げるとか、そういう問題も一年後は当然検討しなければならぬわけでありまして、それまでの期間のつなぎ措置につきましては、いずれ何らかの措置を早急にまとめまして、御了解を得たいと思つております。今日はその程度でございせんかと思ひます。

○安井委員 まだ何らかの措置ということばそのまゝの段階のようでありまして、地方公営企業制度調査会が設けられるにしても、結論はすいぶん先の話ですから、当面の対策がなされなければいけない。そのためには、今度はこの委員会にも小委員会が特に設けられておりますので、そういう中でさらに議論を深めていくべきだと私も考へるわけではございします。大事な段階でございしますので、ひとつ十分御検討を願つて、早急に結論が出るような方向でお進めを願ひたいと思ひます。

もう一つ、電気ガス税の問題も、やはり今日までの議論の中で繰り返し繰り返し続けられておる問題でありますので、私もこの質問の中で同じことを申し上げる必要はないと思ひますけれども、やはり特殊な企業に対する特権的な減免税があるということ、それが

一方には大衆課税という形で課税が行なわれているということ、そのコントラストにおいて一そう問題意識が高まつてきているといふことではないかと私は思ひます。ですから、いろいろ今日まで議論が続けられておりますように、百二十件に及ぶ業種についての減免措置、それがさらにプラスされていくといふふうな対策にはどうして納得がいきません。それに対して、先ほど細谷委員その他から、コストの問題について御質問がございした。後ほどその資料はただけると思ひますが、私はコストの問題を論議する以上、次のような問題点があると思ひます。と言ひますのは、この免税というものは、言ひかえれば、きまつたそれらの産業に対する一種の補助金だと思ひます。補助金を出すかわりに免税という措置で、その分だけその他の国民が負担しているわけですね。ところが、補助金をもらつて、補助金適正化法等がありまして、これによって、使われた補助金の行く先は厳重に追及されるわけですね。市町村長でさえ、これによって体刑を受けた人もあるわけですね。それくらい嚴重な措置が補助金にはあるわけですが、この電気ガス税及び固定資産税も含めて申し上げたいと思ひますが、それらのような場合に、自治省は今日までそういうふうな措置を講じておられますが、コストをはつきり見きわめるような現実的な措置を講じておられますかどうですか、この点を伺つておきたい。

○細郷政府委員 いまお尋ねの産業別のコスト等につきましては、政府部内

の關係省と資料上の打ち合わせをいたしておきます。

○安井委員 先ほど私は、補助金の例を引き合いに出したわけでありすが、補助金についてはそれくらいの嚴重な措置があるのに、補助金と同じような性格をこの法律が持っている以上、簡單なそういうような資料を見たり見せたり、そういうようなところだけで問題を処理されているというところに問題があると思うわけでありすが、特に最近では、企業近代化、合理化がどんどん進んでいるわけですが、これは、小委員会でも大石委員から御指摘があったところでありすが、きのうの工場の施設はあすの施設ともう変わっているわけですか。そういう場合には、たいてい労働者の首を切つてまですべて機械に置きかえていく。だから、企業の中の賃金部分は減つて、機械を動かす、そういうふうなコスト部分が増大する傾向にあるのではないかと私は思います。常識的に考えてそうだとします。それだけに、常に自治省の立場から、電気ガス税あるいは固定資産税等の軽減措置をやつておられる以上、法律の中でそういう措置を講ぜられる以上、もう少し嚴重に企業内容に立ち入つた御調査なり資料徴収なりがなくてはならないのではないかと、思います。どうでしょうか。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、現在の非課税基準は、關係省たる通産省が実はきめておられるわけでありすが、したがひまして、通産省において責任ある資料を出していただく、こういう形になっております。

○安井委員 大臣のお考えはいかがですか。

○早川國務大臣 当然十分調査する必要がございます。

○安井委員 どうもあまり自信のないようなお答えのように思いますが、法律によつてこういう軽減措置を講ずるのは、補助金をもらふよりも企業体は楽なわけですか。補助金をもらふことになるとたいへんなわけですか。しかし法律で減税するという姿になれば、法律さえ通つてしまえば、こつちのものだ。ですから、それは一つの既得権になつて、雪だるまのようにふえるばかりです。なるほど、先ほど質問の中にありました、幾らか減つた面ももちろんありますけれども、それはもうやめるような仕事ばかりです。ほとんどふえるばかりだといふ、こういう事態をそのまゝにしていくわけにはいかないと思ひます。それが他の一般大衆の税金に結局かふせられていくわけですか。そういう点について十分な御検討を願つておきたいと思ひます。

もう時間がたいへん過ぎましたので、あと数点聞き残した面もありますが、これはあとにいたしまして、これで終りたいと思ひます。わけでありすが、これらの全体的な税制改正についての姿を俯瞰いたしてみますと、地方税の分野だけで地方住民の負担をどうするとか、あるいは財源充實をどうするとか、こういうようなことを論じていては、とうてい今日の地方財政の中における問題点、あるいは国民生活の上の問題点、こういうようなものはなかなか解決しないのではないかと、この際、中央と地方を通ずる税財源の再配分、こういうような措置がなくては、根本的な解決にならないと思ひます。

わけでありすが、地方制度調査会でも、行政事務配分についての答申が去年の暮れにあつたわけでありすが、けれども、それらの具体的な詰めた審議はこれから残されております。大臣は、根本的な解決の方向についてどう御意向をお持ちなのか、その点をひとつ最後に伺つておきたいと思ひます。

○早川國務大臣 根本的な考えというわけでありすが、私の考えを申し上げますと、日本の明治以来の、明治革命以来、中央集権的な國の成り立ちでありまして、自治体が次第に發展していくという民主國家になつてきたわけでありすが、そういう結果をいたしまして中央政府の権限が多くなり、またそれに伴う財源も中央政府が中心であり、補助金という制度もそこから發展してまいりまして、何でも中央に依存しなければならぬ、陳情にいかねなければならぬといふことになつてまいつたわけでありすが、これがデモクラシーの發展にとつては、後進地域から先進地域に發展する過程としてはやむを得なかつたといつたとしても、すでに日本はりっぱな民主國家になつておるわけでありすが、大きな政策の方向としては、自治体というものが、あるいは府県とか、あるいは市町村の、あるいは自分自身で處理していくという姿になつていく、何でも中央集権という姿が持続されず、一たん不況なんかきたときに、ファシズム、あるいは共産主義といふことになつて、単に經濟主義だけで考えますといふへん

なことになる。そこで、全国三千の市町村、四十幾つの府県では、ほんとに民主主義の時代として、自分のことは自分で處理し得る自治の能力を國民が常時伸ばしていけるような政治に持つていかねばならぬ。多少能力が悪いかもしれないけれども、長期的に見ますと、そういうところが眞に日本の議會民主主義の發展を約束するものと思ひます。そういう意味におきまして、地方制度調査会、あるいは補助金合理化審議会、その他いろいろ調査会から大體そういう方向に向かつて答申がなされつたといふことは、日本のために、また自治の發展のために非常にけっこうかと思ひます。私たちは微力ではありますが、できるだけ自治体の権限をふやし、また自治体の財政力を充實し、また自分のことは自分で處理するような精神的な面におきまして、県知事や市町村長さんあたりが、ほんとうに自分のことは自分で處理するといふ自治の本義に徹して、おるわけでありまして、そういう方向に自治大臣といたしまして、今後とも努力してまいりたいと思ひます。それから、具体的などういふような税源を与えるか、どういふ権限を与えるか、これはまだ調査会から御答申も出ておりませんので、そういう基本線に沿ひまして、答申を待つて具體化してまいりたいと思ひます。その節には十分ひとつ御協力を賜つたと思ひます。

○森田委員長 門司君。

門司委員 各同僚から非常に詳しく質問が行なわれておりますので、私の質問はできるだけ簡單に行なつておきたいと思ひます。

最初に聞いておきたいと思ひますことは、御承知のように、本委員会で三十九年度の地方財政計画の説明を大臣がされたのは二月二十一日でありまして、そして地方税法の一部改正案が國會に提案されましたのが二月二十四日、市町村民税減税補てんに対します法律が出されたのが二月二十七日で、あわせてこれが本會議の説明を受けております。そして本委員會では翌日の二月二十八日、地方税の説明を受けたわけでありまして、したがつて大臣が地方財政計画の説明をされたのは二月二十一日の大臣説明の内容と、國會に提出をされた地方税法との間に食い違ひが生じておることを、私がこゝでよく申し上げるまでもなく、大臣はよく御存じだと思ひます。

大臣はこの間の事情を一体どうお考えになつておるか。少なくとも地方財政計画を一応大臣が法律に基づいて出されておる。しかもこれは単に自治省の考え方だけではない。法律の命ずるところによつて、當然閣議を経て出されておることに間違ひはない。そうなる中で、閣議を経て出された地方財政計画の中で、最も政治的な配慮を要するであろうと考えられる外国人に關する非課税の問題が触れられておらない。税そのものは、先ほどの大臣の地方税の説明の中では十四億と書いておられます。私は現実として、どのくらい一休たつてまいりまして、どのくらい一休たつて税金が減るのか換算できるかといつて電話で聞き合せてみました。が、各府県では、そんなことを言われ

たつてどういふことになるか、私ども

○早川国務大臣 この前の委員会でも、すでに御了承をいただいた次第でございますが、地方財政計画が提案されました。同日の閣議でございましたが、ただいまお手元に御審議いただいておりますような、料飲税の改正でありますとか、これは閣議決定ではござ

○門司委員　それではいまの御答弁ですが、なるほど七条の規定であります。しかし自治省設置法の四条はどうなります、こうなつた場合には。ここには明らかに閣議がこれを報告してその原案をこさえる義務がある。いわゆる自治省設置法がむしろいまの七条の規定の基本法でなければならぬ。少なくとも自治法というものがあつて、その上における自治省でなければならぬ。自治省が先にできたんだから、自治法をこさえたというわけには参らぬ。自治省設置法との関連は一体どう大臣はお考えになつておるか。この際その点を明らかにしておいていただきたい。

C門委員　そうすると、こう解釈するわけなんですが、私はむしろ自治省設置法の四条がものを言うんだというように解釈することが正しいんだ。そこで自治省は責任を負うと書いてある。責任ある態度をとらなければならぬいんどちゃんと書いてある。しかもそれは内閣が報告する地方財政計画に対して自治省は承認を与えなければならない。したがってここで法律論を長くすることはどうかと思いますが、この法律を、それならこう解釈するほうが自治省のほうには都合がいいかと思いますが、いま出しておるのはいいわゆる閣議決定を必要としない、単なる財政見積もりだ、これから閣議決定のものを出すんだというように解釈することができます。こゝろ受け取っておけばいいのですか。あるいは自治省設置法にはそゝる書いてあるけれどもそれ自体というものは次のほんとうに内閣が国会に報告するときの資料であつて、

○戸部委員　そうするとどう解釈すればいいですか。地方財政計画というのは、いずれ閣議で決定してあとから出される。これは単なる素案だ、こういうものだとすることに解釈しておけばよろしい、私はそういうふうに受け取る。そうだとすれば、いま自治大臣が四角張って説明された地方財政計画というものは、きわめて権威のないものだ。これは諸君聞いておいてもらいたい、いずれあとから出し直すのだからという程度のもにに解釈しておけばよろしゅうございますね。そうするとこっちもあまりむきにならなくてもよろしいと、こうなるのですが……。

○柴田政府委員　法律上の概念といたしましては、いま私が御説明申し上げましたようなことにならうかと思うのでございます。ただ実態的には、法第七条の書類と申しますのは非常に細かいものでございます。そこでその概算という形でもって従来から地方財政計画をここに提出いたしましたして、御説明を申してまいった。したがって七

○門司委員 いま私はこれから、どの法規が基本法であつて、どの法規がどういう関連を持つておるかというところを、あまりやかましくここで議論しようとは思いません。もし当局がそういうことを考えておるならば、その法律は一体どっちが先にできておるか。自治省設置法はいつできたか、あるいは交付税法はいつできたのか、私は地方交付税法はかなりあとからできたと考えられる。そういうものをずっとこれから議論していけば、かなりいろいろな議論が出てようと思う。少なくとも法律の制定で、自治省設置法という法律は、自治省のあり方を示しておるものである。自治省設置法が他の法律に動かされてできておるということも一応考えられます。形の変つたときには自治省設置法を改正しなければならぬことは当然出てくるわけでありますから、向こうが変わつたからこつちも変えたんだという実際の取り扱いがそういうものに出てくると思います。しかし基本的な概念としては、やはり何といつても自治省の設置法といういわゆる基本法というものがあるわけであります。したがつて、この法律は内閣委員会が審議をしておる。この委員会では自治省設置法は審議はしておりません。他の委員会でこれが審議されておる。私はこういふ法律の概念的な取り扱い等についてはこれ以上きょうはおそいから質問はいたしません、もう少し当局ははっきりしたものを

してもらいたい。ことに先ほどから申し上げましたように、普通の場合多少の行き違いもあることは私も考えておる。いわゆる財政計画であつて、かなり大幅なものであることはだれでもわかつておる。しかし政治的にきわめて重要な性格を持つものが、しかもいまの大臣の答弁を聞いておきますと、うわさのとおりでありまして、同じ日の閣議で定められたということはますます奇怪千万である。私は大臣が両方に賛成をされたと思うのですが、それは私はおかしいことだと思ふ。いま大臣から御答弁はございましたが、私はこれ以上追及はいたしません。こういう点等については、少なくともわれわれが地方財政計画をもとにして、そして地方の財政をいかによりよきものにするかといふことの議論をいたしておられますときに、実はあれはいかげんであつたといふようなことでは、私も信を置いて財政計画に基づいた地方財政を審議するわけには参りません。その点はひとつ大臣も十分お考え置きを願ひたいと思ひます。個々の問題についてはいろいろ聞かれておりますので、私は省略をいたします。

次に、軽油税の引き上げとガソリン譲与税との関係ですが、非常に物価が上がつておるといふときに、いかなる理由がございましょうと、物価を上げればこれは基本料金が上がってくるにきまつておるのである。したがつて、物価を下げようと思つても下がらないことは、内閣の意思にも反すると思ふ。どうして一体これを上げられようとしたのか、ここで私ははしよつて申し上げましたが、突っ込んで聞いておきますが、少なくとも今日の道路の悪いことはわかつておる。しかし国の今日の財政状態からいけば、あるいは経済状態からいけば、道路の公債等のごときはもう出してよろしいのじやないか、公債の割合からいけば、日本は非常に少ないですよ。日本は公の公債でなくて、実際はいろいろな公団をおつくりになつて、その公団の引き受けておられます借金は全部政府保証でございまして、これを公債だといへばかなり大きな公債がありまふ。しかし表立つた公債は非常に少ない。アメリカの場合は、御承知のように、国民所得に相当する額が大体国の公債とされておる。イギリスはこれに輪をかけて、国民所得の約倍に近いものが公債としてやられておる。それは日本の場合でも、なしくずしの公団その他で、そういう政府の責任債として公債にひとしいものがあつておられますときに、表向きだけ政府は健全財政で公債をしないのだ、うっかり公債するとインフレになるかもしれないといふことで、やらない。そうして道路を修繕するからといつて、これを使用する者に税金をかけるというところは、一つの考え方かもしれないが、それよりもむしろこの際政府の政策として公債でまかなう、その元利を償却するため、もし必要があれば、きわめて小幅のものをも上げるということが今日の時期に適しているのではないかと考えられるわけだ。この辺は政治的に大臣はどうお考えになるか、御答弁をわづらわしたいと思ふのです。

○早川国務大臣 ガソリン税、軽油引取税は諸外国に比べて非常にまだ税率は低いわけがございまして、目的税としてこの方法をとつたわけがございす。ただ公債による政策という問題は、自治大臣の答弁の範囲を越えるのであつて、社債を発行したりあるいは運用部資金の引き受けというのなら簡単ですが、御指摘のように、日銀引き受けのほんとうの公債という意味でありまふ。それから、これは日本の経済全般を含めた問題でございまして、少なくとも政府としては三十九年度は公債政策によらないといふことに決定をいたしましたわけでありまして、四十年以後後増する公共投資の需要に対して、はたしていまのような公債政策をやらなないでいけるかどうか、これはまた別個の問題であらうと考えるのであります。

○門司委員 この場合は、大臣が非常に用心されてその程度の御答弁だらうと考へておられます。公債にいたしまして、外国債にいたしまして、御承知のように、大阪市はいまどのくらい外国債を持つておられますか。私の調査によりますと、三十七年度には三千五百十億の公債の中に外国債が百六十二億含まれておる。そのほか、三十八年度にさらに九十億これに追加されておる。地方の自治体に外国債が許されておる、そういう時期に国が国内のこういふ公債すら発行できない。そうして、ごまかしといふことはどうかと思ひますが、先ほどから申し上げておられますように、各公団等の出資あるいは借り入れ金等については、すべて政府引き受けになつておりますから、これは明らかに公債の肩がわりでありまふ。公債の変形だと思へて差しつかえない。そういうごまかしの政策、ごまかしの資金確保といふことが今日の公営企業その他に及ぼす影響あるいは住民の物価に及ぼす影響は非常に大きいと思ひますので、御質問申し上げたのであります。

次に、もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、固定資産税の問題が非常に討議されておりますが、私はこれは政治的にもこういふ物価の変動期であり、ことに三年後にどうするかどうかと政府は言つておるのであります。この際一応この繰り延べをしてみたらどうか、そうして固定資産税は据え置くといふことで、三年後に十分調査して、それからほんとうにやることにしたほうがよろしいのではないかと私は考へておる。御承知のように、都会の土地にいたしまして、自分の土地に自分の家を建てておる人は、この間の説明を聞いておられます、家屋のほうの償却があるから、土地のほうは少し上がつても税負担は同じくらいだろうといふ答弁があつたように思ひますが、それ以外の、他人の土地を借りておる人は、必ず地代の値上がりではね返ってくるにきまつておる。そこから家賃が上がることは必然であり、その悪循環を起すことは当然であります。政府がせつかくここで基本調査をして三年後にはつきりしたものをきめるといふお考えがあるのなら、この物価の変動期においては一応これを見送るほうが政治的にもよかつたのではないかと考えますが、大臣の御所見を伺つておきたい。

○早川国務大臣 お説のような政策論もありまして、いろいろ検討いたしましたのであります。何分にも土地その他の固定資産があまりにも現実と離れた評価になつておりますので、評価の改正年度でございまして、法律によつて再評価をいたしたわけでありまふ。

問題は自治体の問題であります。御承知のように、特に二割までに押えられましてゆえんのもは、御指摘のように、あまり大きな物価にはね返らないといふ配慮でありまして、二割程度の増加という限度でありましたならば、千分の二・八であります。したがつてその程度のもは、便乗して値上げするものは別でありますけれども、大きく地代なり家賃にはね返らない。むしろ少しはね返るでしようが、せいぜい千分の二・八でありますから、その程度にとどめたわけでありまして、政府はいたしましては繰り延べる意思はないわけでありまふ。

○門司委員 大臣のお考えは少し甘いと思ふ。便乗して上げるのは別だといふお話であります。税金の上がつた分だけ自分のほうから出す人はないと思ふ。これは転嫁されるにきまつておるんです。そこでそのことは、土地が非常に高いから、非常に苦勞して家だけ建てた、土地は借りておるというやうな零細な人に対しては、非常に大きな打撃を与えるといふことは当然であります。

これ以上は時間がありませんから、次に、しばしば問題になつております例の外人に対する非課税の問題であります。これは一体どうしなければならなかつた理由は、先ほどの大臣の答弁だけでは私は承知できないのであります。一体どうなんです。けさのラジオで、あの放送は皆さんもお聞きになつたと思ひますが、それが放送しておつたかわかりませんが、こういうことを言つておる。オ

リンピックで日本に来る。そうしてオリンピックだけは日本で済まして、日本の物価は非常に高いから、おみやげは香港で買うようにするのがいい。これは香港で買うようにするのがいい。これは香港で買うようにするのがいい。

がって外人を優遇する方法としては、こういう遊興飲食税を下げるよりも、むしろほかの方法がなかったかという点であります。これは外国ではアメリカ自身がやっているとあります。たとえばアメリカのニューヨーク州にあると、あそこの中で使われるには税金をかけているが、それ以外の土地の人が買つて、それ以外に輸出というところを使いますが、それには税金をかける、こういう方針をとつておられます。これだけニューヨーク州のものが売れるという形をとつて、同じように日本でも、外人を優遇するというならば、もう少しはつきりした、品物のたくさん売れるような方法をとつたらどうかという点であります。そういうことは考えられなかったかということでもあります。したがって遊興飲食税だけを安くされたという原因をこの際につきりとしていただきたいと思います。ただ外人が来るから優遇するだけでは、私は済まされないと。それが日本人のしきたりだということでは済まされないと。日本の美徳というものはないと思ふ。ことに世界の一等国だ、大國だと大臣は言つておられますが、大國なら大國らしい態度をとつたらどうですか。植民地的なものの方、卑屈な考え方、外人はえらいんだという考え方、日本人は税金を払い、外人は安いという人種的な差別をするようなもの、考え方、一等國の取るべき態度ではないと

考へる。大臣の考へ方と違ふようですが、大國だからこういう処置をとつたほうがいいという考へえですか。

○早川國務大臣 たゞたびお答えいたしましたように、日本に人國いたしましたし、痛感いたしますことは、衣料品と食料品というものは非常に安いのですが、ホテル代とか、あるいは外で食事をすることは非常に高い。そういう関係で遊興飲食税というものが、実は諸外國にはほとんどないものだから、まあ手つとり早い、目につきやすいということ、一〇%の遊興税というものを白羽の矢が立つたわけですが、もちろんこれだけでホテル代あるいは飲食代は割程度の減税にすぎませんから、もつともつと大きい観光政策上の融資の問題とかいろいろ問題もあるでしょうけれども、まず随より始めようという点で、この遊興飲食税を観光政策の一環として、多角的な見地から政府といたしましては、遊興税という外人が非常に不愉快なこの税を当分の間免除する、こういうふうなきめたわけでもあります。

また門司さんの言われるように、外人をそういうふうな優遇することは卑屈だと言われまふけれども、私たちがしてはお客様が来るんだから、そういうサービスをするということも、その氣にする問題ではないのではなからうか、かように考へておるわけであり

○門司委員 その考へ方が非常に卑屈だと思ひます。なぜかと言ひますと、遊興飲食というものはこちらに参つております日本人だけが享受する特典です。かりにこれがみやげものとして持つて歸れる品物であれば、それは家

族もあるいは親戚も知己も、ずつとこの考へ方が広がつていく、こういう意味で私はほんとうに効果のない、食べ下に出してしまへば、それで済まうなんです。何の効果もない。日本を宣伝するといふならば、むしろ私はほかに方法がなかったか。白羽の矢を立てられた大臣としては、その点御迷惑だと思ひますが、どうも内閣として矢の立て方が違つておつたんじゃないかと思ひます。もう少し押し返すことができなかったものか。私も考へてまゐりますと、どう考へてもこれは自治省の案と考へられぬ。私は自治省がオリンピックに際して、これだけの知恵を払うだけ地方財政が充実しておるといふ考へ方をしてないと思ふ。今日の地方財政は非常に窮乏である。そのことは自治省自身が知つてゐるはずだ。だとするならば、この國際的な行事、日本の國をあげての行事のために、自治省だけが——私はこれは非常に大きな額にならうと思ひますが、十四億であらうと二十億であらうと、地方の自治体だけが犠牲を払わなければならぬという理屈はどこにもないと思ふ。私は、むしろ國税その他の關係を考へ、あるいは物品税等の面を考へる。國が責任をしようならば、それはまた考へが變つてくる。しかし、このはね返りは自治体にくるので、私は、自治体を犠牲にしてまでも、そういう大國意識を發揮することはあまり策を得たものではないと思ふ。しかも自治大臣はそれに同意されたという——私は同意させられたんだと思ふのです。が、ほんとうはどうなんですか。こういうことをしなければならなかつたきさつをもう少しはつきりお聞かせを

願つておけば、私もこれから先の討議にかなり役立つと思ふのです。繰り返して申し上げますが、ほんとに自治体だけがオリンピックの犠牲にならなければならぬという理屈はあります。その他のものにはかけられておる税金は、すべて國税でしよう、地方税としての物品税はほとんどないでしよう。そうすれば國は非常に都合のいい、大手を振つて、いかに遊興飲食税は外人がいやがるんだからこれはやめた。池田さんは都合がいいから、あなたとしては、とにかく自治大臣の方財政をいじめるのですから、それに対しては、補てん策がないのだから、自治体は損しつぱなしなんです。あなたの子供が頭をなぐられたけれども、それは國のためだからしかたがないというならば別ですが、私は今日の社會ではそれは許されないと。私は、國の施策として行なうからには、少なくともこれに対する何らかの補てん策を當然として講ずるというところが、國の義務だと思ひますが、その点は一体どうなんです。國からこれだけ取ろうという考へはございせんか。

○早川國務大臣 私は残念ながらと申します。自治大臣であるとともに國務大臣でございまして、自治省だけのことも言つておられません。大多數の御意見といたしまして、諸外國になんて遊興飲食税であるから、オリンピックを機会に氣持ちよく日本に来て、氣持よく歸つてもらふ。その結果、氣持よく、またたくさんお客様が来るというならば、自治体としても必ずしもマ

イナスではないのではなからうか、そういう多角的な観点から御審議願つておるような結論になつたわけをございまして、これに対して國から補てんしろという考へは持つておりません。

○門司委員 私は、補てんしないという考へはおかしいと思ふのです。そうしてこの税金はほとんど限られております。地方的に、日本の全部ではないはず。私は、これの大きな被害を受ける県は数県であつて、そうたくさんはないと思ひます。限られたところに、少なくとも十億あるいは二十億というふうなもので減税されるという見込みのようでありまして、それは単なる表向きでありまして、もう少しやましく言へば、これの脱税がどういふふうに行なわれるかという点も議論すれば議論できないわけではございせんが、そこに持つていつて外人だけが飲食したのを免税にするのか、外人の支払うものをすべてを減税にするのかという点は、技術的に非常にむずかしい問題があると思ひます。外人にお相伴した日本人のものも、全部外人の支払いの分なら免除するということになれば、かなり大きな数字にならうと思ふ。それが國策のために一つの自治体が犠牲にならなければならぬという理屈が私にはわからない。少なくとも國務大臣であるから、閣議の決定に従わなければならぬということ、私は、私もよく存じ上げております。と同時に、自治省の大臣であることは間違ひない。そうして自治省の大臣としてのあなたのお考へは、三千あるいは四千近い日本の都道府県や市町村にかなり大きな影響を持つはずでありま

す。大臣は國務大臣である前に、やはり少なくとも自治省の大臣であるというところをお考えになることが、大臣としてのつとめではないかと私は考える。

したがって、大臣はいま補てんする意思はないというお話でありましたが、補てんする意思がないとするならば、地方の自治体はそれだけ財政上の赤字が出るかどうかはわかりませんが、しかし減収になるというところは間違いない。しかも国の犠牲でこういう形になるというところは私はここではつきり申し上げても、さっきの大臣の答弁からすれば差しつかえはない。オリンピックは、地方の自治体の財源を犠牲にしてまでも行なわなければならないのかどうかというところです。しかも国の財政を見てみますと、自然増収が六千億もある、こう言っているのですから、十五億や二十億のものを補てんしてやるからというふうな親切心があつても、何も国の財政に響かぬ。その点の配慮が足りなかつたのではないかと。どうもこれ以上私が大臣を責めても御答弁がなからうと思ひますから、私の意見だけを申し上げておきたいと思ひます。それから次に、喫緊の問題として聞いておきたいと思ひます。これは、国民健康保険の問題であります。これはいま非常にやかましい問題を実は出しておられます。きょう私は率直に申し上げておきますが、今度の税法改正でこれが住民税との関係で多少減りはしないかという心配がされる。と同時に、今日国民健康保険の財源は非常に苦しいのであります。政府は御承知のように、七割給付を今度の予算で打ち出してあります。そうしていかにも

国民健康保険としての七割、七割の給付ができるという宣伝をされておりますが、実は京都の市会では、いま今年度の予算の編成にあつて提案されておるものの中に、国民健康保険が非常に大きな赤字を出して、どうにも運営が困難であるから、世帯主は七割にすれば、家族は五割にするという。従来は七、五にすると、この事実が現実になされておられます。この事実を自治省が知っておるかどうかわかりませんが、こういうふうな地方の自治体では、国は七割、七割にするという方針を立てて、国会でいかに国民健康保険が充実したかのごとき答弁をして、宣伝をして、こういうところがある。私はさつと外人の遊興飲食税について申し上げました。これは府県税である。だから京都の市には関係がないといへばそれまでのことかもしれない。しかし私は一方においてはこういう観光都市として非常に大きな府県に對しては減税等が行なわれ、一方においては政府の宣伝する七、七が実行できないで、京都市民は非常に目に見えぬにあらわなければならぬという現実の姿に對し、自治大臣はどういうふうにお考えになるか、この際御意見を伺つておきたいと思ひます。

○早川國務大臣 この問題はまことにむずかしい問題でございまして、先般の閣議でも私は申し上げたのでありますが、健保と国保というものが分かれておりました。健保は数千億円の黒字だ、国保は御承知のような赤字経営だというふうな根本の理由は、健康保険に十分お金を納めながら、年をとつたら、退職したら国保に入つてくるわけですから。そのころには非常に病気をたくさんやる年齢になるわけでありまして、また、国保に入つておる人は会社につとめておる人よりも、日雇いとか一般の庶民階級でありますので、なかなか国保税の徴収が思うようにいかぬ。そういう根本問題があるわけでありまして、厚生省におきましても、健康保険の統合あるいはブル化というふうな根本的な対策を現在検討していただいております。さしあつての問題といつたしましては、京都市のその事情はよく存じておりますので、われわれといつたしましては京都市の市長からも十分実情を聞きまして、財政の面におきましてできる限りの御相談に乗るという態度で検討いたしておるわけでありまして、今後この国保問題は、全般的な政治のベースにおいて根本的に考えたいと思つておるわけでありまして、

て、さつき申し上げましたように、こういう処置をとるのだといつて大いばりにいばつておいて、実態はこういう状態だということになれば、容易ならざる問題である。市民生活に直接の問題である。それについて自治省はつきりした態度を示してくださいませんか。七、七でいけるように財政措置をするなら、国の方針に従つてそういうことをする。自治省も国の一つであるし、大臣も國務大臣であることは間違いないが、さつきから、そのつとめをどうするかを、この際はつきりとお客を願つておきたいと思ひます。○柴田政府委員 京都市会におきまして、さきようなことがあつたといふことを私もよく最近承知をいたしました。なぜ国民健康保険会計が赤字かということから議論が、検討が始まるわけでございます。当面いまの制度のたてまえたものとしましては、調整交付金をどう配るかという問題が、財政的な手段としてはあるわけでございます。同時に、給付会計が赤字になるという原因にも、非常に大きな問題があるわけでありまして。両面を検討いたしまして、調整交付金で救済できるものでございまして、その調整交付金の配付について十分注意を喚起いたしたいと思ひます。なお基本的な給付関係で赤字になるという根本問題につきましては、慎重に検討いたしたいと考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、おそらくは京都の場合には、そういった調整交付金では救済できない基本的な問題があるかと私は実は推察するのであります。根本的な

打開策につきましては、厚生省とも十分相談をいたしまして早急に解決するような方向で検討してまいりたい、かように思ひます。○門司委員 そういふ抽象的な答弁を聞いていたらしようがありませんが、さつきも申し上げましたように、この地方税法總体を通じて見まして、一方においては少なくとも外人の遊興飲食は免税してやろうというふうな策がとられる、一方においては国の施策が十分に行なわれないほど地方財政は貧困になつておる。この実態を見ますと、何も私は健康保険が赤字になつてゐるのは京都だけではないと思ひます。私は日本全国の国民健康保険は行き詰まつてないところは一つもないと思ふ。しかしそれはそれといつたしまして、この税制改正の全体を貫いて見ますと、ほんとに、ほんとうに事務的問題にのみとらわれておつて、地方の財政の実態、あるいは地方の住民の今日の所得あるいは生活水準というふうなものをあまり考えないで、こういう税法が安易に考えられてゐるのではないかと、したがつてその次にもう一つ聞いておきたいと思ひます。これは、今度の税法改正の中で少なくとも、私は昨日も申し上げたことですが、何か新しい税財源をお考えにならなかつたかということでありまして。これはこういうことを言うよりも、私は率直に申し上げておきたいと思ひますが、たとえばわれわれしばしば唱えてまいりました一つの税財源としての問題は、損保に對する消防施設税とでも申し上げますか、これは私もが専断特許でいまここで言つてゐるわけじゃござ

いません。たしか私はドイツだと考えておりますが、ドイツでもこれと同じような税法がございまして、収入の約三割を税率にして、そして目的税として消防施設の用に供するということを税法にうたっているようにございまして、少なくとも今日の消防協会の利潤の大部分というものは、あるいはこれの大きな柱になっておりますものは、地方の自治体の消防施設の完備、防火建築と、もう一つは住民の心がけだと考えます。そなたといたしましては、この利潤の幾分かは必ず地方に配分されても決して不都合のものでもなければ、また当然だと私は考えます。今日まで消防協会がいろいろな問題で地方の自治体に対して援助をいたしておるといふことになっておりますが、私の手元にあるものを一応参考までに聞いておいていただきたいと思います。従来からこういう問題が起るたびに、実は消防協会といたしましては、少なくとも市町村の消防施設に関係するもの、あるいは公共事業については、その持つておる金を出してそしてこれを援助していくからというよりなことで、現実に行なわれておりますもので、三十七年度末における私の手元にあるこれは消防協会の発表でありますから、これのほうが私は詳しいと思います。間違いないかと思ひます。これを見てまいりますと、消防関係に三十七年度末で大体三十六億の金を出してあるということが書いてある。しかもこの問題につきましても、何も三十七年度にこれだけ出したわけじゃございません。これはおそらく累積されたものが三十七億になっておる計算だと見ることが私は正しいと思

う。このことは、同じ三十七年度で自治省を通じて当該市町村が要求いたしました額は二十七億七千万円になっておるが、配分された額は十二億五千万円という数字が出ておる。これは、私は三十七年度までの累積されたものが三十七億だと考えることが至当だと思ひます。この程度しか消防関係に出ておらない。その他消防ポンプを寄贈いたしておるものが三十六年度、ここに三十四の市の名前が書いてあります。さらにこれを三十七年度に引き合わせてまいりますと、消防ポンプを寄附したのが三十八台、あるいははしごポンプその他を寄附したものが二台、それから火災報知器を二基、あるいは防火水槽を十個、それが三十七年度の総決算であつて、総額九千九百五十七万七千円、こう書いてある。この程度の補助金、地方の自治体に還元されたお金の形、これが還元されておる。私はもう少し自治省は思い切つて、市町村が責任を持つて今日の消防設備をしておる限りにおきましては、それによつて利潤を得るこの種の団体に對しまして、当然何らかの方法で負担をしていただいても差しつかえないと思ひます。今日赤字で非常に困つております市町村の一つの財源としてこういうことが考えられないか、これについてどうお考えになりますか。

○早川国務大臣 非常におもしろい御提案でありまして、保険会社が、火災が少なくなることによつて利益を得るわけでありまして、消防施設拡充費用の一部に火災保険金を負担させるということは、これはごもつともな考へ方だと思ひます。しかしながら、この消防施設税を火災保険料を課税標準として課するといふことは、今度は火災保険料率の算定上、保険加入者に転嫁されるという問題がございまして、また税源の所在等に關連いたしまして、どの市町村にどういふ徴収方法でという問題も、複雑な問題が少なくないのではありません。現在御承知のように火災保険会社に消防施設の設備を引き受けてもらつておるわけでありまして、これを消防施設税の新設にまでいくかという問題は、現在税金をかけるというところはいろいろな問題がございまして、十分慎重に検討いたしまして、結論を出したいと思つております。

○門司委員 この問題は単に法律をこしらえてどういふ制度をすればいいというだけではございせん、実は御承知のように、損保の問題は、私有財産との關係で憲法の解釈上にも私は多少の疑義を持つておる。お互いが掛け金をかけて、そしてそれが、災害がなければこれが全部掛け捨てになるというものの考へ方、ある意味における私有財産が特定の会社に吸収されてしまふ。もしこれが共済制度であつたらば、個人の財産として金が余ればこれを払い戻すこともできようかと考へられる。したがつて、私有財産を侵してはならないという、あるいはこれを没収してはならないという憲法のためにも多少の疑義がある。しかしこの問題についてここで議論をする時間等もございせんから、もう一つだけ大臣に聞いておきたいと思ひます。

大臣は、これを消防施設税として考へることは困難であるという御答弁のようには私は拝聴いたしましたが、それなら地方自治体が共済制度としてどういふ制度を設けることができるというようないわゆる自治法の改正でこれはやれるはずであります。かつて、御承知のように都道府県や市町村の公共の建物に對しまして共済制度は、自治法の改正によつてこれが行なわれております。そして都道府県、市町村の營造物すべてがその共済組合に入つておつて、そして掛け金は普通の営利会社よりも半分以上の掛け金で今日たぐさんの金を残して、そして会館等の建設まで行なわれるように発展しておる。この事実を目の前に見てまいりますときに、少なくとも地方住民が火災という災害にあつて、そして非常な困つておる。これを何とか住民の立場からも考へなければならぬ、財源の立場からもこれを考へなければならぬ。そなたとすれば、いま大阪やあるいは名古屋や京都あるいは横浜で行なわれておりますような、いわゆる共済制度というものは、明らかに隠れたようなものではなかつて、明らかにこれを自治法の改正によつて、都道府県が住民の相互の共済ができるというようないふことにすることが今日正しいのではないか。それにはいろいろ具体的な問題としては、一方において私企業がございまして、私企業を圧迫するとか何とか、いろいろ問題があるでございましょう。しかし技術的な問題ではいろいろ問題があるかと思ひますが、考へ方としては私はそういう考へ方が現在一部ではあるが、あるものでありますから、法定されたものができておるのでありますから、私はできないことはない、こう考へるの何つておきたいと思ひます。

○早川国務大臣 自治法の改正を要します。消防施設税の新設とあわせて慎重に検討したいと思ひます。

○門司委員 検討する検討するといふことでなくて、ほんとに真剣に私はお考えを願ひたいと思ひます。火災というものは住民にとつては非常に大きな問題でありまして、ことに零細な住民ほどいまの保険会社等の掛け金には非常に苦しんでいる状態にございまして、したがつてぜひ私は、相互扶助の關係からも、こういうものを自治体がやり得るような形をこしらへていきたくない、もちろん私企業を圧迫することの掛け金や金高等についても制限等を設けるといふことはあるでございましょう。少なくとも私は、考へ方としてはそういうことによつて、自治体の消防施設の完備と同時に、住民の財産の確保をはかつていくということが、この際自治省として私はとるべき態度ではないか、もうこの辺でそのぐらいのことはお考へになつても私は差しつかえないんじやないかと考へるわけでありま

それからもう一つ、これも私は昨日松隈先生にお伺ひをしたのであります。が、農村の固定資産税の關係であります。御承知のように、今日農村の財産家というものは、大体たんぼを持つてゐる人というよりも、むしろ山林を持つてゐる方の方が財産としては大きいはずであります。ところが、これが地価が非常に安いことのために、御承知のように固定資産税の対象になるのは非常に低い、したがつてどつちかといへばごく少数の田畑を持つておる、財産から見ればわずかに一握りというよう

なものよりも、財産から見ればかなり大きな山を持って、大きな財産をお持ちになつておると考えられる人のほうが、固定資産税の額は少ないというような現象があらわれてきておる。私は税の負担の公平、均分をはかつていくとするには、少なくとも先ほどからの質問の中で自治省が答えておられますように、この固定資産税が一面において財産税の性格を持つておる限りにおきましては、やはり税の負担区分の公平から考えてまいりますならば、この山林に對しても何らかの考へ方をしなければならぬ。山林の地価の改正はなかなかできません。これは農林省がやろうとしたとしてもなかなか困難であると言つておる。したがつて山林で今日どんなに高い地価を見積もつてまいりまして、最大限一坪あたり十七円以上に勘定はできない。こう言つておる。こういうふうな考へてまいりますと、田畑とは非常に大きな開きが出ておきます。またはなほだしところでは、非常に安い登録された地価になつておる。この不均衡を私はぜひ直すために、少なくとも伐採適齢期以上の木の生えております山林については、何らかの形で立木を背景として税金をかけるということが、僻地における町村の財源の充実に、税の負担の公平というところからすれば、私はなし得ること、この際自治省のほうで考へられるべきではないか、こういうふうには私は私なりに考へるのでありますが、こういうことについて、ひとつ大臣の御所見を伺つておきたいと考へます。

○早川國務大臣 立木の所有の事実に着目して、担税力を見出して課税をするという御意見でございますが、この問題につきましては課税客体の把握とか、課税技術上非常に困難な問題が、事務当局で検討したところ多いのであります。また二番目としたしまして、租税政策以外の森林政策、木材価格政策との関連上、これまたいろいろな問題がございます。したがつて現行法上は、木材の流通過程をとらえて、木材取引税を課してゐるのでございまして、今後木材取引税との関連において、なお慎重に検討すべき問題だと考へておるわけでありまして。

○門司委員 いまの大臣のせつかくの答弁であります。木材の流通過程で税金をお取りになつておるという問題でありますが、かつて木材が統制を受けておりましたときにはそういうことがいえたのであります。大体把握ができたのであります。ところが、木材の統制がはずされておりました今日においては、私はこの流通過程における捕捉はきわめて困難だと思ひます。実際問題としてできるかどうかということでありまして、ことに最近起こつておる現象としては、大きな土建会社あるいは大きな仕事をする諸君は、必要な材木というものは山ぐるみ買つてしまふ。そうして自分の持ちものとして出してまいりますから、一体どこで町村がこれを捕捉するかということではきわめて困難であります。こういう問題が現実の姿としてあらわれておる。したがつて私は、こういう財産に對しましては、単に木材取引税があるからそれでよろしいのだということでは、今日の実態に合わないのじゃないか。先ほどから申し上げておりますように、この税金ができたときには木材の統制があつたから、ある程度の把握

ができた。しかしこの統制がはずされた以上は、流通過程の把握というものはきわめて困難であると思ふ。したがつて、事務的には私は困難であらうかと考へる。また実際の農村における力関係からいけば、山持ちなんというのはおそらく私は地方の大ボスであらうと考へたい。そこらの部落の人たちは、その山持ちにすがつて生活をささえておるといふ実態があらうかと思ひます。したがつて、地方的に非常に強い勢力を持つておる人たちがあらうかと思ひます。しかし、だからといってこの不十分な木材取引税にたよつて、そうしてそれがあるからそれでよろしいのだという議論には私はなかなか今日承服しかねる。少なくとも困難ではあらうが、私はたてまなくしては、少なくとも固定資産税が財産税を加味しておる限りにおいては、やはり当該財産に對する課税をすべきである。それは私も何も小さいうちにかけよとは言わぬ。少なくとも伐採適齢期以上の木に對してこういうことにするものほうが、私はいまの税財源よりもあるいは山村僻地における市町村の自主財源というものはふえてくるのじゃないか、それのほうが確保されるのじゃないか、こう考へておりますが、大臣はいまのようなことはどうしてもできないということですか。私はその点ではいま申し上げましたように、流通過程における木材取引税というものは、これは額が少ないでしよう。幾らもとれないでしよう。これは年々減つてくるのである。しかし材木の伐採は年々ふえておるはずで、その逆の現象が出ておるのを大臣が見のがすというのには、やはり金持ちに味方をされ

る大臣だとしか考へられない。もう少し地方財政というものをかわいがつてもらうという処置はとれませんか、重ねてひとつ御答弁願つておきたいと思ひます。

○早川國務大臣 先ほど申し上げましたように、課税技術上の問題と同時に、立木に課税するという問題は、伐採の問題、いろいろ森林政策との関連がございまして、したがつて、木材取引税が現にあるわけでありまして、これとの関連において慎重に検討したい、こう申しておるわけでございます。

○門司委員 それからもう一つ、これは大臣せつかくおいてから最後に聞いとおきたいと思ひます。同じ固定資産税の問題であります。地積の問題をどうするかということでもあります。事務当局からその図面はいただきまして、しかしその図面は何村の何の六百分の一の地図だか私はわからない。ただ地図が書かれておるだけでありまして、あんな地図ならだれでも書けます。少なくとも私が聞いておりますのは、今日の特に山村の固定資産税の中で、かりに税率は非常に少ない、あるいは税財源としてはきわめてわずかでないと申し上げても、山林に對する地積が明確になつていないのじゃないか。田畑に對しましては御承知のように農業センサスをやりあるいは一筆調査をやり、いろいろな関係でやつておられますが、しかし山林にはまだなわを入れておらない。したがつてこの辺で自治省は思ひ切つて山林その他の地積に對するはつきりしたものを固定資産税の關係からひとつやつていくというお考えはございませんか。私はこれがぜひ行なわれなければ、これ

また税がきわめて不均衡な状態にならうかと考へております。山林を売つて、そうしていま宅地造成等をやつておりますが、それらの場合に出てきた面積だけは誤記登記ということで、登記をすればそれで済むのだということになつてまいりますと、その間ずつとこれだけ脱税になつておつたと思へてちつとも差しかえない。私は税の正確な把握のために、今日の地積に對する実測をひとつ自治省はやつていただきたい。これは建設省の国土総合計画の中からも当然考へられることではございまして、少なくとも市町村民税としてとつております固定資産税の關係から、税負担の公平の關係からするならば、私は当然のことだと思ひます。またこれを拒む何ものもないと思ふ。しかし、これに對して大臣としてどういうお考えだか、最後にひとつこれを聞かしておいていただきます。

○細野政府委員 山林の地積につきましては、しばしば御指摘のございまして、その実測面積と台帳面積に相當の開きがあるわけでございます。このこと自体はわれわれとしても看過してはならないことではございまして、遺憾ながら現実にはそういうことが現状になつておるわけでございます。これらの捕捉につきましては、もちろん誤った地積が台帳に登録されておれば、これはもちろん直すべきことではございます。半面では国土調査法等によりましてだんだんと面積の確定その他が行なわれてまいらうと思ひます。そういつた面ともならみ合わせて、今後つとめてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

十五万円以下の金額	百分の〇・八
十五万円をこえる金額	百分の一・二
四十万円をこえる金額	百分の一・六
七十万円をこえる金額	百分の二・〇
百万円をこえる金額	百分の二・四
百五十万円をこえる金額	百分の二・八
二百五十万円をこえる金額	百分の三・二
四百万円をこえる金額	百分の三・六
六百万円をこえる金額	百分の四・〇
千万円をこえる金額	百分の四・四
二千万円をこえる金額	百分の四・八
三千万円をこえる金額	百分の五・二
五千万円をこえる金額	百分の五・六

第三十七条第一項中「別表第一」の下に「及び別表第二」を加える。

第七十二条の四第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五、非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、商工組合、商工組合連合会、輸出組合、輸入組合及び輸出入組合

第七十二條の五第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び商工組合連合会」及び「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を削る。

第一条のうち、第七十二条の十四及び第七十二条の十七の改正に関する部分を削る。

の改正に関する部分中「及び第三項」を削り、「二十二万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「八万円」を「十二万円」に、「五万円」を「七万円」に改め、同条第三項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第四項中「十二万円又は七万円」を「三十万円又は二十万円又は七万円」に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七十二条の十九に次の一項を加える。

2 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合（森林法第八十六条第二項に規定する生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給

税の課税標準である所得は、第七十二条の十四第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額と当該事業年度開始の日ににおける積立金額との合計額から当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

するものを除く。)、森林組合連
合会、水産業協同組合（漁業生

前組合で、その事業に従事する組合員に對し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）、輸出水産業組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合、連合会、輸出組合、輸入組合、輸出入組合、商工組合、商工組合連合会、中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫

並びに労働金庫連合会で各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分

の一の額に達しないものの事業
税の課税標準である所得は、第
七十二条の十四第一項の規定に

かかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した

金額と当該事業年度開始の日に
おける積立金額との合計額から
当該各事業年度分の出資者に対

する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

第一條のうち、第七十二條の二十
及び第七十二條の四十八の改正に
する部分中「並びに第七十二條の

「入第二項」を削り、「に改める」に改め、同条第四項第九号中昭和二十六年法律第二百四十九

『を削る』に改め、同条の改正に

関する部分の次に次のように加える。

第七十二條の四十八第一項中「百万円」を「百五十万円」に、「二百万円」を「三百万円」に改める。

第一条のうち、第七十三條の四の改正に關する部分中「直接教育の用に供する不動産」を加え、^二の下に

同項第八号中（昭和二十二年法律第三百三十二号）、（昭和二十三年法律第二百号）、（昭和二十三年法律

第二百四十二号)、「(昭和二十四年法律第百八十一号)」、「(昭和三十三年法律第百八十五号)」及び「(昭和

り、『を加える。

第七十四条の二中「百分の九」を

第百十四条の三中「八百円」を「千円」に改める。

第百十四条の四第一項中「五百円」を「八百円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千円」

を「千三百円」に改める。

第一条のうち、第三百十三条から
四に改める。

第三百十四條の二まで、第三百十四條の七及び第三百十七條の二の改正に關する部分を次のように改める。

第二百九十六条第一項ただし書を削り、同項に次の一号を加える。

1000

第四百八十九条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

第一条のうち、第四百九十条の改正規定中「百分の七」を「百分の六」に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百九十条の二の見出しを「電気ガス税の課税標準である料金の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。

同一の需用場所において使用する電気（電気事業者が電気に関する臨時措置に関する法律においてその例によるものとされたる旧公益事業令第三十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程に定める定額電灯又は従量電灯に係るものに限り。）又はガスに対する電気ガス税の課税標準である料金は、一月の料金から五百円（当該料金が五百円に満たないときは、当該料金の額）を控除した額とする。

第一条のうち、第七百条の七の改正に関する部分を次のように改める。

第四章中「第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第六節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第四節 都市計画税」を「第五節 都市計画税」に、「第三節 入湯税」を「第四節 入湯税」に改め、第七百条の五十四の次に次の一節を加える。

第三節 消防施設税
第一款 通則
(消防施設税)
第七百条の五十五 道府県は、市町村に対し消防に関する費用に充て

る財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、消防に関する費用に充てたる財源を交付するため、消防施設税を課するものとする。

(消防施設税の納税義務者等)

第七百条の五十六 消防施設税は、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項の免許又は外国保険事業者に係る法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三条第一項の免許を受けて火災保険事業を行なう者に対し、その者が締結する火災保険契約に係る保険料の金額を課税標準として、当該火災保険契約に係る保険の目的である物件（以下「被保険物件」という。）所在の道府県において課する。

2 一の被保険物件が二以上の道府県の区域にわたつて所在する場合においては、当該被保険物件は、政令の定めるところにより、当該二以上の道府県のうちいずれかの道府県の区域内に所在するものとみなす。

(消防施設税の課税標準)

第七百条の五十七 消防施設税の課税標準は、火災保険事業を行なう者が道府県内に所在する被保険物件について各事業年度において払込まれた又は払い込まれるべきことが確定した保険料の金額（当該保険料の金額のうち火災保険契約の異動又は解除により払いもどし

たもの又は払いもどすべきものがあるときは、その金額を控除した金額）による。

(消防施設税の税率)

第七百条の五十八 消防施設税の税率は、百分の三とする。

(消防施設税に係る徴税吏員の質問検査権)

第七百条の五十九 道府県の徴税吏員は、消防施設税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で、当該消防施設税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 消防施設税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の八十六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消防施設税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の六十 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対処し、同項の罰金を科する。

(消防施設税の納税管理人)
第七百条の六十一 消防施設税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、同様とする。

(消防施設税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)
第七百条の六十二 前条の規定によつて申告すべき納税管理人によつて虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対処し、同項の罰金を科する。

(消防施設税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
第七百条の六十三 道府県は、消防施設税の納税義務者が第七百条の六十一の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 徴収
(消防施設税の申告納付)
第七百条の六十四 消防施設税の納税者は、自治省令で定める様式によつて、各事業年度における消防施設税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を、各事業年度終了の日から二月以内に、当該納税者に係る被保険物件所在の道府県の知事に提出し、及びその申告した消防施設税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百条の七十三第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告書を提出し、及びその申告した消防施設税額を納付することができる。

(財産目録等の提出)
第七百条の六十五 道府県知事は、当該道府県に消防施設税を申

告納付すべき者が前条第一項の規定による申告書（以下消防施設税について「申告書」という。）を提出する場合又は当該申告書を提出した後において、消防施設税の賦課徴収について必要があると認めるときは、その者に對し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の消防施設税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

（法人の代表者等の自署及び押印の義務）

第七百六十六 申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員）が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書の作成の時に於いて法人の業務を主宰している者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

2 申告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に於いて当該法人の經理に關する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書に自署し、かつ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある事業の經理の責任者及び当該事業に係る經理に關する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該事業の經營の責任者に対しても適用があるものとする。

4 第三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。

（法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に關する罪）

第七百六十七 前条第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（消防施設税に係る故意不申告の罪）

第七百六十八 正当な理由がなく第七百六十六の六十四第一項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

（消防施設税に係る自治省の職員の間接検査権等）

第七百六十九 自治大臣は、消防施設税の徴収について適正な運営を圖るため必要があると認める場合及び第七百六十六の八十八第四項の規定による不服の申出に對する決定のために必要がある場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又は第一号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 納税義務者又は納税義務があるとして認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で消防施設税の賦課徴収に關し直接關係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（消防施設税に係る自治省の職員の検査拒否等に關する罪）

第七百七十 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条第一項の規定による自治省の職員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

（消防施設税の脱税に關する罪）

第七百七十一 詐偽その他不正の行為によつて消防施設税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が五百万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免れた税額に相當する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に關して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、本条の罰金を科する。

（消防施設税の減免）

第七百七十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において消防施設税の減免を必要とする者として認めるときは、当該道府県の条例の定めるところにより、消防施設税を減免することができる。

（消防施設税の更正及び決定）

第七百七十三 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書を提出した場合において、当該申告に係る消防施設税の課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、消防施設税の納税者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した消防施設税の課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて消防施設税の課税標準額又は税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（消防施設税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第七百七十四 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項まで

の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正により増加した税額又は決定した税額をいう。以下消防施設税について同じ。)があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第七百条の六十四第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「消防施設税の納期限」という。)の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該不足税額百円について一日四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、納税者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があるとき、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する消防施設税の延滞金)

第七百条の七十五 消防施設税の納税者は、消防施設税の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、消防施設税の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円について一日四銭(督促状を発する前の

期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 道府県知事は、納税者が消防施設税の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(消防施設税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百条の七十六 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)において、第七百条の七十三第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がな

かつたことについて正当な理由があるとき認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百条の七十三第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百条の七十三第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百条の七十三第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納税者に係る消防施設税額について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(消防施設税の重加算金)

第七百条の七十七 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べ

いし、又は仮装し、かつ、その隠べいし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、同条同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、かつ、その隠べいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は同条同項の過少申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき更正による不足税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定に該当する場合において申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処

分

(消防施設税に係る督促)

第七百条の七十八 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下消防施設税について同じ。)までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(消防施設税に係る督促手数料)

第七百条の七十九 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(消防施設税に係る滞納処分)

第七百条の八十 消防施設税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに消防施設税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合において、同項第一号中「督促状」とあるのは「納付の催告書」とする。

3 消防施設税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る消防施設税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができ、場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつきすでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ、

6 前各号に定めるものその他消防施設税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行なうことができる。

(消防施設税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の八十一 消防施設税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による消防施設税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百条の八十二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の八十六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の八十六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行なう道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽し、又はその帳簿若しくは書類を偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第四款 犯則取締り
(消防施設税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)
第七百条の八十三 消防施設税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七百条の八十四 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行ない、国税局又は税務署の収税官吏の職務は、道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行なうものとする。この場合において、道府県知事は、消防施設税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行なう者がその職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税

務署長の職務を行なうことができる。

第七百条の八十五 第七百条の八十三の場合において、収税官吏の職務を行なう者は、その所属する道府県の区域外においても消防施設税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第七百条の八十六 第七百条の八十三の場合において、消防施設税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第五款 使途等
(消防施設税の市町村に対する交付)
第七百条の八十七 道府県は、自治省令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額(各年度において納付された消防施設税の税額に相当する額から過納又は誤納に係る消防施設税の還付金の支払額に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)に相当する額を当該道府県の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に対して交付するものとする。

2 都は、前項の規定にかかわらず、自治省令で定めるところにより、各年度における消防施設税の収入額に相当する額から都がその特別区の存する区域に係る消防施設税の費用に充てるものとして政令で定めるところによつて算定した額(以下第七百条の八十九において「特別区に係る消防施設税の収入相当額」という。)を控除し

て得た額を交付総額とし、これを都の区域内の各市町村の人口、家屋の床面積等を基礎として政令で定める基準に基づいてあん分した額を当該市町村に対して交付するものとする。

(市町村長の道府県知事等に対する不服の申出)
第七百条の八十八 市町村長は、前条の規定によつて道府県から交付を受けるべき金額その他当該金額の交付について不服がある場合においては、自治省令で定めるところにより、当該道府県の知事に対して、不服の申出をすることができ、

2 前項の規定による申出に対する道府県知事の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければならぬ。

3 前項の決定は、理由をつけて不服の申出をした市町村長に通知しなければならぬ。

4 第二項の決定に不服がある市町村長は、道府県知事を経由して、自治大臣に対して不服の申出をすることができ、

5 道府県知事は、前項の不服の申出を受理した場合においては、それに意見をつけて、遅滞なく、自治大臣に送付しなければならぬ。

6 自治大臣は、第四項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、道府県知事に対し必要な指示をすることができ、

(消防施設税等の使途)

第七百条の八十九 都は特別区に係る消防施設税の収入相当額を、市町村は当該市町村が第七百条の八十七の規定によつて交付を受けた金額を、それぞれ消防に關する費用に充てなければならない。

第七百三十三条の三第五項を次のように改める。

5 前項の所得割額は、当該市町村

百分の四
百分の五
百分の六
百分の七
百分の八
百分の九
百分の十
百分の十一
百分の十二
百分の十三
百分の十四
百分の十五
百分の十六
百分の十七
百分の十八

百分の二・八
百分の四・二
百分の五・六
百分の七・〇
百分の八・四
百分の九・八
百分の十一・二
百分の十二・六
百分の十四・〇
百分の十五・四
百分の十六・八
百分の十八・二
百分の十九・六

める。

第一条のうち、附則第九項及び第十一項の改正に關する部分の次に次のように加える。

附則第十二項中「第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする」を削る。

第一条のうち、附則第三十八項を第五十一項とし、第三十四項から第三十七項までを十三項ずつ繰り下げ、第三十三項の次に十三項を加える改正に關する部分中「第五十一項」を「第四十八項」に、「十三項」を「十項」に改め、附則第三十四項の改正規定中「課税標準額を」を「課税標準額に三分の二を乗じて得た額を」に改め、「の二・二倍の額」を削り、附則第三十五項の改正規定中

の条例の定めるところにより、所得割額を第三百十四条の二第一項に規定する總所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額から同項各号の規定による控除をした後の總所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額又は市町村民税の所得割額にあん分して算定する。

を
に改

「第十項を第五項」に改め、附則第三十六項の改正規定中「田又は畑の下に」その他の農用地で政令で定めるものを加え、「課税標準額を」を「課税標準額に三分の二を乗じて得た額を」に改め、「の二・二倍の額」を削り、附則第三十七項の改正規定中「課税標準額を」を「課税標準額に三分の二を乗じて得た額、」に改め、「の二・二倍の額」及び「二万円」とあるのは「二万四千円」と、を削り、附則第三十八項の改正規定中「課税標準額を」を「課税標準額に三分の二を乗じて得た額、」に改め、「の二・二倍の額」を削り、附則第四十項及び第四十一項の改正規定中「課税標準額を」を「課税標準額に三分の二を

乗じて得た額を、」に改め、「の二・二倍の額」を削り、附則第四十二項の改正規定を削り、附則第四十三項及び附則第四十四項の改正規定を一項ずつ繰り上げ、附則第四十五項及び附則第四十六項の改正規定を削る。

第二条から第四条までの改正に關する部分を次のように改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項を削る。

第十條の三中「地方税法」の下に「昭和二十五年法律第二百二十六号」を加える。

附則第一条中ただし書を次のように改める。

ただし、地方税法第三百十四条の三第一項及び第三項の改正規定、第二条の規定並びに附則第十八条第一項第二号、附則第二十一条及び附則第二十二条の改正規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則第二条を次のように改める。
(道府県民税に關する規定の適用)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)中個人の道府県民税に關する規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則第三条を次のように改める。

第三条 新法第二百五条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日

の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度分までの法人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則第四条を次のように改める。
(事業税に關する規定の適用)

第四条 新法第七十二条の四第一項

第五号、第七十二条の五第一項第四号及び第七十二条の十九第二項

の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人の事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

附則第五条を削る。

附則第六条中「第一項及び第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条第一項中「(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「旧法」を「第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第八条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県たばこ消費税に關する規定の適用)

第八条 新法第七十四条の二の規定は、昭和三十九年四月一日以後小売人又は国内消費として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

附則第九条に次のただし書を加える。

ただし、新法第三百十四条の三第一項及び第三項の規定は、昭和四十年年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則第十条を次のように改める。

第十条 新法第二百九十六条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則第十一条中「新法第三百四十八条第二項の規定は」を「新法中固定資産税に關する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律の施行の際現に旧法第三百四十九条の三第一項から第六項までの規定の適用を受けている固定資産に係る固定資産税については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第十二条から附則第十四条までを削る。
附則第十五条を附則第十二条とする。

附則第十六条中「第四百九十条を『第四百八十九条から第四百九十条の二まで』に改め、同条に次の一項を加え、同条を附則第十三条とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第四百八十九条第二項の規定の適用を受けている電気に係る電気ガス税については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則第十七条から附則第二十一条までを次のように改める。

(消防施設税に関する規定の適用)
第十四条 新法第七百条の五十五から第七百条の八十九までの規定は、昭和三十九年四月一日以降において締結された火災保険契約に基づいて収入し、又は収入すべきことが確定した保険料に係る分から適用する。

附則第二十二條中「四十年法」を「新法」に改め、「から第八項まで及び第七百六条の二第一項」を削り、「昭和四十年」を「昭和三十九年」に、「昭和三十九年」を「昭和三十八年」に改め、同条を附則第十五条とする。
附則第二十三條を附則第十六条とする。

附則第二十四條中「二十三条」を「十六條」に改め、同条を附則第十七条とし、同条の次に次の一條を加える。
(市町村民税減税補てん臨時特別交付金の交付)

第十八条 国は、市町村民税の所得割の減取額を定めるため、次の各号の一に該当する市町村に対し、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において、それぞれ次の各号に定める額を市町村民税減税補てん臨時特別交付金として交付する。

一 昭和三十八年度において市町村民税の所得割を旧法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をして課した市町村(市町村の一部につき市町村民税の所得割を同項ただし書の規定による控除をして課した市町村を含む。)については、昭和三十九年度にあつては新法の規定により市町村民税の所得割を課する場合における市町村民税の所得割の減取額として政令で定める方法によつて算定した額、昭和四十年年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の四十の額及び昭和四十三年度にあつては当該額の百分の二十の額

二 昭和三十八年度において市町村民税の所得割を旧法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の二を乗じて得た率をこえる率で課した市町村(以下「不均一課税市町村」という。)を含む。で、昭和三十九年度又は昭和四十年年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの(不均一課税市町村については、市町村民税の所得割を新法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・二を乗じて得た率をこえる率で課した区域につき、昭和三十九年度又は昭和四十年年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの)については、昭和四十年年度にあつては当該市町村が同年度において新法第三百十四条の三第一項の表の下欄に掲げる率に一・二を乗じて得た率で課するものとした場合における市町村民税の所得割の減取額として政令で定める方法によつて算定した額、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額及び昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額

の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・二を乗じて得た率をこえる率で課した市町村(以下「不均一課税市町村」という。)を含む。で、昭和三十九年度又は昭和四十年年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの(不均一課税市町村については、市町村民税の所得割を新法第三百十四条の三第一項の表の上欄に掲げる金額の区分により区分した金額について、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率に一・二を乗じて得た率をこえる率で課した区域につき、昭和三十九年度又は昭和四十年年度において市町村民税の所得割の税率を引き下げたもの)については、昭和四十年年度にあつては当該市町村が同年度において新法第三百十四条の三第一項の表の下欄に掲げる率に一・二を乗じて得た率で課するものとした場合における市町村民税の所得割の減取額として政令で定める方法によつて算定した額、昭和四十一年度にあつては当該額の百分の八十の額、昭和四十二年度にあつては当該額の百分の六十の額、昭和四十三年度にあつては当該額の百分の四十の額及び昭和四十四年度にあつては当該額の百分の二十の額

前項の規定による交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十五条を次のように改める。
(地方財政法の一部改正)
第十九条 地方財政法の一部を次のように改正する。
第五條第三項中「第一項本文の規定による控除をすることとした場合における当該」を「第一項の規定による」に改め、「標準とすべき金額」を削り、「第五項」を「第二項」に、「第九項」を「第六項」に改める。
附則第二十六條中「第一項中」の下に「百分の九」を「百分の十二」に、「を」を加え、「百分の十五」を「百分の十八」に改め、同条を附則第二十条とする。
附則第二十七條を附則第二十一条とし、附則第二十八條を附則第二十二條とする。
附則第二十九條中「田又は畑」の下に「その他の農用地で政令で定めるもの」を加え、「価格をこえる」を「価格に三分の二を乗じて得た額をこえる」に、「価格と同額」を「価格に三分の二を乗じて得た額と同額」に改め、「の二を乗じて得た額と同額」に改め、「の一・二倍の額」を削り、同条を附則第二十三条とする。
附則第三十條を削る。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条のうち、地方税法附則第四十六項の改正規定の見出しを「(オ)リニピック開催年における外客に対する料理飲食等消費税の特例」に改める。

め、同項中「当分の間、」を削り、「飲食及び旅館における宿泊に對しては、」を「旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對しては、」と改め、昭和三十九年七月一日から同年十二月三十一日までに行なわれたときに限り、」に改める。

○森田委員長 提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。安井吉典君。
○安井委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつてゐる地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明いたします。

修正案の内容は配付のとおりであります。朗読を省略いたします。

今日の地方財政は、高度経済成長政策のもとで、大企業の大躍り、激進な設備投資に歩調をそろえ、膨大な公共投資支出をしいられ、また物価上昇のための給与費をはじめとする一般行政費の膨張で、地方自治体の本来の仕事である住民福祉のための支出はますます圧縮されております。その上に、都市部の自治体では、産業と人口の著しい流入のために、また農山村部の自治体では、おくれた農林漁業近代化の基盤整備をはじめ、郷土の住民にこれ以上見捨てられないための行政水準引き上げのために、それぞれ財政需要は大きくなる一方であり、乏しい財政のやりくりで四苦八苦をしてゐる状況であります。これに對し、地方自主財政の中心であるべき地方税収入は、總体的には伸びてゐるにしても、財政需要の増大にはとうてい追いつかず、ことに税源の偏在は著しいものがあります。

政府提案の地方税法等の一部改正法案では、以上のような地方財政の実態を根本的に正し、地方財政を強化発展させるためにはほど遠いものであり、かつ、物価高に悩む大衆の生活を守るためには所得の名目的な上昇に見合う分くらいは当然減税措置をとらねばならぬにもかかわらず、かえって国税における租税特別措置の拡大のため住民税や事業税へのはね返りを増大するとともに、電気ガス税等についても独占大企業に対する税の減免優遇措置を一そう拡大するが、大衆負担の軽減については、住民税課税方式の統一を除いては見るべきもなく、国民税負担の不均衡と乏しい地方財政への独占の圧迫という両面で問題を一そう大きくしているといえるのであります。

この際、地方自治と住民福祉を守る立場から、大衆負担の軽減並びに地方財政の強化の立場に立つて地方税財政の改革を行なうことは緊急の要事であり、わが党は、右の見地から抜本的な改革案を別に準備しておりますが、今次の政府の改正法案に対しては、当面この程度は実施すべきであると考えられる点につき、修正案を提出せんとするものであります。

次に修正案の要点を申し上げますと、第一に、住民税についてであります。まず、道府県民税課税方式の問題については、政府案は何らの配慮を加えていませんが、この際大衆負担軽減のため道府県民税所得割の比例税率制、すなわち課税所得百五十万円以下二%、百五十万円超四%を廃止し、課税所得を十三段階に区分する超過累進税率制に改めることいたしました。

市町村民税における課税方式の改正は、貧弱市町村の低い行政サービスに高い税金という矛盾した事態を解消しなければならぬというわが党の主張を政府がようやく取り上げたものであり、その方向には賛成であります。しかし、二カ年度分実施は一応やむを得なかつたにしても、三十九年度における市町村民税所得割のただし書き方式廃止は、不徹底に終わる上、減収補てん措置も、赤字公債に類する形がとられることは不合理であります。本修正案は、三十九年度において完全に本文方式に統一し、四十年年度には標準税率制度に改めることにし、かつ制限税率については、改正案より幅を縮小し、標準税率の一・二倍に抑えることにいたしました。なお、市町村民税の減収補てん措置として、三十九年度から四十四年度まで全額国庫による臨時特別交付金を該市町村に交付し、その交付金の額は一応漸減はするが、毎年その漸減相当額を地方交付税に組み入れ、その間、地方交付税では貧弱団体に對する傾斜配分を強めていくようにいたしました。

また、道府県民税及び市町村民税その他の減免措置として、所得割の基礎控除を九万円から十万円に、配偶者の場合、現行は扶養控除七万円とされてゐるのを配偶者控除を新設し、その額を十万円とし、扶養控除も一人三万円から五万円に引き上げることとし、また農協、生協その他に對する非課税や課税標準の特例の復元、障害者、未成年者、高齢者または寡婦に對する非課税の範囲を二十四万円に引き上げることいたしました。

第二に、事業税についてであります。事業税は本来二重課税的な性格を持つものであり、個人事業税は将来撤廃することを目的に、当面の措置として事業主控除を改正案二十二万円を三十万円に引き上げ、専従者控除を、青色申告の場合、現行八万円を十二万円に、白色申告の場合、現行五万円を七万円に引き上げるようにいたしました。なお、住民税の場合と同様に農協、生協その他に對する非課税や課税標準の特例措置を復元いたすことにしております。

第三は、固定資産税についてであります。政府は固定資産税の評価を取り価格で統一し、本年一月一日付で全国の市町村に評価がえを実施させつつありますが、新評価額では家屋と償却資産はさしたる変化はないが、田畑、山林、宅地等の土地では大幅な引き上げとなり、このような評価額の激変と全国的な反対運動の高まりから、政府改正案では、三年間だけは農地は三十八年度据置き、宅地等は二割増とどめるといふ暫定措置を定めていますが、四十二年度からの恒久措置につき大増税がないという保証はなく、かつ暫定期間中といふ保証はなく、増税することは物価騰貴を促進する危険があり、不適当な措置であります。

本修正案では、三十九年度から三年間の暫定期間中は、土地はすべて三十八年度の評価額をもつて課税することとし、政令で定める田畑、牧野、果樹園、作業場、農機具その他農業用固定資産についてはすべて課税標準を評価額の三分の二とするにいたしました。この措置は、立ちおくれに對する農業の基盤整備や経営の近代化が国民経済全体の上からも強い要請となつており、諸外国でも農業用固定資産について軽減措置を行なっていることからも当然の配慮であると考えられます。また、零細な大衆負担軽減のため、免税点を土地の改正法案二万四千円を五万円に、家屋現行三万円を十万円に、償却資産現行十五万円を二十万円に引き上げ、大企業に對する特權的な課税標準の特例を廃止することとしたしております。

第四は、電気ガス税であります。大衆負担軽減のため税率を六%に引き下げるとともに、免税点三百円を基礎控除五百円に改め、同時に大企業に對する非課税の特例を廃止いたしております。

第五は、料理飲食等消費税についてであります。改正案の外人客に對する非課税措置は、実際は高級ホテル助成や脱税奨励の意味しか持たず、このため道府県の税収が相当減少することと考へるとき、もしその余裕があるならば、当然大衆の生活につながる減税で修正案では、外人客に對する非課税措置は行なわず、旅館の宿泊及び飲食について控除を現行八百円から一千円に、免税点を現行一千円から一千三百円に引き上げ、飲食店喫茶店等における免税点を現行五百円から八百円に引き上げ、大衆負担の軽減をはかる措置を講じたのであります。

第六は、消防施設税であります。これは消防施設をより拡充整備するため目的税として創設するもので、都道府県は、市町村に對し消防に關する費用に充てる財源を交付するため、火災保険会社の火災保険料収入の三%を消防施設税として課するものとしたしております。

第七は、たばこ消費税であります。地方自主財政強化と減税補てんのため、道府県はたばこ消費税の税率を現行九%から一二%に、市町村の場合は改正案の一五%を一八%にそれぞれ引き上げるよう修正いたしております。

なお、そのほか政府改正法案における軽油引取税の増税については、物価値上げにつながるものとして引き上げ措置は行なわず、国民健康保険税については、改正法案は所得割の計算につき市町村民税ただし書き方式による計算を存置しておりますが、せっかくただし書き方式が廃止される際でもあり、市町村民税所得割の課税方式によることとするよう修正をいたしております。

わが党は、別に地方交付税法の一部を改正する法律案を準備し、地方交付税率を、現行二八・九%から三一%に引き上げることとしており、さらに国税における租税特別措置の改廃により当然住民税及び事業税の大幅増収を期待できるので、この修正案による地方税減税額は千五百五十四億円にのぼるに對し、増収額はあれこれ千七百九十億円に及び、地方財政は差し引き二百三十六億円増加することとなるのであります。

以上が本修正案を提出する理由並びにその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。
○森田委員長 中島茂喜君。
○中島(茂)委員 ただいまお手元に配付いたしました地方税法等の一部を改正する法律案に對する自由民主党提案

にかかる修正案につきまして、私から提案の理由を御説明申し上げます。修正の案文はお手元に配付いたしておるので、朗読は省かしていただきます。

御承知のように、今秋、オリンピックが東京で開催されるのであります。これがに伴い、オリンピック関係者や外人客が多数来訪されるとともに、これを機に今後ますます観光あるいは商用その他の目的で来訪する外人が増加することが予想されるのであります。そこで、これらの外人客の税負担を少しでも軽くして、わが国滞在中の印象をよくし、また外人客を一そう多く誘致する目的で、今回当分の間、外人客の飲食及び旅館における宿泊について料理飲食等消費税を非課税とする措置が講ぜられておるのであります。しかしながら本委員会及び小委員会において慎重かつ熱心に審査を重ねました結果、立案の趣旨並びに徴税技術上の面から、非課税措置の期間及び対象となる行為について制限を加える必要があると認めたとであります。これが本修正案を提出する理由であります。次に、修正の内容について申し上げます。

まず第一に、非課税措置についての特例期間を限定したこととあります。すなわち、原案は当分の間とされておりますが、これは、法律改正をしない限り恒久的に非課税となるのであります。そもそも今回の非課税措置は、世紀の祭典であり国際親善の行事であるオリンピック開催に際し、特に一時的な特例を設けようというものでありますので、この趣旨から非課税措置の期間はオリンピック開催期間を中心とする六カ月程度とするのが妥当と思われるのであります。

ますので、本年七月一日から同年十二月三十一日までの間に限ってこれを認めようとするものであります。

第二は、非課税措置の対象となる行為についてであります。原案では、飲食及び旅館における宿泊の行為について非課税措置を認めることとされておるのであります。これにより、遊興行為については課税されることになるのであります。しかしながら、たとえバー、キャバレー、料亭等における遊興を伴う飲食の場合は、遊興行為には課税され、飲食行為については非課税措置が適用されるということになるのであります。実際上遊興分と飲食分とを分離することがむずかしく、徴税技術上その捕捉が困難であるとともに、奢侈的行為である遊興行為についても事実上非課税とするにひとしい結果となることをおそれるものであります。また飲食行為以外の行為について厳格に課税するときは、飲食行為、遊興行為及びその他の利用行為の区分を行なわねばならず、外人客に対し、その分別に疑惑の念を与えるのみならず、外人客を優遇し好印象を与えようとする法改正の趣旨に相反する結果となるのであります。しかも飲食行為全般について非課税措置を認めることは、オリンピック開催年における特別の措置という面から考えても、あるいは国民感情から見ても妥当性も欠くものであると考える次第であります。従つて、オリンピックの機会に来日する外人客について特典を認めるとするならば、この税の対象となる行為のうちでも、外人客すべてに共通な行為である宿泊及びこれに伴う飲食について優遇措置をとることとするのであります。

が、非課税の範囲を明確にし、徴税上も事務的な負担がなく、最も適当と考えられるのであります。

以上がこの修正案の趣旨及び提案の理由の概要であります。

何とぞ皆さま方の御賛成をお願いする次第であります。

○森田委員長 以上で両修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、安井吉典君外二名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定によりまして、本修正案に対する内閣の意見を聴取いたします。早川自治大臣。

○早川国務大臣 安井委員御提案の修正案の各事項は、いずれも慎重に検討を要するもので、にわかに政府として賛成いたしかねる次第でございます。

○森田委員長 これより地方税法等の一部を改正する法律案、これに対する両修正案及び市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案を一括して討論に付します。討論の申し出がありますので、順次これを許します。村山達雄君。

○村山(達)委員 私は自由民主党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案と、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の両案につきまして、自由民主党から提案をされました修正案と、同修正案にかかるとる修正部分を除く政府原案に対し賛成、日本社会党より提案されました修正案に対し反対の討論を行なわんとするものであります。

私が政府原案に対し賛成する点は、要約すれば次の三点であります。その一つは減税規模であり、その二つは改正の内容であり、その三つは減取補てんの措置であります。

まず減税規模について見ますと、その額は、一般減税において平年度八百八十億円、初年度四百九十億円、道路整備計画改定に伴う目的財源充実にための軽油引取税の増徴分を差し引いても、平年度七百八十億円、初年度四百億円の巨額にのぼり、その規模は戦後最大であります。国民所得に対する国税、地方税を通ずる負担率は二・二％と、前年度に比べ〇・七％の上昇を示していますが、地方税負担の割合はほとんど変わらない点は、注目されてよいと存じます。

近時における地方財政の状況は、御承知のように、地方団体の努力や国の適切な施策により、加えて経済の目ざましい成長にささえられて、漸次健全化の道をたどっていることは事実であります。公共事業や社会保障や文教などを中心とする行政水準向上のための歳出増加の要請はきわめて強いものがありまして、減税の財源もその余剰に乏しい実情にあります。また、多数にのぼる地方団体の間におきましては、相当程度その財政力に格差の存することとも免れ得ないのであります。地方税の減税は、その性質上、財政力の低い地方団体の財政事情に制約されるので、地方団体の通ずる減税枠額は直ちに実現可能な減税額を意味せず、地方税はその意味で減税の弾力性に乏しいのであります。昭和二十五年度から三十八年度まで、国税、地方税を通じて行

なわれた減税総額一兆一千億円の中にあって、地方税の減税分が二千億円程度にすぎないのも、この間の事情を物語るものであります。

しかるに、このような実情のもとにおいて今回多額の財源を投じて画期的な地方税の減税に踏み切ったことは、住民負担の軽減とその地域格差の是正に対する政府のなみなみならぬ熱意を示すものとして、高く評価する次第であります。これが、私が政府原案に対し賛意を表する第一の理由であります。

次に、改正案のおもな内容について見ますと、最もきわ立っているのは、市町村民税所得割についてであります。市町村民税所得割につきましては、古くは五つの課税方式があり、逐年各課税方式間の負担の均衡をはかるための努力が続けられ、三十七年度において、本文方式とただし書き方式の両方式に整理統合を見るに至ったのであります。両方式間においては、いままなお著しい負担の格差が見られるのであります。実感を呼ぶために、具体的に説明しますと、現在ただし書き方式により負担している所得割額は、納税者一人当たり平均で七千三百円程度であります。もし本文方式の標準税率で負担することが可能となれば、その額は三千二百円程度となるはずであります。すなわち、裏から言えば、ただし書き方式の納税者は本文標準税率の納税者に比べて二・三倍の負担額に上っていることになるのであります。現在ただし書き方式を採用している市町村の数は二千七百余で、全市町村数の約八割にのぼり、しかもその大部分は後進地域に

属する市町村でございます。ただし書き方式による納税者数は七百六十七万人で、全納税者の四割に及んでおります。その一つは、扶養控除のやり方の違いによるものでありまして、本文方式が第一目七万円、第二目以下三万円の所得控除の方法によるのに対し、たゞし書き方式では一律にわずから六百元程度の税額控除の方法によつてゐるためであります。この控除方法の違いから生ずる負担の格差は、納税者一人当たり平均三千円程度と推定されます。

格差を生ずる原因のその二つは、超過課税によるものでありまして、制度的に見ますと、現行所得割は本文、たゞし書きとも制限税率の定めがなく、また税率適用上の所得段階区分が標準税率の制度を採用しているため、財政力に乏しいたゞし書き採用市町村においては、あるいは所得段階区分を細分し、あるいは超過税率を設ける等により、とかく多額の超過課税を行ないがちとなるためであります。事実、本文方式市町村の超過課税が五十億円程度であるのに対し、たゞし書き市町村のそれは二百億円程度に及んでゐる実情にあります。経済成長の第二ラウンドにおける重大な課題の一つが、地域格差の是正にあることはいふまでもありませんが、市町村民税所得割におけるこのような明白な負担の格差の解消こそ、まづ先に着手するべき現下の急務であり、政府の改正案もこのような見地から理解されるべきものと存するのであります。

改正案は、三十九、四十の両年度にわたる漸進的な措置により、両課税方式を統一するとともに、過重な負担を排除せんとするものであります。すなわち、まづ三十九年度においては、たゞし書き方式を本文方式に近づけるための経過措置を講ずるにとどめることとし、現行の税額控除を、第一目四万円、第二目以下三万円の所得控除に改め、続く四十年において第一目目の控除額を七万円に引き上げて、両方式を完全に統一するとともに、標準税率を標準税率の制度に改めつつ、新たに一・五倍の制限税率を設け、極端な超過課税の解消を期してゐるのであります。しかして、両年度にわたる措置により、たゞし書き納税者中二百五十万人程度のものが失格者として所得割の負担から解放され、その他の者にありまして平均で四割七分程度の減税、地域によりましては七割五分程度の減税となることもございます。

次に、固定資産税につきましても、新評価制度の実施に伴う負担の増減を緩和するため、三十九年度から四十一年度までの三年度間負担の調整を行なうこととし、農地については三十八年度の税額をこえないよう、また農地以外の土地についても三十八年度の一・二倍の税額をこえないよう措置してゐるのであります。今回の新評価制度は、長年の懸案とされてゐた固定資産について各種資産間や地域間に存する評価の不均衡から生ずる固定資産税の不均衡を是正するための措置でありまして、もとよりこれにより増税を企図するものでないことは周知のとおりであります。したがって、税率に所要の調整を加える等の措置を講じつつ、固定

資産税の負担を直ちに新評価の基礎に立つて実施に移すことも一応考えられるところでありまして、他面負担の激増を避けることは、制度改正にあつて常に意を用ひなければならぬところであります。この意味において、今回の改正案が家屋や償却資産の負担については新評価に移行することとしながら、土地については所要の調整措置を講じてゐるのも、新旧評価の異動の実情に照らしてみれば、現段階における妥当な措置としてうなづけるのであります。

事業税につきましても、中小企業の負担の軽減をはかる見地から、法人事業税において軽減税率の適用範囲の拡張をするともに、個人事業税の基礎控除額を引き上げ、電気ガス税については、前二年度に引き続き、本年度においても税率を一分引き下げることにより大衆負担の軽減をはかり、住宅建設促進の政策的要請に即応して、不動産取得税における基礎控除等の引き上げ、固定資産税の二分の一の軽減等の措置を講じ、また軽油引取税について、新道路計画の発足に伴う目的財源充実の見地から、揮発油に対する税負担のバランス等を考慮して二割の税率の引き上げを行なう等重要な改正を行なつてゐるのであります。

以上のおもな改正のほか、市町村民税所得割における専従者控除額の法定化や引き上げ、広く住民税における障害者等についての非課税範囲の拡張、不動産取得税における非課税規定の整備拡充、固定資産税における免税点の引き上げ、非課税規定の整備拡充、中小企業者の特別償却対象資産についての軽減、外航船舶に対する時限的免税、産業用電気の使用に対する電気ガ

ス税の減免措置の拡充など、各方面において行き届いた、きめのこまかい改正案が盛り込まれてゐるのであります。

以上、今回の改正案はきわめて広範にわたり、その内容は現下の各方面の要望にこたえて住民負担の軽減合理化をはかりつつ、地方税制の体系的整備をも前進せしめるものであります。さきに述べた弾力性に乏しい地方財政の現状をあわせ考えるとき、われわれは政府の努力を高く買うものであり、私が政府案に賛成する第二の理由もここにあるのであります。

ただ、料理飲食等消費税につきましても、政府案では、当分の間、外人客の飲食及び旅館における宿泊に対して免税することとなつております。しかして、その趣旨は、提案理由によりまして、今秋開催されるオリンピックを機とし、多数の外人客の来訪が予想されるが、これらの者の負担を少しでも軽くしてわが国における滞在の印象をよくし、またこれにより外人客をいそぐ多く誘致せんとすることにありやうであります。しかしながら政府案は、広く飲食及び宿泊を免税としてゐるの、その適用を受ける場所はきわめて広範囲にわたるのであります。実際の調査は、行為後相当期間を経て書面調査の方法によらざるを得ないのであります。その際、飲食代についても外人客分と本邦人分の別、飲食代と遊興代の区分等を誤りなく判定し、的確な税務行政の運営を期することは至難のわざと思はれるのであります。もし事態がそうであれば、他面便乗者の発生も手放して予期せざる多額の減収を生ずるおそれもあり、またこのような事態の発生をおそれて執行の厳格をは

かれば、煩瑣な手続を要求することになるだけでなく、執行上の紛争発生のおそれなしとはいひきれません。もしそのようなことになれば、本税軽減の本来の目的に逆行して、かえつて外人客の印象を悪くする場合すら予測されるのであります。したがって、この際はむしろ税務行政運営の実態面に重点を置き、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食のみを免税とするほうが、より政府提案の趣旨にかなうものと認められるのであります。また免税の期間につきましても、今回の措置が異例の措置であることにも顧み、この際はオリンピック開催期間を中心とした半年ほどの期間に限ることが適当と認められるのであります。政府案のような、広く一般外人客の誘致を目的とする免税制度を導入するかどうかは、今度の措置の実績を見て、あらためてかかる措置の政策的効果を判断した上で決しておそくはないと考えるのであります。これが私が自由民主党の提案いたしました修正案に対して賛成する理由であります。

第三は、今回の減税に伴う市町村財政に対する補てんの措置についてであります。まず、電気ガス税の減税分につきましては、たゞは消費税の税率の一・六%の引き上げという税源配分の方法によりその穴埋めをはかつてゐるのであります。両税の地域的な散らばり及びその伸長性から見て適当な措置と考えるのであります。

次に、市町村民税所得割の減税に伴う補てんについては、二つの注目すべき措置が講ぜられてゐるのであります。

その一つは、地方財政法を改正して、三十九年度及び四十年年度における減税額については、その年度において減税額と同額の地方債の起債を、また減税年度以降五年度間に限り、引き続きそれぞれ毎年二〇%ずつ逓減した額による起債を認め、これらの地方債を国が資金運用部資金で引き受けることとしておけるのであります。この措置により三十九年度から四十年年度の六年度間、減税に伴う市町村財政における収入減を緩和するとともに、減税補てん債でカバーできない減税額を逐次計画的に地方交付税と地方税の自然増収の中に吸収せんとするものであります。すなわち、平年度たる四十五年度において三百億円の減税に伴う減収を完全吸収することを目途に、四十年年度の三十億圓に始まり、四十一年度から四十四年度まで逐年六十億圓ずつ吸収額が増加するよう仕組まれておるのであります。

所得割減税に伴う減収補てん措置のその二は、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の別特措置に關する法律案において提案されているところのものであります。その案によれば、補てん債にかかる元利償還金の三分の二は償還の年において、国の負担において当該市町村に補給し、その三分の一はその年の基準財政需要に繰り込むことにより普通交付税でカバーしようとするものであります。これにより減税を行なったただし書き市町村の財源は完全に補償されることになるのであります。この措置による国の負担総額は六百億圓とその利子額であり、普通交付税でまかなうべき地方負担分は三百億圓とその利子額であります。償還金の地方負担分のピーク時は、発行条件を利率六分五厘、一年据え置き七

年元利均等償還とすれば四十五年度となり、その額は五十七億圓程度となるのであります。先に述べた減税に伴う減収分と合しても三百五十七億圓程度と見込まれますので、最近における交付税の伸長状況から見れば、この程度の額は十分吸収可能と認められるのであります。

以上申し上げたように、所得割の減税に伴うただし書き市町村の減収額の補てんについては、まず国と地方の緊密な協力によりその負担を分担し合い、またその地方負担分については、将来の地方税、特に交付税の自然増収に逐次計画的に吸収され、減税を行なったただし書き市町村の負担をできるだけ少なくするよう精密な配慮が加えられておるのであります。換言すれば、このような配慮の裏づけによりまして、課税方式の統一という長年にわたる懸案の実現が初めて可能になったとも言えるのであります。私が政府案に対して賛成する第三の理由もここにあるのであります。

以上、政府原案に対し賛成の理由を述べたのであります。もとより政府原案によりまして幾つかの重要問題が将来の解決に残されておるのであります。

その一つは、減税に伴う減収のうち減税補てん債の起債に基づいてカバーできない部分についての財源措置の問題であります。この部分の補てんについては、今度の改正案では、制度的には完全な保障を欠いているのであります。が、今次改正の精神に照らせば、当然これら貧弱市町村の基準財政需要の引

き上げにより解決すべきものと存するのであります。

その二つは、所得割について新たに設けられた制限税率に關する問題であります。新所得割においても一・五倍の限度で超過課税を行なうことが認められることとなりましたが、このことは決して行政水準の低い貧弱市町村が不足財源を補うため住民に対し超過負担を課することを是認する意味ではないのであります。将来にわたりその基準財政需要額の算定の合理化につとめるよう希望するものであります。

その三は、固定資産税の四十二年以降における負担調整の具体的措置についてであります。さしむきの調整方法は、まず適当であるといひまして、新評価に基づく将来の調整措置の内容が不明であるため、納税者においても懸念する向きがあるようであり、政府はすみやかに適切な措置について検討を行ない、その措置の方向なりとも明らかにすることが急務であると認められるのであります。

さて次に、日本社会党から提案されておりますところの修正案について反対の意見を申し上げます。

まず本修正案は、地方交付税率を現行二・八・九%から三・一%に、たばこ消費税率を政府提案の二・四%から三・〇%に引き上げ、また固定資産税や電気ガス税の産業方面に対する現行の減免制度、さらには国税における法人税の特例措置について、これを大企業に対する特権的な減免措置とするたてまえから、これが徹底的整理を打ち出し、これらのことを前提とした上で減税を行なおうとするものであります。しかし

ながら、国・地方を通ずる現下の財政事情から見まして、いま直ちに交付税やたばこ消費税率の税率をこれ以上大幅に引き上げることがいかに困難であるかは、いまさら申し上げるまでもありません。また、いうところの大企業に対する特権的特例措置は、実はコストの引き下げ、輸出力の増強、設備の近代化等、総じて国民経済運営上の政策的要請に基づき、しかもそのときどきの必要に応じて弾力的になされた新設改廃の長年にわたる経過の積み重ねから成っているものでありますから、いまにわかにこれを排除するがごときことは、さなきだに脆弱なわが国経済の基礎に悪影響を及ぼすものであり、賛成しがたいのであります。

次に、提案にかかる減税案のおもな内容について見ますと、住民税については三十九年度から両課税方式を完全に統合し、また制限税率を一・二倍に引き下げ、その補てん財源を全額国の負担に求め、個人事業税については撤廃を目途としながら、さしあたり基礎控除額を三十万円に引き上げ、固定資産税については現行評価額を据え置きつつ、農地について評価額を三分の二に引き下げ、電気ガス税については税率を二%軽減するとともに、家庭用につき現行の免税点にかえ五百円の基礎控除を新設し、料理飲食等消費税については、飲食についての免税点を八百円に引き上げ、また軽油引取税の引き上げるものとして全面的に反対しているものであります。

これらの案につきましましては、中には将来の問題として傾聴すべき提案も含まれておるのでありますが、負担のバランスの点、財源措置の点、地方税

体系の点などから、現段階における改正案としては、率直に申して、総じて現実性に乏しいらみをおい得ないのであります。このような理由から、日本社会党の修正案に對しましては遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。

以上述べました理由により、私は、自由民主党から提案せられた修正案及び同修正案による修正部分を除く政府原案に對し賛成し、日本社会党から提案された修正案に對し反対するものであります。

○森田委員長 細谷治嘉君。○細谷委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に關し、中島茂喜君提出にかかる修正案及び修正部分を除く政府原案に對し、日本社会党から提案された修正案に對し反対するものであります。

まず第一に、今回の地方税法等の一部を改正する法律案は、戦後暫期的な減税だと広言いたしておりますが、その内容を見ますと、道府県税においては八十三億三千八百萬円の減税であり、市町村税においては八十七億三千四百萬円の増税となり、実質的には三億九千六百萬円の増税となつておるのであります。市町村民税におきましては百三十五億六千九百萬円の減税となつておりますが、地方税全体を通じての減税額は合計百三十一億七千三百萬円にすぎず、増収額二千三百二十六億五千二百萬円に對しましてはわずかに六%にすぎないのでございます。地方税収入

は総額一兆二千九百億円でありまして、二二%の伸びを見積もっており、昨年度の前年度比一三%増に比し、きわめて過大であります。しかも内容的には、法人事業税や市町村民税の伸びが二三ないし三一%の伸びと見ておりますが、はたしてこれだけの伸びが期待し得るやいなや、はなはだ疑問と申さなければなりません。

今回の改正案の一つの柱は、住民税の課税方式の統一にあるといえます。周知のごとく住民税には本文方式とただし書き方式との二つがあります。このために、同じ日本国民で同じ所得でありながら、三、四倍、はなはだしいところでは六ないし七倍の税が課せられるという不合理、不公平が存在しておたのでございます。今回よりやく統一へと踏み切ったのでござい

ますが、むしろおそきに失したと申さざるを得ません。住民税は、固定資産税とともに市町村税収の大宗をなしております。したがって、これに關する何らかの改正は、当然その財源補てんを完全に行なうことによつてのみ初めて実施し得るものといわなければなりません。しかるに政府案は、その三分の一を地方交付税の基準財政需要額に算入することにより、残りの三分の二は減税、補てん債の元利償還額の補給をもつてしようとするものであります。しかもこの減税補てん債は、赤字公債そのものであり、年々二割を減じ、六年後にはゼロとなるものでござい

ます。一方地方交付税による補てんは、交付税率の改正を伴わず、自然増と基準税率の五%引き上げによつて生み出そうとするもので、二千数百に及ぶ市町村の期待を全く裏切るものと断

ぜざるを得ません。財政の貧弱な市町村は、その行政水準を維持向上させるために住民の担税力をこえて市町村民税を重く課してまいつたのでござい

ます。公平を貫き、不合理を正し、憲法二十二条の居住の自由を實質的に保障しようとする政治上の必然性から課税方式の統一が試みられる以上、その財源を完全に穴埋めすべきことは議論の余地のないところでござい

ます。したがって、改正に伴う減税補てんのために全額国庫による臨時特別交付金制度の創設を強く主張するとともに、百五十億圓ずつという非現実的なやり方ではなく、初年度において方式の統一を実施し、二年度において準拠税率を標準税率制度に改め、しかも標準税率の一・二倍をこえて所得割を課すること

ができませんとする社会党修正案に私は心から賛成いたすものでござい

ます。改正の第二の柱は、固定資産税にあると言います。昭和三十七年四月、地方税法の一部を改正する法律が社会党の反対を押し切つて成立いたしました。その内容は、評価制度に改め、これを昭和三十九年度から実施しようとするものであります。政府は、三十七年七月以来数次にわたつて試案なるものを市町村に示し、わずかな交付税を交付して事務を進めさせてまいつたのであります。正式な評価基準は、実施直前の昨年十二月二十五日官報で告示され、しかも本年一月二十八日官報で再修正をいたしております。このこ

とは、整備きわめて不足な政府自体が一方的に強行したことを如実に物語っており、まことに遺憾と申さなければなりません。

新評価基準による評価額は、農地一・二ないし一・四倍、宅地六ないし七倍、はなはだしいものは十倍以上、山林三ないし四倍、家屋、償却資産等はほぼ同額というように、資産間にははたしきい格差を生じ、市町村間においても著しい不均衡を生んでおるのであります。このことは土地の極端な増税を意味し、逆に大資本、大企業の償却資産の減税を結果することとなるのであります。固定資産税の総額を

変えないという法衣のそでの下に、すでに池田内閣の大資本擁護のためのよろいがかきさらりと光つておると断ぜざるを得ないのであります。政府は、売買実例に基づく評価が正しいと主張いたしております。自治省の資料によりますと、この税が創設された昭和二十五年から三十三年ごろまでは各資産間に著しい不均衡がなかつたのに、三十四年ごろから急激なアンバランスが生ずるようになっておりました。このことは、池田内閣の高度経済成長政策が生んだゆがみであり、このゆがみを正当化し、これによつて固定資産税を課するがごときは断じて許すことができないのであります。政府案は、激変緩和という名目で、三年間農地については前年を上回らない、宅地、山林等については二割増を限度とする暫定措置を講じておりますが、依然として宅地に對する増税以外の何ものでもなく、三年後には税率の引き下げ等によつて一気に土地、宅地の増税、償却資産の減税への基本コースを指向するものと言わざるを得ません。のみならず、土地、家屋には都市計画税が課せられて

いる点、二重の増税と指摘せざるを得ないのであります。ある素朴な農民の、池田さんは住民税を下げ、そのかわりに固定資産税を上げおるとのことには、真実が存在しておると思うのであります。

日本社会党は、このような性格の政府案に断固反対し、暫定期間中土地はすべて三十八年度の評価額をもつて課税するとともに、免税点の大幅引き上げと大企業に対する課税標準の特例または非課税措置を廃止する修正案に心から賛成いたすものであります。

第三は、電気ガス税についてであります。政府案は、税率を一%下げるかわりに、市町村はば消費税を一・六%引き上げるほかに、非課税範囲の拡大と、さらに輸出振興のため本年六月から五年間数品目につき新たに百分の二の新税率を設け、減税することを内容としたしております。現在、電気ガス税には百二十種に及ぶ非課税品目があり、その減税額は二百億圓に達しております。これらを検討いたしましたところ、何ゆゑの非課税かと考えられるものが多く、いまや特權化しつつあるものであります。私は、税率を百分の六に引き下げ、免税点を改め、基礎控除を五百圓とするともに、大企業に対する非課税の廃止を主張する社会党修正案に賛成し、政府案に強く反対するものであります。

第四は、料理飲食等消費税についてであります。私がきわめて奇怪に思うことは、外客に対する料理飲食等消費税の特例に關する政府の態度であります。この問題は、過去の国会で確定を見たにもかかわらず、オリンピックの名のもとに特例を設け、あまつさへ閣議において範圍を拡大し、期間を永久化すべく修正案をするに至つたこと

はまことに遺憾のきわみと申さなければなりません。もし万一政府案が成立することになれば、それは一種の治外法權であり、まさに國辱とも言ふべく、また国会の朝令暮改を意味し、国会の權威を失墜するものと申さなければなりません。私は、断固この削除を要求いたしますとともに、大衆に對する消費税の軽減をはかる修正案に賛成いたすものであります。

以上のほか、事業税、軽油引取税、国民健康保険税、たばこ消費税率等に關する社会党修正案に賛成し、政府案に強く反対いたすものであります。最後に、地方自治確立のため、地方税の充実、自主財源の強化について一言いたしたいと思ひます。昭和三十一年度の国税と地方税の比は、ほぼ七対三であり、地方交付税、譲与税を地方財源として計算いたしますと、五五対四五となるのであります。今日、国と地方との歳出はおおよそ四対六で、特に国の公共投資の増加によつていよいよ地方負担が増大し、地方債の発行増によつて、地方の財政構造は一段と硬直化しつつあるのであります。したが

率直に申し上げまして、今度の地方税法の改正にあたりましては、あまりにもわれわれ納得がまいりませんし、合理性を見出すことに相当苦慮をいたすわけでございます。委員会を通じ、審査の小委員会を通じ、あるいはまたこの委員会におきます質問及び答弁を通じまして、いささか幻滅の感を禁じ得ないものがあるのであります。そういう観点から、民社党は委員会あるいは審査の小委員会において質問を通じ意見を申し述べて答弁を求めたのであります。この過程を通じましていまいちなお納得がいかず、しかも今日の漸進的な内容のない政治的貧困を痛切に感じておるのでございます。

私は最後の討論でございまして、同時にまた社会党の修正案が出、細谷委員の詳細なる討論で論点が明らかにされておりますので、本来申し上げますと、民社党が各問題点に論及いたしますしてその態度を明らかにすべきであらうかと思ひますけれども、私どもの質問戦を通じ明らかにいたしておりますこと、おおむね社会党の修正案がわれわれと意を通じ、妥当であることを確信いたしましたして、全く今度の問題につきましてはいろいろ申し上げたいことがあるのでありますけれども、率直に申し上げます、私どもが賛意を表すべくその具体的内容の貧困であることとを強く申さねばならぬと思うのであります。

私はこういう観点に立ちまして、以上申し上げましたように、やはり今日の地方税法の問題は、今国会での大きな一つであることを感じまするとき

こゝに於いて、観点を立ちまして、私は政府案反対、さらにまた、自民党の微温的な修正案の内容につきましても、これを了承しかねるのでありまして、社会党の修正案を強くこれを支持いたしました。私の反対討論を終わりたいいたします。

○森田委員長　以上で討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。
まず地方税法等の一部を改正する法律案に対する安井吉典君外二名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立少数。よつて、安井吉典君外二名提出の修正案は否決されました。

次に、中島茂喜君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○森田委員長 起立多数。よつて、中島茂喜君外四名提出の修正案は可決されました。

部分を除いた原案について採決いたします。

○森田委員長　起立多數。よつて、地方税法等の一部を改正する法律案は、中島茂喜君外四名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。(拍手)

次に、市町村民税減税補てん償償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案について採決いたします。

○森田委員長 起立多数。よつて、市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決されました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○森田委員長 御異議なしと認め
す。よつて、そのように決しました。

○森田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時四分散會

